

# 学生便覧

2015

神戸大学工学部

Faculty of Engineering Kobe University

# 平成 27 年 度 学 年 曆

学年開始（前期開始）	4月1日（水）
春季休業	3月27日（金）～4月5日（日）
本学創立記念日	5月15日（金）
夏季休業	8月8日（土）～9月30日（水）
前期終了	9月30日（水）
後期開始	10月1日（木）
冬季休業	12月25日（金）～1月7日（木）
学位記授与式	3月25日（金）
後期終了	3月31日（木）

（注）授業開始・終了日，授業振替日，履修登録期間等の詳細については，その都度，掲示により通知する。

## 目 次

I 沿革略史	3
II 機 構	15
III 教学規則等	
1 神戸大学教学規則	19
2 神戸大学共通細則	48
3 全学共通授業科目実施に関する規則・内規等	
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則	54
(2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ	55
(3) 神戸大学全学共通授業科目履修規則	56
(4) 再試験制度に関する内規	63
(5) 追試験に関する内規	64
(6) 協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の期末試験の取扱いに関する申合せ	64
(7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について	65
(8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	66
4 神戸大学学位規程	67
IV 学部規則等	
1 神戸大学工学部規則	81
2 神戸大学工学部科目等履修生及び聴講生規程	108
3 神戸大学工学部研究生規程	110
4 神戸大学工学部外国人特別学生入学選考規程	112
5 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項	113
V 修学上に関する工学部内規等	
1 再試験制度について	123
2 定期健康診断の受検に関する申し合わせ	124
3 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて	124
4 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について	125
5 早期卒業の認定基準に関する内規	126
6 早期卒業に関する学科別認定基準等について	127
7 3年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科への早期入学について	129
8 神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について	129
9 神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について	130
10 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ	131
11 転学部に関する申し合わせ	132
12 転学科に関する申し合わせ	133
13 既修得単位の認定に関する内規	134
14 編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取り扱い（申し合わせ）	135

15	工学部学生の試験における不正行為に関する申し合わせ	135
16	工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の 成績評価に対する申し立てに関する申合せ	136
17	神戸大学E S Dコース実施要領	137
VI	授業の概要について	
1	工学部の教育について	
(1)	工学部の教育理念	143
(2)	工学部の学位授与に関する方針	144
(3)	工学部の教育組織	146
(4)	履修に関する諸規則等について	147
(5)	授業科目の履修等について	148
(6)	資格取得の要件について	151
(7)	「G P A」について	153
2	全学共通授業科目について	
(1)	全学共通授業科目とは	155
(2)	全学共通授業科目を担当する組織	155
(3)	全学共通授業科目に関する通知・連絡	155
(4)	全学共通授業科目の教育目標	157
(5)	全学共通授業科目におけるG P A取扱いについて	158
(6)	全学共通授業科目の履修科目一覧表	162
3	学科別授業概要について	
	建築学科	
1	教育の目指すもの	169
2	構成と教育組織	170
3	学習・教育目標	171
4	履修科目一覧表	173
5	履修上の注意	177
6	各授業科目の関係	179
7	建築士試験指定科目	180
	市民工学科	
1	教育の目指すもの	185
2	構成と教育組織	186
3	学習・教育目標	187
4	履修科目一覧表	188
5	履修上の注意	191
6	各授業科目の関係	193
	電気電子工学科	
1	教育の目指すもの	197

2	構成と教育組織	199
3	履修科目一覧表	200
4	履修上の注意	203
5	各授業科目の関係	205
	機械工学科	
1	教育の目指すもの	209
2	構成と教育組織	210
3	履修科目一覧表	211
4	履修上の注意	214
5	各授業科目の関係	216
	応用化学科	
1	教育の目指すもの	219
2	構成と教育組織	222
3	履修科目一覧表	223
4	履修上の注意	225
5	各授業科目の関係	227
	情報知能工学科	
1	教育の目指すもの	231
2	構成と教育組織	232
3	履修科目一覧表	234
4	履修上の注意	237
5	各授業科目の関係	239
VII その他の工学部周知事項		
1	工学部学生の心得	243
VIII 学生関係規則等		
1	神戸大学学生健康診断規程	251
2	神戸大学における授業料, 入学料, 検定料及び寄宿料の額に関する規程	253
3	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	256
4	神戸大学学生懲戒規則	259
5	神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ	261
6	神戸大学学生表彰規程	262
7	国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	264
IX 神戸大学配置図等		
1	神戸大学配置図	271
2	六甲台キャンパス案内	272
3	工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図	273
4	工学部学舎平面図	274
5	システム情報学研究科・工学部(情報知能工学科)学舎平面図	279

6 都市安全研究センター研究棟平面図 .....	281
7 先端膜工学研究拠点平面図.....	282
8 教室設備等一覧表 .....	284
9 主な部局等所在地及び電話番号 .....	285

本紙記載の規則等以外にも学生生活に関係するものがあります。神戸大学ホームページの規則集や別途配布の学生生活案内も参照してください。

I 浴 革 略 史

設 置 申 請	大正6年8月30日、高等工業学校を神戸市に設置方兵庫県知事より文部大臣に申請した。												
敷 地 決 定	大正8年6月23日、校舎敷地を神戸市水笠通1丁目に決定の旨文部省より兵庫県へ通牒があった。												
創 立 費 寄 附	大正8年11月3日、兵庫県知事及び神戸市長より、第12高等工業学校創立費寄附願書を提出した。 大正9年3月25日、同上寄附願が認可された。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>1,098,000円</td> <td>創立費寄附総額</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>501,879円60銭</td> <td>兵庫県負担額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>596,120円40銭</td> <td>神戸市負担額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(361,900円</td> <td>政府支出金)</td> </tr> </table>		1,098,000円	創立費寄附総額	内訳	501,879円60銭	兵庫県負担額		596,120円40銭	神戸市負担額		(361,900円	政府支出金)
	1,098,000円	創立費寄附総額											
内訳	501,879円60銭	兵庫県負担額											
	596,120円40銭	神戸市負担額											
	(361,900円	政府支出金)											
敷 地 寄 附	大正8年12月15日、神戸市長より敷地寄附願書を提出した。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>買収費</td> <td>240,086円</td> <td>面 積</td> <td>10,165坪</td> </tr> <tr> <td>土工費</td> <td>63,500円</td> <td>実用面積</td> <td>10,047坪</td> </tr> </table> 大正10年1月18日、同上寄附願が許可された。	買収費	240,086円	面 積	10,165坪	土工費	63,500円	実用面積	10,047坪				
買収費	240,086円	面 積	10,165坪										
土工費	63,500円	実用面積	10,047坪										
官 制 公 布	大正10年12月9日、勅令第456号をもって文部省直轄学校官制中改正し、第1条中に神戸高等工業学校を加える旨公布された。												
校 長 任 命	大正10年12月10日、財団法人電機学校理事・工学士広田精一が本校校長に任命された。												
位 置 指 定	大正10年12月22日、本校の位置を神戸市水笠通1丁目と定め、大正11年4月から授業を開始の旨文部省告示第511号をもって公示された。												
授 業 開 始	大正11年4月11日、神戸市長田、神戸村野工業学校の一部を仮校舎として始業式及び宣誓式を行い、12日より授業を開始した。												
始 業 式													
本 館 竣 工	大正11年4月25日、本館及び玄関が竣工した。												
校舎引継・移転	大正11年6月24日、神戸市水笠通1丁目本校新築校舎の一部落成、文部省建築課神戸出張所から引渡を受けた。 大正11年6月24日、神戸村野工業学校より新校舎に移転し、授業及び事務を開始した。												
開 校 式	大正13年10月16日、開校式を挙行了した。												
卒 業 式	大正14年3月14日、第1回卒業式を挙行了した。(建築科31名、電気科32名、機械科38名)												
土 地 買 収	大正14年9月22日、学科増設のため敷地を買収した。												
学 科 新 設	昭和3年5月10日、土木科の設置が決定された。												
土木科学則制定	昭和4年3月31日、土木科学則制定が認可された。												
土木科規程公示	昭和4年3月31日、土木科規程が文部省令第12号をもって公示された。												
土 木 科 開 設	昭和4年4月9日、土木科の授業を開始した。												
校 長 交 代	昭和4年4月13日、校長広田精一は願により退官、同日、本校教授古宇田実が本校校長に任命された。												
工業科学研究所 開 所	昭和6年4月11日、工業科学研究所を開所した。												

工業技術員養成科設置	昭和12年8月26日、文部省令第30号をもって臨時別科とし、工業技術員養成科が設置された。
学則改正	昭和14年4月1日、工業技術員養成科を機械技術員養成科と改称した。
精密機械科開設	昭和14年4月11日、精密機械科の授業を開始した。
学科新設	昭和14年5月27日、精密機械科が設置された。
臨時補習科規則制定	昭和16年12月10日、臨時補習科規則制定が認可された。
第二部設置	昭和17年3月25日、文部省令第28号をもって第二部（建築科、機械科、土木科）が設置された。
第二部授業開始	昭和17年4月17日、第二部の授業を開始した。
校名改称	昭和19年4月1日、勅令第165号の施行により、神戸高等工業学校は神戸工業専門学校と改称された。
第二部学科新設	第二部に電気科、精密機械科が設置された。
校舎戦災焼失	昭和20年3月17日、戦災のため大部分の校舎を焼失した。
校舎借上	昭和20年4月23日、滝川中学校を借上げた。
授業開始	昭和20年5月6日、滝川中学校において第二部の授業を開始した。
教官室事務室移転	昭和20年5月10日、各科教官室、事務室を土木科教室に移転した。
授業開始	昭和20年9月10日、第一部、第二部とも、滝川中学校校舎並びに本校土木科教室で授業を開始した。
校長交代	昭和20年11月24日、校長古宇田実は願により退官、同日、盛岡工業専門学校長石原富松が本校校長に任命された。
同	昭和21年2月16日、校長石原富松は願により退官、同日、本校教授芳井正夫が本校校長事務取扱を命ぜられた。
校舎借上	昭和21年5月10日、神戸市から第一機械工業学校（松野学舎）の校舎を借上げた。
授業開始	昭和21年5月13日、第一部、第二部とも、市立第一機械工業学校及び本校土木科教室において授業を開始した。
校長交代	昭和21年5月31日、教授芳井正夫は校長事務取扱を免ぜられ、同日、和歌山工業専門学校長兼和歌山経済専門学校長田中重芳が本校校長に任命された。
第二部廃止	昭和23年3月31日、第二部（電気科、機械科、精密機械科）が廃止された。
学科新設	昭和23年7月7日、化学工業科が設置された。
神戸大学に包括	昭和24年5月31日、法律第150号国立学校設置法の施行により、本校は、神戸大学に包括され工学部となり、建築学科、電気工学科、機械工学科、土木工学科、工業化学科を設けた。
学部長任命	昭和24年5月31日、本学部教授城野和三郎が工学部長に任命された。
校長交代	昭和24年7月23日、校長田中重芳は山口大学工学部長に転任、同日、後任として兼ねて工学部長城野和三郎が神戸工業専門学校長に任命された。
第1回大学入学式	昭和24年7月11日神戸大学第1回入学式を挙行了した。

第二部廃止	昭和25年3月31日、神戸工業専門学校第二部（建築科，土木科）が廃止された。
神戸工業専門学校閉校式	昭和26年2月7日、神戸工業専門学校の閉校式を行った。
神戸工業専門学校廃止	昭和26年3月31日、法律第84号国立学校設置法の一部を改正する法律が公布され、神戸工業専門学校は廃止された。
学部長再任	昭和27年5月31日、学部長城野和三郎の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
第1回大学卒業式	昭和28年3月25日、第1回学士試験合格証書授与式を挙行了。
講座増設	昭和29年4月1日、電気工学第五（電子工学）講座が増設された。
学部長再任	昭和29年6月1日、学部長城野和三郎の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
専攻科設置	昭和30年7月1日、工学専攻科（建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻）が設置された。
講座増設	昭和31年4月1日、建築学第五（建築意匠）講座が増設された。
学部長交代	昭和31年6月1日、学部長城野和三郎の任期が満了し、本学部教授佐藤芳夫が工学部長に併任された。
講座増設	昭和32年4月1日、土木工学第五（衛生工学）講座が増設された。
学科新設	昭和33年4月1日、計測工学科（機械的計測，電子的計測，理学的計測，放射線計測）が設置された。
学部長交代	昭和33年6月1日、学部長佐藤芳夫の任期が満了し、本学部教授城野和三郎が工学部長に併任された。
同	昭和34年1月10日、学部長城野和三郎が辞任し、本学部教授野地脩左が工学部長に併任された。
六甲台移転	昭和34年3月31日、本学学長は工学部学舎（西代学舎）を六甲台に移転するため、神戸市長と覚書を締結した。
覚書締結	
講座増設	昭和34年4月1日、機械工学第七（真空工学）講座が増設された。
新学舎増設予定地整地地鎮祭	昭和34年11月20日、学舎移転地六甲台戦場ヶ谷現地において、整地の地鎮祭が行われた。
校舎建設後援会発足	昭和35年9月12日、神戸大学工学部校舎建設後援会が発足した。会長は原口忠次郎氏。
同寄附申込	昭和35年9月13日、神戸大学工学部校舎建設後援会は、90,000,000円の寄附申込を議決した。 (建387坪，延1,038坪) 附帯設備一式
新学舎建設第一期工事着工	昭和35年10月11日、新学舎第一期工事（事務部，電気工学科，機械工学科，工業化学科，計測工学科）を着工した。
寄附工事着工	昭和35年10月18日、神戸大学工学部校舎建設後援会寄附新営工事を着工した。
学舎建設地鎮祭	昭和35年10月31日、六甲台現地において、学舎建設の地鎮祭が挙行了。

学部長再任	昭和36年1月10日、学部長野地脩左の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
工作工場 新営工事着工	昭和36年1月17日、工作工場の新営工事を着工した。
財産交換申請	昭和36年3月27日、工学部の国有財産交換（渡し財産西代学舎土地、建物、工作物一式と、受け財産六甲台校地27,827坪37）を文部大臣に申請した。
講座増設	昭和36年4月1日、応用物理、応用数学の講座が増設された。
定礎式挙行	昭和36年6月3日、新学舎の定礎式を挙行した。
学舎新営 第一期工事竣工	昭和36年7月31日、六甲台学舎新営第一期工事が竣工した。（建996坪、延2,377坪）
寄附建物受領	昭和36年7月31日、神戸大学工学部校舎建設後援会（会長原口忠次郎）から寄附建物を受領した。
移転開始	昭和36年8月1日、西代学舎の事務部、図書分館、電気工学科、機械工学科、工業化学科、計測工学科、工作工場の移転を開始した。
西代学舎の 移転完了	昭和36年8月31日、上記移転は完了した。
新学舎の 授業開始	昭和36年10月17日より、六甲台学舎において授業を開始した。
学舎新営 第二期工事着工	昭和36年12月6日、六甲台学舎新営第二期工事（建築学科、土木工学科、建築防災実験室）を着工した。 昭和37年3月8日、建築環境実験室、鋳・鍛造工場、水力実験室、車庫の新営工事を着工した。
専攻科専攻増設	昭和37年4月1日、専攻科に計測工学専攻が設置された。
財産交換 契約締結	昭和37年4月10日、工学部の国有財産の交換が認可され、神戸市長と交換契約を締結した。
交換財産授受	昭和37年4月17日、工学部の交換財産を実地授受した。
学舎新営 第二期工事竣工	昭和37年6月30日、六甲台学舎新営第二期工事は竣工した。 （建340坪、延1,437坪） 昭和37年7月15日、建築環境実験室（建36坪、延43坪）、鋳・鍛造工場（55坪）、水力実験室（36坪）、車庫（42坪）の新営工事は竣工した。
松野学舎の 移転開始	昭和37年8月11日、神戸市より借上げの松野学舎の建築学科、土木工学科は新学舎に移転を開始した。
同移転完了	昭和37年8月31日、上記移転は完了した。
松野学舎の返還	昭和37年8月31日、借上げの松野学舎は神戸市に返還した。
新学期の 授業開始	昭和37年9月11日、全学科六甲台新学舎において、後期授業を開始した。
学部長交代	昭和38年1月10日、学部長野地脩左の任期が満了し、本学部教授城野和三郎が工学部長に併任された。
追加工事着工	昭和38年1月13日、会議室、図書閲覧室、機械工学科実験室の追加工事を着工した。
同竣工	昭和38年3月29日、上記工事は竣工した。（建58.8坪、延117.6坪）

専攻科廃止	昭和39年3月31日、工学専攻科（建築学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻、計測工学専攻）が廃止された。
大学院工学研究科設置	昭和39年4月1日、神戸大学大学院工学研究科（建築学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻、計測工学専攻）の修士課程が設置された。
講座増設	昭和39年4月1日、建築学第六（耐震・防振工学）、土木工学第六（交通工学）講座が増設された。
工学研究科第1回入学式	昭和39年4月12日、第1回入学式を挙行了した。
学部長交代	昭和40年1月10日、学部長城野和三郎の任期が満了し、本学部教授伴潔が工学部長に併任された。
学科新設	昭和40年4月1日、化学工学科（高压化学及び熱力学、拡散単位操作、反応工学及び装置材料、装置工学）が設置された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和40年9月4日、化学工学科、工学研究科修士課程の教室、研究室、実験室の新営工事を着工した。
工学研究科第1回修了式	昭和41年3月26日、第1回修士課程修了式を挙行了した。
教室・研究室増築工事竣工	昭和41年3月31日、化学工学科、工学研究科修士課程の教室、研究室、実験室の新営工事は竣工した。（建994m <sup>2</sup> 、延3,479m <sup>2</sup> ）
学部長再任	昭和42年1月10日、学部長伴潔の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学科新設	昭和43年4月1日、生産機械工学科（機械材料学、生産機構学、機械生産工学、熱流体機器工学）が設置され、また、機械工学科の学生定員10名を増加された。
図書閲覧室竣工	昭和43年4月10日、図書閲覧室の新営工事は竣工した。
工学会館竣工	昭和43年7月13日、工学会館の新営工事は竣工した。
学部長交代	昭和44年1月10日、学部長伴潔の任期が満了し、本学部教授井上嘉亀が工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和44年4月1日、工学研究科に化学工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和44年4月1日、電子工学科（基礎電子工学、電子演算工学、半導体工学、電子回路工学）が設置された。
教室・研究室増築工事着工	昭和44年5月13日、生産機械工学科、工学研究科の教室、研究室の新営工事を着工した。
学部長交代	昭和44年7月1日、学部長井上嘉亀が辞任し、本学部教授田中茂が工学部長に併任された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和44年12月23日、生産機械工学科、工学研究科の教室、研究室の新営工事は竣工した。（建954m <sup>2</sup> 、延3,153m <sup>2</sup> ）
教室・研究室増築工事着工	昭和45年4月28日、電子工学科の教室、研究室の新営工事を着工した。
教室・研究室増築工事竣工	昭和45年10月20日、電子工学科の教室、研究室の新営工事は竣工した。（建526m <sup>2</sup> 、延1,824m <sup>2</sup> ）

研究施設設置	昭和46年4月1日、附属土地造成工学研究施設（斜面条件学部門）が設置された。
学部長再任	昭和46年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設・実験室 新築工事着工	昭和46年11月1日、附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事を着工した。
研究施設・実験室 新築工事竣工	昭和47年3月10日、附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事は竣工した。（建、延共1,040㎡）
研究科専攻増設	昭和47年4月1日、工学研究科に生産機械工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和47年4月1日、システム工学科（システム基礎、システム設計、システム解析、システム情報）が設置された。
講座廃止	昭和47年4月1日、機械工学第三（機械工作）、同第七（真空工学）講座が廃止された。
学生食堂新築 工事着工	昭和47年11月30日、学生食堂の新営工事を着工した。
教室・研究室 増築工事着工	昭和48年3月1日、システム工学科の教室、研究室の新営工事を着工した。
学生食堂新築 工事竣工	昭和48年3月27日、学生食堂の新営工事は竣工した。 （建506.31㎡、延531.66㎡）
研究科専攻増設	昭和48年4月1日、工学研究科に電子工学専攻（修士課程）が設置された。
学部長再任	昭和48年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
教室・研究室 増築工事竣工	昭和48年12月20日、システム工学科の教室、研究室の新営工事は竣工した。 （建422㎡、延2,296㎡）
学部長再任	昭和50年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和51年4月1日、工学研究科にシステム工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和51年4月1日、環境計画学科（物理環境計画、環境解析、地域環境・防災、環境施設計画）が設置された。
講座廃止	昭和51年4月1日、建築学第四（建築環境工学）講座が廃止された。
研究施設 研究部門増設	昭和52年4月1日、附属土地造成工学研究施設に第二研究部門（山地水文学）が増設された。
学部長交代	昭和52年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、本学部教授堯天義久が工学部長に併任された。
実験室・研究室 増築工事着工	昭和52年8月1日、環境計画学科の実験室、研究室の新営工事を着工した。
実験室・研究室 増築工事竣工	昭和53年3月30日、環境計画学科の実験室、研究室の新営工事は竣工した。 （建647㎡、延2,411㎡）
研究施設・研究室 新築工事着工	昭和53年8月29日、附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事を着工した。

研究施設・研究室 新築工事竣工	昭和54年2月20日、附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事は竣工した。（建343㎡、延722㎡）
研究科博士 課程新設	昭和54年4月1日、工学研究科に生産科学専攻（博士課程）が設置された。
学部長再任	昭和54年7月1日、学部長堯天義久の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
実習棟増築 工事着工	昭和54年9月10日、システム工学科情報処理実習棟の新営工事を着工した。
実習棟増築 工事竣工	昭和55年3月29日、システム工学科情報処理実習棟の新営工事は竣工した。（建158㎡、延792㎡）
研究科専攻増設	昭和55年4月1日、工学研究科に環境計画学専攻（修士課程）が設置された。
研究科博士課程 専攻増設	昭和55年4月1日、工学研究科にシステム科学専攻（博士課程）が設置された。
工学部学術 訪中団	昭和55年4月28日～同55年5月8日、学部長堯天義久を団長とし14名が天津大学はじめ北京・上海の各大学等を訪問した。
学術交流 協定調印	昭和55年5月14日、トロント大学理工学部（カナダ）また昭和55年6月9日、ワシントン大学工学部（アメリカ合衆国）とそれぞれ調印した。
天津大学学術 訪日団	昭和55年10月7日～同55年10月17日、天津大学副学長趙今声を団長とする9名を招待した。
学術交流 覚書交換	昭和55年10月15日、中華人民共和国・天津大学と覚書を取り交わした。（失効）
学部長交代	昭和56年2月16日、学部長堯天義久が学長に就任し、後任として本学部教授松本隆一が工学部長に併任された。
研究科博士課程 専攻の移行	昭和56年4月1日、自然科学研究科（後期3年博士課程）の設置に伴い、工学研究科生産科学及びシステム科学の両専攻が移行された。
講座増設	昭和56年4月1日、応用解析学講座が増設された。
学部長再任	昭和58年2月16日、学部長松本隆一の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流 協定調印	昭和58年8月30日、ウイスコンシン大学工学部（アメリカ合衆国）と調印した。
学部長交代	昭和60年2月16日、学部長松本隆一の任期が満了し、本学部教授丸橋徹が工学部長に併任された。
学術交流 協定調印	昭和61年2月28日、クイーンズランド大学工学部（オーストラリア）と調印した。（失効）
学部長交代	昭和62年2月16日、学部長丸橋徹の任期が満了し、本学部教授松本治彌が工学部長に併任された。
講座増設	昭和62年5月21日、材料物性学講座が増設された。
学術交流 協定調印	昭和62年4月3日、チュラロンコン大学工学部（タイ）と調印した。（失効）

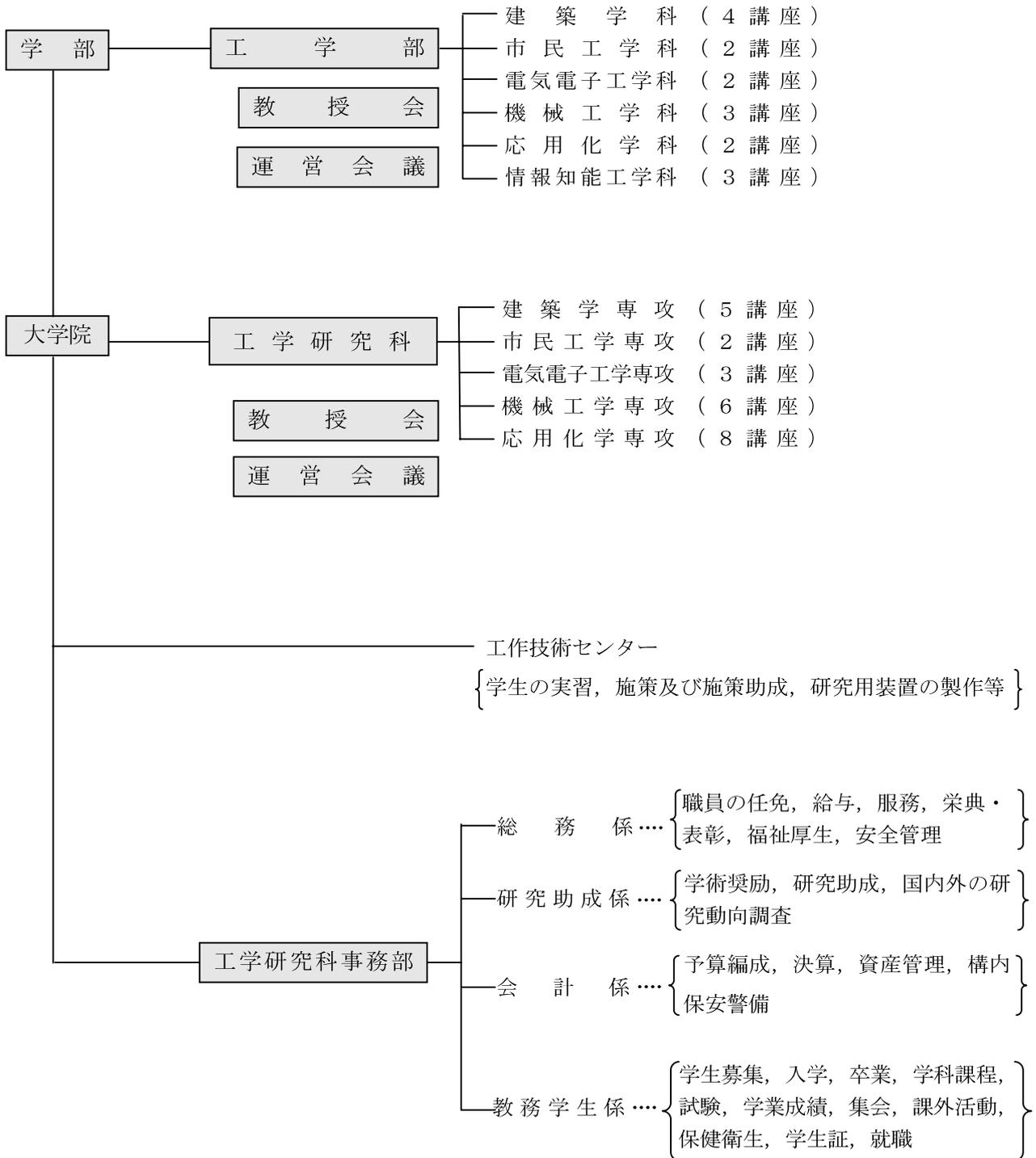
教室棟新築 工事着工	昭和63年3月12日、教室棟の新営工事を着工した。
教室棟新築 工事竣工	昭和63年12月23日、教室棟の新営工事は竣工した。 (建542.88㎡, 延2,555.88㎡)
学術交流 協定調印	平成元年2月6日、タンペレ工科大学(フィンランド)と調印した。
学部長再任	平成元年2月16日、学部長松本治彌の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成3年2月16日、学部長松本治彌の任期が満了し、本学部教授北條卓が工学部長に併任された。
講座増設	平成3年4月1日、情報認識講座が増設された。
学術交流 協定調印	平成3年4月24日、リガ工科大学(ソヴィエト社会主義共和国連邦(当時) (現:ラトビア))また平成3年7月1日、バンドン工科大学(インドネシア)とそれぞれ調印した。
学科改組	平成4年4月1日、旧11学科(建築学科, 電気工学科, 機械工学科, 土木工学科, 工業化学科, 計測工学科, 化学工学科, 生産機械工学科, 電子工学科, システム工学科, 環境計画学科)が5学科(建設学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科, 情報知能工学科)に改組された。
学部長交代	平成5年2月16日、学部長北條卓の任期が満了し、本学部教授多淵敏樹が工学部長に併任された。
研究科修士課程 の移行	平成6年4月1日、自然科学研究科の改組に伴い、工学研究科修士課程が自然科学研究科博士課程前期課程に移行された。
学部長交代	平成6年4月1日、学部長多淵敏樹が副学長就任のため辞任し、後任として本学部教授片岡邦夫が工学部長に併任された。
学部長再任	平成8年4月1日、学部長片岡邦夫の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設の廃止	平成8年5月11日、都市安全研究センターの設置に伴い、土地造成工学研究施設が廃止された。
学部長交代	平成9年2月16日、学部長片岡邦夫が副学長就任のため辞任し、後任として本学部教授北村新三が工学部長に併任された。
学部長再任	平成10年4月1日、学部長北村新三の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成12年4月1日、学部長北村新三の任期が満了し、後任として本学部教授森脇俊道が工学部長に併任された。
学術交流 協定調印	平成12年4月14日、インサリヨン工科大学(フランス)と調印した。(失効)
学術交流 協定調印	平成12年5月9日、クリスチャン・アルブレヒト大学工学部(ドイツ)と調印した。
学部長再任	平成14年4月1日、学部長森脇俊道の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。

学術交流協定調印	平成14年9月17日、ボローニャ大学工学部（イタリア）と調印した。
学部長交代	平成16年4月1日、学部長森脇俊道の任期が満了し、後任として本学部教授薄井洋基が工学部長に併任された。
学部長再任	平成18年4月1日、学部長薄井洋基の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成19年2月16日、学部長薄井洋基が神戸大学理事就任のため辞任し、後任として本学部教授森本政之教授が工学部長に併任された。
学科改組	平成19年4月1日、建設学科を建築学科、市民工学科に改組。 （建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科）
工学研究科博士課程後期課程の設置	平成19年4月1日、自然科学研究科の改組に伴い、工学研究科博士課程後期課程設置。（建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能学専攻）
学術交流協定調印	平成19年8月1日、大邱大学校工科大学（大韓民国）と調印した。（失効）
学術交流協定調印	平成19年8月9日、ガジャマダ大学工学部（インドネシア）と調印した。
学部長再任	平成20年4月1日、学部長森本政之の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成20年11月28日、インサリヨン工科大学（フランス）と調印した。（失効）
学術交流協定調印	平成21年2月24日、西南交通大学土木工程学院、建築学院（中華人民共和国）と調印した。
学術交流協定調印	平成21年5月3日、重慶大学土木工程学院（中華人民共和国）と調印した。
学部長再任	平成22年4月1日、学部長森本政之の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
新研究科新設	平成22年4月1日、工学研究科情報知能学専攻を改組し、システム情報学研究科（システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻）を設置。
学術交流協定調印	平成22年6月25日、重慶大学建築城規学院（中華人民共和国）と調印した。
学部長交代	平成23年4月1日、学部長森本政之の任期が満了し、後任として本学部教授小川真人教授が工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成23年7月18日、ハルビン工業大学土木工程学院（中華人民共和国）と調印した。
学術交流協定更新	平成25年3月6日、大邱大学校工科大学（大韓民国）と更新した。

学 術 交 流 協 定 調 印	平成25年3月6日, ラジャモンコン工科大学イサム校 文理学部 (タイ) と調印した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成25年3月6日, ラジャモンコン工科大学タンヤブリ校 工学部・理工学部 (インドネシア) と調印した。(失効)
学 術 交 流 協 定 調 印	平成25年3月29日, 東北大学資源及び土木工程学院 (中華人民共和国) と調印した。
学 部 長 再 任	平成25年4月1日, 学部長小川真人の任期が満了し, 同氏が再び工学部長に併任された。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成25年9月6日, アリストテレス大学 (ギリシャ) と調印した。
学 術 交 流 協 定 更 新	平成25年11月5日, インサリヨン工科大学 (フランス) と更新した。
先 端 膜 工 学 研 究 拠 点 工 事 着 工	平成25年10月15日, 先端膜工学研究拠点の新営工事を着工した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成26年2月21日, ニューサウスウェールズ大学 (オーストラリア) と調印した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成26年3月26日, ヴィリニウス・ゲディミナス工科大学 (リトアニア共和国) と調印した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成26年6月25日, ラジャモンコン工科大学タンヤブリ校 (タイ) と調印した。
学 術 交 流 協 定 更 新	平成26年10月1日, 天津大学建築学院 (中華人民共和国) と更新した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成26年12月1日, Electronics Research Institute (エジプト) と調印した。
学 術 交 流 協 定 調 印	平成26年12月16日, フローニンゲン大学 生体分子科学・生物工学研究所 (オランダ) と調印した。
先 端 膜 工 学 研 究 拠 点 工 事 竣 工	平成27年2月27日, 先端膜工学研究拠点の新営工事は竣工した。 (建1,145㎡, 延6,121㎡)
学 部 長 交 代	平成27年4月1日, 学部長小川真人の任期が満了し, 後任として本学部教授富山明男教授が工学部長に併任された。

Ⅱ 機 構

運営機構図



III 教學規則等

# 1 神戸大学 教 学 規 則

(平成16年4月1日制定)

## 目 次

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 趣 旨
- 第 2 条 教 育 憲 章
- 第 3 条 学 部
- 第 4 条 大 学 院
- 第 5 条 乗 船 実 習 科
- 第 6 条 収 容 定 員
- 第 7 条 学 年 期
- 第 8 条 学 期
- 第 9 条 休 業 日

### 第 2 章 学 部

#### 第 1 節 入 学

- 第 10 条 入 学 許 可
- 第 11 条 早 期 入 学
- 第 12 条 入 学 期
- 第 13 条 編 入 学
- 第 14 条 転 入 学
- 第 15 条 再 入 学
- 第 16 条 入 学 志 願
- 第16条の2 入 学 者 選 抜
- 第 17 条 入 学 手 続
- 第 18 条 入 学 料 の 免 除
- 第 19 条 入 学 料 の 徴 収 猶 予 等
- 第 20 条 死 亡 等 に よ る 入 学 料 免 除
- 第 21 条 宣 誓

#### 第 2 節 修 業 年 限 ， 教 育 課 程 ， 課 程 の 履 修 等

- 第 22 条 修 業 年 限
- 第 23 条 修 業 年 限 の 通 算
- 第 24 条 在 学 年 限
- 第 25 条 教 育 課 程
- 第 26 条 授 業 科 目 の 区 分
- 第 27 条 授 業 の 方 法
- 第 28 条 履 修 方 法 及 び 試 験

- 第 29 条 履修科目の登録の上限
- 第 30 条 成績評価基準
- 第 31 条 単位の授与
- 第 32 条 単位の基準
- 第 33 条 他学部の授業科目の履修
- 第 34 条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修
- 第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
- 第 35 条 大学以外の教育施設等における学修
- 第 36 条 入学前の既修得単位等の認定
- 第 37 条 編入学，転入学，再入学者の修業年数等
- 第 38 条 転学 部
- 第 39 条 転学 科

### 第 3 節 留学及び休学

- 第 40 条 留 学
- 第 41 条 休学 の 許 可
- 第 42 条 休学 の 解 除
- 第 43 条 休学 の 命 令
- 第 44 条 休学期間の取扱い

### 第 4 節 退学及び除籍

- 第 45 条 退 学
- 第 46 条 疾病等による除籍
- 第 47 条 入学金等未納による除籍

### 第 5 節 卒業要件及び学士の学位

- 第 48 条 卒 業 要 件
- 第 49 条 学士の学位授与

### 第 6 節 授 業 料

- 第 50 条 授業料の納期
- 第 51 条 授業料の免除
- 第 52 条 授業料の徴収猶予及び月割分納
- 第 53 条 休学者の授業料
- 第 54 条 退学者等の授業料

### 第 7 節 賞 罰

- 第 55 条 表 彰
- 第55条の2 懲 戒

## 第 3 章 大 学 院

### 第 1 節 入 学

- 第 56 条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格

- 第 57 条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
- 第 58 条 後期課程の入学資格
- 第 59 条 医学研究科の博士課程の入学資格
- 第 60 条 医学研究科の博士課程への早期入学
- 第 61 条 進 学
- 第 62 条 入 学 者 選 抜
- 第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等
  - 第 63 条 標準修業年限
  - 第63条の2 教 育 課 程
  - 第 64 条 教 育 方 法 等
  - 第 65 条 他大学大学院等の研究指導
  - 第 66 条 研究指導のための留学
  - 第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件
  - 第 68 条 博士課程の修了要件
  - 第 69 条 専門職学位課程の修了要件
  - 第 70 条 学位論文及び最終試験
  - 第 71 条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
- 第 3 節 準 用 規 定
  - 第 72 条 準 用 規 定
  - 第 73 条 履修科目の登録の上限
  - 第73条の2 成績評価基準
  - 第 74 条 他大学大学院の授業科目の履修
  - 第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
  - 第 75 条 入学前の既修得単位の認定
  - 第 76 条 留 学
  - 第 77 条 休 学
- 第 4 章 学位プログラム
  - 第77条の2 学位プログラム
- 第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
  - 第 78 条 特別聴講学生
  - 第 79 条 特別研究学生
  - 第 80 条 科目等履修生
  - 第 81 条 聴講生，研究生及び専攻生
  - 第 82 条 授業料の納期
  - 第 83 条 外国人特別学生
- 第 6 章 授業料，入学料及び検定料の額
  - 第 84 条 授業料，入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第 7 章 教育職員免許状

第 8 5 条 教育の免許状授与の所要資格の取得

附 則

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年 4 月 1 日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年 5 月16日制定）に則り、行うものとする。

### (学 部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際文化学部 国際文化学科

発達科学部 人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海 事 学 部 グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

### (大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	理論法学専攻，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程

工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻， 機械工学専攻，応用化学専攻	博 士 課 程
システム情報学研究所	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博 士 課 程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学 専攻	博 士 課 程
海事科学研究科	海事科学専攻	博 士 課 程
国際協力研究所	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博 士 課 程

2 人文学研究科，国際文化学研究所，人間発達環境学研究所，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究所，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究所の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第 5 条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第 6 条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第 7 条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学 期）

第 8 条 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休 業 日）

第 9 条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日 及び 土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春 季 休 業 3月27日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は，学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，春季，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

## 第2章 学 部

### 第1節 入 学

#### (入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高

等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者

- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

#### (編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

#### （転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### （再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### （入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

#### （入学者選抜）

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

#### （入学手続）

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行われなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

#### （入学料の免除）

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### （入学料の徴収猶予等）

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を

猶予することがある。

- 2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
- 5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

#### （死亡等による入学料の免除）

- 第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

#### （宣 誓）

- 第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

#### 第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

##### （修業年限）

- 第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
  - 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
  - 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
  - 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

##### （修業年限の通算）

- 第23条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

##### （在学年限）

- 第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

### (教育課程)

第 25 条 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

### (授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

### (授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

### (履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

### (履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、

前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

**(成績評価基準)**

第 30 条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

**(単位の授与)**

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

**(単位の基準)**

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目について、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

**(他学部の授業科目の履修)**

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

**(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)**

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第34条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第35条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第36条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等)

第 37 条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数, 履修すべき科目及びその単位については, 教授会の議を経て, これを定める。

(転学 部)

第 38 条 学長は, 学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは, 志望学部の教授会の議を経て, 許可することがある。

(転学 科)

第 39 条 学長は, 学生で転学科を希望する者があるときは, 教授会の議を経て, 許可することがある。

第 3 節 留学及び休学

(留 学)

第 40 条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき, 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は, 所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は, 第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が, 疾病その他の理由により, 3か月以上修学を休止しようとするときは, 所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は, 1年以内とする。ただし, 特別の理由があると認めるときは, 学部長は, 更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において, これを更に延長しようとするときも, 同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず, 医学部医学科の学生であって, 第 60 条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは, 医学部長の許可を得て, 休学することができる。

2 前項の休学期間は, 4年以内とする。ただし, 特別の理由があると認めるときは, 医学部長は, 更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において, これを更に延長しようとするときも, 同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは, 所属学部長の許可を得て, 復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で, 疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは, 学部長の申請により, 学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は, 通算して3年を超えることはできない。ただし, 第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については, 8年を限度として, 医学部において別に定める。

2 休学期間は, 在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退 学)

第 45 条 学生が, 退学しようとするときは, その理由を具し, 所属学部長に願い出て許可を受け

なければならない。

**(疾病等による除籍)**

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

**(入学料等未納による除籍)**

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

**(卒業要件)**

第 48 条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあつては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

**(学士の学位授与)**

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授 業 料

**(授業料の納期)**

第 50 条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、

次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日から休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

#### (授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

#### (休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

#### (退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

### 第7節 賞 罰

#### (表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

## (懲 戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

## 第 3 章 大 学 院

### 第 1 節 入 学

#### (修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程

を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (後期課程の入学資格)

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院におけ

る教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (進 学)

第 61 条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

#### (入学者選抜)

第 62 条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

#### 第 2 節 修業年限、教育方法、修了要件等

#### (標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース）1年

4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事

科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は、3年とする。

#### （教育課程）

**第63条の2** 大学院（専門職大学院を除く。）は、本学、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

#### （教育方法等）

**第64条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

#### （他大学大学院等の研究指導）

**第65条** 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

#### （研究指導のための留学）

**第66条** 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

#### （修士課程及び前期課程の修了要件）

**第67条** 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては、1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### (博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

#### (専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、

その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

**(学位論文及び最終試験)**

第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

**(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)**

第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

**第 3 節 準用規定**

**(準用規定)**

第 72 条 第12条（入学期）、第14条（転入学）、第15条（再入学）、第16条（入学志願）、第17条（入学手続）、第18条（入学料の免除）（第2項を除く。）、第19条（入学料の徴収猶予等）、第20条（死亡等による入学料の免除）、第21条（宣誓）、第22条（修業年限）（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第24条（在学年限）、第27条（授業の方法）、第31条（単位の授与）、第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。）、第33条（他学部の授業科目の履修）、第38条（転学部）、第39条（転学科）、第45条（退学）、第46条（疾病等による除籍）、第47条（入学料等未納による除籍）、第50条から第54条まで（授業料）、第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

**(履修科目の登録の上限)**

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

**(成績評価基準)**

第 73 条 の 2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

**(他大学大学院の授業科目の履修)**

第 74 条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

**(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)**

第 74 条 の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得し

た単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### （入学前の既修得単位の認定）

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### （留 学）

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

#### （休 学）

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

## 第4章 学位プログラム

### （学位プログラム）

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導體制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生（特別聴講学生）

第78条 他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。）、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目

を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。  
(特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。  
(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

## 第 6 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外

国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

## 第 7 章 教育職員免許状

### （教員の免許状授与の所要資格の取得）

- 第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員、平成27年度から平成31年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員、平成27年度から平成36年度までのこれらの総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 5 平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。

附則別表第1(附則第4項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
平成27年度	理学部	惑星学科	35	35
		地球惑星科学科	-	105
	医学部	医学科	112	675
		計	272	1,335
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80	240
		海洋安全システム科学科	40	120
		マリンエンジニアリング学科	80	300
		海事技術マネジメント学科	-	90
		海洋ロジスティクス科学科	-	50
	全学部合計		2,547	10,705
平成28年度	理学部	惑星学科	35	70
		地球惑星科学科	-	70
	医学部	医学科	112	684
		計	272	1,344
	全学部合計		2,547	10,714
平成29年度	理学部	惑星学科	35	105
		地球惑星科学科	-	35
	医学部	医学科	112	691
		計	272	1,351
	全学部合計		2,547	10,721
平成30年度	医学部	医学科	112	695
		計	272	1,355
	全学部合計		2,547	10,725
平成31年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,357
	全学部合計		2,547	10,727
平成32年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,345
	全学部合計		2,535	10,715
平成33年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,333
	全学部合計		2,535	10,703
平成34年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,321
	全学部合計		2,535	10,691
平成35年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,309
	全学部合計		2,535	10,679
平成36年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,297
	全学部合計		2,535	10,667

附則別表第2 (附則第5項關係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成 27 年度	理学研究科	惑星学専攻	24	7
		地球惑星科学専攻	24	14
平成 28 年度	理学研究科	惑星学専攻	48	14
		地球惑星科学専攻	-	7

別表 収容定員

1 学 部

区 分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文 学 部	人文学科	115	115					460	460
国際文化学部	国際文化学科	140	140					560	560
発 達 学 部	人間形成学科	90	280			学科共通 10	10	360	1,140
	人間行動学科	50		200					
	人間表現学科	40		160					
	人間環境学科	100		400					
法 学 部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経 済 学 部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経 営 学 部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理 学 部	数学科	25	140			学科共通 25	25	100	610
	物理学科	35		140					
	化学科	25		100					
	生物学科	20		80					
	惑星学科	35		140					
医 学 部	医学科	100	260	5	5		10	625	1,285
	保健学科	看護学専攻		80					
		検査技術科学専攻		40					
		理学療法学専攻		20					
		作業療法学専攻		20					
工 学 部	建築学科	90	540			学科共通 20	20	360	2,200
	市民工学科	60		240					
	電気電子工学科	90		360					
	機械工学科	100		400					
	応用化学科	100		400					
	情報知能工学科	100		400					
農 学 部	食料環境システム学科	35	150			学科共通 10	10	140	620
	資源生命科学科	53		212					
	生命機能科学科	62		248					
海 事 学 部	グローバル輸送科学科	80	200			学科共通 10	10	320	820
	海洋安全システム科学科	40		160					
	マリンエンジニアリング学科	80		320					
合 計			2,535		5		145		10,655

## 2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程						専門職学 位課程		修士課程		博 士 課 程						専門職学 位課程	
				前 期		後 期		専攻別						前 期		後 期		専攻別			
				専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計					専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		20	50	8	20					40	100	24	60							
	社会動態専攻		30		12						60		36								
国際文化学研究科	文化相關専攻		20	50	6	15					40	100	18	45							
	グローバル文化専攻		30		9					60		27									
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		52	96	11	17					104	188	33	51							
	(1年履修コース)		4							4											
	人間環境学専攻		40		6					80		18									
法学研究科	理論法学専攻		28	40	14	20					56	80	42	60							
	政治学専攻		12		6					24		18									
	実務法律専攻							80	80							240	240				
経済学研究科	経済学専攻		83	83	22	22					166	166	66	66							
経営学研究科	経営学専攻		51	51	34	34					102	102	102	102							
	現代経営学専攻							69	69							138	138				
理学研究科	数学専攻		22	122	4	29					44	244	12	87							
	物理学専攻		24		5					48		15									
	化学専攻		28		6					56		18									
	生物学専攻		24		7					48		21									
	惑星学専攻		24		7					48		21									
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25							50	50										
	医科学専攻						78	78							312	312					
保健学研究科	保健学専攻		56	56	25	25					112	112	75	75							
工学研究科	建築学専攻		65	324	8	42					130	648	24	126							
	市民工学専攻		43		6					86		18									
	電気電子工学専攻		65		8					130		24									
	機械工学専攻		78		10					156		30									
	応用化学専攻		73		10					146		30									
システム情報学研究科	システム科学専攻		28	80	3	14					56	160	9	42							
	情報科学専攻		28		3					56		9									
	計算科学専攻		24		8					48		24									
農学研究科	食料共生システム学専攻		27	126	6	25					54	252	18	75							
	資源生命科学専攻		42		8					84		24									
	生命機能科学専攻		57		11					114		33									
海事科学研究科	海事科学専攻		60	60	11	11					120	120	33	33							
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	9	25					52	140	27	75							
	国際協力政策専攻		22		7					44		21									
	地域協力政策専攻		22		9					44		27									
合 計		25	1,208		299		78		149		50	2,412		897		312		378			

## 2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成26年9月30日

### (入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

### (合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

### (宣誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

### (成績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

### (学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

ならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、3 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

## 附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。



様式 5号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
	学籍番号 番
	本人住所
	氏 名 (印)
	退 学 願
下記のとおり退学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 退学年月日	年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 6号

(表)

神戸大学学生証	
写 真	所 属 学 籍 番 号 氏 名 生 年 月 日
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。
	発 行 年 月 年 月 日 有 効 期 限 年 月 日
神 戸 大 学 長 (印)	
(図書館利用ID)	(生協組合員番号)

(裏)

■ 注 意 事 項	
1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。 (1)本学教職員の請求があった場合 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合 (3)本学図書館を利用する場合 (表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)	(シール貼付スペース)
2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。	
4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。	
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)	

様式 7号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
	学籍番号 番
	住 所
	氏 名
	欠 席 届
下記のとおり欠席いたしますからお届けします。	
記	
1 理 由	
2 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日

A4 (297mm × 210mm)





### 3 全学共通授業科目実施に関する規則・内規等

#### (1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成17年4月1日制定)

最終改正 平成27年3月23日

#### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第2条の2第3項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

#### (目 的)

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

#### (組 織)

第 3 条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 大学教育推進本部
- (2) 国際教養教育院
- (3) 国際コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）
- (4) 大学教育研究推進室

2 大学教育推進本部、国際教養教育院、センター及び大学教育研究推進室の業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
大学教育推進本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・学士課程・大学院課程教育の推進のための全学的な取組の企画・立案に関する事。</li><li>・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの全学的な推進に関する事。</li><li>・専門教育と全学共通教育の連携に関する事。</li><li>・大学教育のグローバル化の推進に関する事。</li><li>・その他推進本部の業務を実施するために必要な事。</li></ul>
国際教養教育院	<ul style="list-style-type: none"><li>・全学共通授業科目の内容の企画運営に関する事。</li><li>・全学共通授業科目の実施に関する事。</li><li>・全学共通授業科目担当教員に関する事。</li><li>・全学共通授業科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。</li><li>・専門教育との有機的連携に関する事。</li></ul>
国際コミュニケーションセンター	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国語に関する研究・調査に関する事。</li><li>・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関する事。</li><li>・外国語教育環境の整備に関する事。</li><li>・外国語教育に係る支援に関する事。</li><li>・その他センターの業務を実施するために必要な事。</li></ul>
大学教育研究推進室	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学教育の推進に係る調査研究に関する事。</li><li>・大学教育の全学的な取組の提案及び支援に関する事。</li><li>・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの提案及び支援に関する事。</li><li>・神戸大学大学教育推進機構国際教養教育委員会（平成27年4月1日制定）第7条第1項に定める専門委員会に関する事。</li><li>・その他推進室の業務を実施するために必要な事。</li></ul>

以下（略）

## (2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成18年2月23日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。

この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（ただし、クラスの指定はしないものとする。）
  - (2) 物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験，図学演習及び情報基礎
  - (3) 健康・スポーツ科学実習Ⅰ
  - (4) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 教養原論において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
  - 4 教養原論以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験，化学実験及び生物学実験を除く。）  
数学系，物理学系，化学系，生物学系，図学系の授業科目，自然科学史
- (2) 情報科目

### 附 則

この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

### (3) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)  
最終改正 平成27年3月23日

#### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論  
外国語科目  
情報科目  
健康・スポーツ科学  
共通専門基礎科目  
資格免許のための科目  
その他必要と認める科目

#### (全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

#### (全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

#### (履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

#### (履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

#### (受験手続)

第 8 条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(成績評価基準)

第 9 条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑 則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

(1) 全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教 養 原 論	人 間 形 成 と 思 想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文 学 と 芸 術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴 史 と 文 化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人 間 と 社 会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
		法 と 政 治	法の世界	2
	社会生活と法		2	
	国家と法		2	
	政治の世界		2	
現代社会と政治	2			
経 済 と 社 会	経済入門	2		
	経済社会の発展	2		
	現代の経済	2		
	企業と経営	2		

教 養 原 論	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
国際協力の現状と課題		2		
阪神・淡路大震災		2		
環境学入門		2		
E S D 基礎(持続可能な社会づくり)		2		
E S D 論(持続可能な社会づくり 2)		2		
企業社会論		2		
男女共同参画とジェンダー		2		
グローバルリーダーシップ育成基礎演習		2		
社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)		2		
職業と学び		2		

外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	
	外 国 語 第 II	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語SA	1	
		独語SB	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
		仏語ⅠB	1	
		仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語SA	1	
		仏語SB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		仏語ⅣA	1	
		仏語ⅣB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
中国語SA	1			
中国語SB	1			
中国語ⅢA	1			
中国語ⅢB	1			

外 国 語 科 目	外 国 語 第 Ⅱ	中国語Ⅳ A	1	
		中国語Ⅳ B	1	
		ロシア語Ⅰ A	1	
		ロシア語Ⅰ B	1	
		ロシア語Ⅱ A	1	
		ロシア語Ⅱ B	1	
		ロシア語Ⅲ A	1	
		ロシア語Ⅲ B	1	
		ロシア語Ⅳ A	1	
		ロシア語Ⅳ B	1	
	外 国 語 第 Ⅲ	独語ⅩⅠ	1	
		独語ⅩⅡ	1	
		仏語ⅩⅠ	1	
		仏語ⅩⅡ	1	
		韓国語ⅩⅠ	1	
		韓国語ⅩⅡ	1	
		スペイン語ⅩⅠ	1	
		スペイン語ⅩⅡ	1	
		イタリア語ⅩⅠ	1	
		イタリア語ⅩⅡ	1	
情 報 科 目	情報基礎	1		
	情報科学	2		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学	健康・スポーツ科学講義	2		
	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1		
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1		
共 通 専 門 基 礎 科 目	論理学S	2		
	心理学S	2		
	文化人類学S	2		
	社会学S	2		
	社会思想史S	2		
	地理学S	2		
	日本国憲法	2		
	線形代数学入門	2		
	線形代数学1	2		
	線形代数学2	2		
	微分積分学入門	2		
	微分積分学1	2		

共通専門基礎科目	微分積分学 2	2	
	数理統計学	2	
	物理学B 1	2	
	物理学B 2	2	
	物理学B 3	2	
	物理学C 1	2	
	物理学C 2	2	
	物理学C 3	2	
	物理学C 4	2	
	物理学実験	2	
	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学 I	2	
	素材化学 II	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学 I	2	
	物理化学 II	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学 I	2	
	有機化学 II	2	
	化学実験	2	
	生物学 I	2	
	生物学 II	2	
	生物学 III	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
	資格免許のための科目	日本国憲法	2
その他必要と認める科目	総合科目 I		その都度定める。
	総合科目 II		その都度定める。

#### (4) 再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成24年12月27日

- 第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。
- 第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。
- 第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 受験をした科目の成績が、50点（5割）以上であること。
  - (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- 第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。
- (1) 再試験は、当該学期中に実施する。
  - (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期期末試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
  - (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
  - (4) 試験時間は、60分又は90分とする。
  - (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
  - (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。
- 第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

#### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

#### ※2009年度以降入学者用 再受験できる授業科目（学科別）

電気電子工学科	物理学C 1, 物理学C 2
機械工学科	線形代数学1, 微分積分学1, 物理学C 3
応用化学科	線形代数学1, 線形代数学2, 微分積分学1, 物理化学I, 物理化学II
情報知能工学科	線形代数学1, 線形代数学2, 微分積分学1, 微分積分学2

## (5) 追試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成27年1月22日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第4項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第2条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護等体験、学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

第3条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第4条 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後1週間以内とする。

第5条 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

第6条 定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第7条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

全学共通授業科目追試験受験願（所定の用紙）（略）

## (6) 協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の期末試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成27年1月22日

1 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が、全学共通授業科目の期末試験を受験できない場合には、期末試験の実施日の変更を認めることがある。

2 前項に該当する学生で期末試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の10日までに大学教育推進機構国際教養教育院長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ、申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。

3 期末試験の実施日の変更は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。

4 期末試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

**附 則**

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

<b>別紙様式</b>		
		平成 年 月 日
大学教育推進機構国際教養教育院長 殿		
学 部 名		
学 籍 番 号		
氏 名		
電 話 番 号		
協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の期末試験実施日変更願		
このことについて、下記のとおり期末試験の実施日を変更していただきますようお願いしま		
す。		
記		
1. 留 学 先 (国名又は機関名)		
2. 留学目的		
3. 留学期間		
自平成 年 月 日～至平成 年 月 日		
(平成 年 月 日出国予定)		
4. 全学共通授業科目		
開 講 曜 日 / 時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		
所属学部事務担当者確認印		
※協定大学であることの確認をお願いします。		

(7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日 制定)

最終改正 平成25年10月24日

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目(午後)の授業から実施する。

## 2. 気象警報の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発令された場合、当日のその後に開始する授業(期末試験を含む)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、3時限目(午後)の授業から実施する。

(注) 1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

2 この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。(専門科目については各学部の指示による。)

3 この取扱いは平成25年10月1日から適用する。

## (8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成26年1月23日 制定)

最終改正 平成27年1月22日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、国際教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教育推進課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、国際教養教育院長に報告することとする。

### 附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

## 4 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成27年3月23日

(趣 旨)

第 1 条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。  
(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

**（研究科の在学者の最終試験）**

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

**（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）**

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

**（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）**

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

**（博士課程を経ない者の学力の確認）**

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文の審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

**（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）**

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

**(論文及び審査料の不返還)**

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

**(修士及び博士の学位授与の審議)**

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

**(学位授与の申請)**

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条の第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

**(学位の授与)**

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

**(審査要旨の公表)**

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

#### (学位論文の公表)

- 第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

#### (専攻分野等の名称)

- 第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第2項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

#### (学位の名称)

- 第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

- 第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

#### (様 式)

- 第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

#### (補 則)

- 第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第20条第1項関係)

## 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学, 保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第2 (第20条第2項関係)

## 修士又は博士の学位付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学

別表第3 (第20条第3項関係)

## 専門職学位の名称

研究科名	専攻分野の名称
法学研究科	法務博士 (専門職)
経営学研究科	経営学修士 (専門職)

別表第4 (第20条第4項関係)

EUエキスパート人材養成プログラム
-------------------



別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

修 第 号	
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第4 (第5条第4号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの)

修 第 号	
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する	
本学〇〇プログラムを修了したことを証する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第5 (第5条第1項により学位を授与する場合)

博	い	第	号		
学	位	記			
学	印	氏	名		
大		年	月	日	生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した					
ので博士(○○)の学位を授与する					
年	月	日			
神 戸 大 学					

別記様式第6 (第5条第2項により学位を授与する場合)

博	る	第	号		
学	位	記			
学	印	氏	名		
大		年	月	日	生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格し					
たので博士(○○)の学位を授与する					
年	月	日			
神 戸 大 学					

別記様式第7（第6条第1項により学位を授与する場合）

専 第 号						
学 位 記						
<table border="1"><tr><td>学 大 印</td></tr></table>	学 大 印		氏		名	
学 大 印						
			年	月	日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を						
修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する						
			年	月	日	
神 戸 大 学						

別記様式第8（第6条第2項により学位を授与する場合）

法 第 号						
学 位 記						
<table border="1"><tr><td>学 大 印</td></tr></table>	学 大 印		氏		名	
学 大 印						
			年	月	日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を						
修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する						
			年	月	日	
神 戸 大 学						

別記様式第9 (第4条から第6条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学 章</div>		
<h1>K O B E U N I V E R S I T Y</h1>		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○ of ○○○○○○		
UPON		
○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第10 (第4条第2条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学章</div>		
<h1>K O B E U N I V E R S I T Y</h1>		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○ of ○○○○○○○○		
UPON		
○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○		
PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○		
and ☆		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学 印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

備考 ☆には、別表第4に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第 1 1

○○研究科長 殿	年	月	日
学籍番号			
氏 名			印
<b>学 位 論 文 審 査 願</b>			
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を 提出いたしますから審査をお願いいたします。			
記			
学位論文			通
論文目録			通

別記様式第 1 2

神戸大学長 殿	年	月	日
氏 名			印
<b>学 位 申 請 書</b>			
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に 論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与 を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場 合には「第 10 条」を「第 13 条」に読み替え るものとする。			

別記様式第 1 3

年 月 日	氏 名 印	論 文 日 録
論 文 1 題 目 2 印刷公表の方法及び時期 方 法 時 期 3 冊 数 冊		参 考 論 文 1 題 目 2 冊 数 冊

別記様式第 1 4

学 位 簿

博 士 ( ○ ○ )

契 印	番 号	授 与 年 月 日	氏 名	論 文 題 目	取 扱 者 印

備 考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

IV 学 部 規 則 等

# 1 神戸大学工学部規則

最近改正 平成26年4月1日

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (本学部における教育研究上の目的)

**第1条の2** 本学部は、各学科の専門分野について幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな人材を養成するため、専門性、学際性及び実践性を重視した教育研究を行う。

## (学 科)

**第2条** 本学部に次の学科を置く。

建築学科

市民工学科

電気電子工学科

機械工学科

応用化学科

情報知能工学科

## (各学科における教育研究上の目的)

**第2条の2** 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### (1) 建築学科

広い知識を授けるとともに、人間生活の基盤である住宅及び建築施設を創造する最も普遍的な学の一つである建築学の教育研究を行い、「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域の知識を習得し、これらを総合して現実的課題に対応する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材を養成することを目的とする。

### (2) 市民工学科

広い知識を授けるとともに、土木工学を基盤とする、環境と調和した安全・安心な市民社会の創生に係る教育研究を行い、21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための基礎的な知識並びに広い視野、高い創造思考力、課題解決能力、コミュニケーション能力及び倫理観を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

### (3) 電気電子工学科

広い知識を授けるとともに、電気電子工学の教育研究を行い、教養並びに電子物理工学及び電子情報工学に関する基礎から応用までの専門的な知識を身に付け、電気電子工学の将来の展開に柔軟に対応できる能力を有する人材を養成することを目的とする。

### (4) 機械工学科

広い知識を授けるとともに、地球環境との調和を図りつつ、将来の科学技術及び基盤産業

を先導するために必要な先進的かつ卓越した機械工学を、熱流体工学、材料物理工学及び設計生産工学の3分野を中心として恒常的に創造することを研究目的とし、自然科学・情報科学・社会科学等の基盤的な学問分野を修め、機械工学に関する専門知識を備え、人間性豊かな広い視野を有する人材を養成することを目的とする。

(5) 応用化学科

広い知識を授けるとともに、様々な分子及び材料について、分子レベルのミクロな基礎化学から、分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与・発現、それらの効率的生産法、生物機能の工学的応用、実際のマクロな工業規模の製造、生産の技術及びシステムなどにおわたる広範囲の内容を統合的に教育研究し、これにより、基礎学力及びそれに基づく応用力に秀で、急速に高度化、多様化する社会的ニーズに対応できる将来の世界の化学工業を背負って立つ人材を養成することを目的とする。

(6) 情報知能工学科

広い知識を授けるとともに、次世代情報化及び知能化システムの実現のための基礎科目並びに先進的・学際的な専門科目からなる体系的な教育研究を通して、基礎知識及び専門知識の統合・融合を図り、高度情報化社会の様々な技術問題を解決できる能力を有する人材を養成することを目的とする。

(授業科目及び単位数)

**第3条** 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

**第4条** 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

**第5条** 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

**第6条** 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、54単位とする。

- 2 前条第1項の規定により、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

#### (授業科目の履修)

**第7条** 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、神戸大学工学部長（以下「学部長」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 卒業研究を履修しようとする者は、3年以上在学し、次の1年をもって第5条第1項に規定する単位数を修得できる見込みがあると、所属する学科から認定された者でなければならない。
- 3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

#### (他大学の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第8条** 学生は、神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、本学部と協定を締結している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

#### (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第8条の2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

**第9条** 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定された単位数は、第8条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

**第10条** 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに申請に必要な

書類を学部長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第3項及び第4項、第8条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試 験)

第11条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。
- 3 科目試験に欠席し、又は不合格となった者に対しては、次学期以後の当該科目試験の際に受験を認めることがある。
- 4 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、別途に試験を行うことがある。

(卒業論文等試験)

第13条 卒業論文等試験は、指定の期日までに卒業論文等を提出した者について行う。

- 2 卒業論文等試験に合格した者に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。
- 3 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第14条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒 業)

第15条 所定の期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

- 2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(転 学 科)

第16条 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(特別聴講学生)

第17条 本学部と協定している他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学等を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の許可の時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第18条 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研 究 生)

第19条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(神戸大学ESDコース)

第20条 環境，開発，平和，人権等の様々な社会問題を解決する力を身に付け，持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため，本学部に神戸大学ESDコースを置く。

2 神戸大学ESDコースに関し，必要な事項は別に定める。

(雑 則)

第21条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規則は，平成27年4月1日から適用する。

別表第1 授業科目及び単位数（第3条関係）

イ 本学部共通

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
言語と文化		2		
伝統芸術		2		
芸術と文化		2		
養	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
原	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
		経済と社会	2	
論	経済と社会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	

教 養 原 論	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科及び情報知能工学科対象開設科目
		資源・材料とエネルギー	2	建築学科, 電気電子工学科, 機械工学科及び情報知能工学科対象開設科目
	生 命 と 環 境	ものづくりと科学技術	2	市民工学科, 電気電子工学科, 応用化学科及び情報知能工学科対象開設科目
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
		身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
	総 合 教 養	食と健康	2	
地球と惑星		2		
社会と人権		2		
神戸大学の研究最前線		2		
神戸大学史		2		
社会科学のフロンティア		2		
海への誘い		2		
瀬戸内海学入門		2		
国際協力の現状と課題		2		
阪神・淡路大震災		2		
環境学入門		2		
E S D 基礎(持続可能な社会づくり)		2		
E S D 論(持続可能な社会づくり2)	2			

		企業社会論	2	
		男女共同参画とジェンダー	2	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	2	
		職業と学び	2	
外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	
	外 国 語 第 II	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語S A	1	
		独語S B	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
仏語ⅠB		1		
仏語ⅡA		1		
仏語ⅡB		1		
仏語S A		1		
仏語S B		1		
仏語ⅢA		1		
仏語ⅢB		1		
仏語ⅣA		1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目	
仏語ⅣB	1			
中国語ⅠA	1			

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	中国語 I B	1	
		中国語 II A	1	
		中国語 II B	1	
		中国語 S A	1	
		中国語 S B	1	
		中国語 III A	1	
		中国語 III B	1	
		中国語 IV A	1	建築学科, 市民工学科 及び電気電子工学科 対象開設科目
		中国語 IV B	1	
		ロシア語 I A	1	
		ロシア語 I B	1	
		ロシア語 II A	1	
		ロシア語 II B	1	
		ロシア語 III A	1	
		ロシア語 III B	1	
		ロシア語 IV A	1	建築学科, 市民工学科 及び電気電子工学科 対象開設科目
	ロシア語 IV B	1		
	外 国 語 第 III	独語 X I	1	建築学科, 市民工学科 及び電気電子工学科 対象開設科目
		独語 X II	1	
		仏語 X I	1	
仏語 X II		1		
韓国語 X I		1		
韓国語 X II		1		
スペイン語 X I		1		
スペイン語 X II		1		
イタリア語 X I		1		
イタリア語 X II		1		
情 報 科 目	情報基礎	1		
	情報科学	2	建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科 及び機械工学科対象 開設科目	
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学	健康・スポーツ科学講義	2		
	健康・スポーツ科学実習 I	1		
	健康・スポーツ科学実習 II	1		
そ の 他 必 要 と 認 め る 科 目	総合科目 I		その都度定める。	
	総合科目 II		その都度定める。	

ロ 建築学科 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必 修・ 選 択 の 別	備 考		
専 門 基 礎 科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	線形代数学 1	2				
		線形代数学 2	2				
		微分積分学 1	2				
		微分積分学 2	2				
		数理統計学	2				
		物理学C 1	2				
		物理学C 2	2				
		物理学B 2	2				
		素材化学 I	2				
		図学	2				
		図学演習	1				
		専 門 基 礎 科 目	専 門 基 礎 科 目	ベクトル解析	2		
				複素関数論	2		
				常微分方程式論	2		
フーリエ解析	2						
振動学	2						
図形情報	2						
構法システム	2						
構造力学 I	2			◎			
構造力学 II	2			◎			
建築概論	2						
建築素材論	2						
造形演習 I	1						
造形演習 II	1						
建築演習	1			◎			
建築工学実験	2						
科 目		設計演習 I	4	◎			
		設計演習 II	4	◎			
		設計演習 III	4				
		学外演習	1				
		測量学	2				
		都市・住宅史	2				
		建築計画	2	◎			
		住宅設計	2				
		施設計画	2	◎			
		日本建築史	2	◎			
		西洋建築史	2				

専 門	都市計画	2	◎	
	地域安全論	2		
	歴史環境論	2		
	居住環境論	2		
	都市設計論	2		
	建築設計論	2		
	まちづくり論	2		
	ランドスケープデザイン	2		
	建築・都市・環境法制	2	◎	
	計画演習Ⅰ	4		
	計画演習Ⅱ	4		
	建築材料学	2	◎	
	構造力学Ⅲ	2		
	構造演習Ⅰ	1		
	構造演習Ⅱ	1		
	建築鋼構造学	2	◎	
	建築コンクリート構造学	2	◎	
	防災構造工学	2		
	構造設計学	2		
科 目	建築耐震構造	2		
	構造計画学	2		
	システム構造解析	2		
	建築複合構造学	2		
	建築生産学	2	◎	
	建築構法	2		
	構造設計Ⅰ	2		
	構造設計Ⅱ	2		
	ライフサイクルマネジメント	2		
	建築環境工学Ⅰ	2	◎	
	建築環境工学Ⅱ	2	◎	
	建築環境工学Ⅲ	2	◎	
	音環境計画	2		
	都市環境計画	2		
	熱環境計画	2		
	建築設備システム	2		
	光環境計画	2		
	特別講義Ⅰ	2		
	特別講義Ⅱ	2		
特別講義Ⅲ	2			
特別講義Ⅳ	1			

その他の科目	特別講義V	1		その都度定める。
	卒業研究	10	◎	
	その他必要と認める専門科目			

ハ 市民工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 門 基 礎 科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	線形代数学1	2		
		線形代数学2	2		
微分積分学1		2			
微分積分学2		2			
数理統計学		2			
物理学C1		2			
物理学C2		2			
物理学B2		2			
素材化学I		2			
図学		2			
専 門 基 礎 科 目	専 門 基 礎 科 目	図学演習	1		
		数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		フーリエ解析	2		
		解析力学	2		
		熱・統計力学	2		
		市民工学概論	2	◎	
科 目		測量学	2	◎	
		測量学実習	2	◎	
		土木CAD製図	1	◎	
		市民工学のための経済学	2		
		市民工学のための確率・統計学	2	◎	
		国際関係論	2		
		数値計算実習	1	◎	
		実験及び安全指導	2	◎	
		創造思考ゼミナールI	2	◎	
		創造思考ゼミナールII	2		
		市民工学倫理	2	◎	
		プロジェクトマネジメント	2		
		学外実習	1		
		連続体力学	2		

専 門 科 目	合意形成論	2		
	公共施設工学	2		
	土木設計学	2		
	計画学Ⅰ及び演習	3	◎	
	都市地域計画	2		
	計画学Ⅱ	2		
	交通工学	2		
	構造力学Ⅰ	2	◎	
	材料工学	2	◎	
	コンクリート構造学	2		
	構造力学Ⅱ及び演習	3		
	構造力学Ⅲ	2		
	構造動力学	2		
	地震安全工学	2		
	橋梁工学	2		
	水工学の基礎及び演習	3	◎	
	管路・開水路の水理学及び演習	3		
	水文学	2		
	河川・流域工学	2		
	海岸・港湾工学	2		
	土質力学Ⅰ及び演習	3	◎	
	土質力学Ⅱ及び演習	3		
	地形工学	2		
	地盤基礎工学	2		
	地球環境論	2	◎	
	水圏環境工学	2		
	地圏環境工学	2		
	都市環境工学	2		
	都市安全工学	2		
	上下水道工学	2		
シヴィックデザイン	2			
特別講義Ⅰ	2			
特別講義Ⅱ	2			
特別講義Ⅲ	2			
特別講義Ⅳ	2			
卒業研究	10	◎		
その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ニ 電気電子工学科 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考		
専 門 基 礎 科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	線形代数学 1	2				
		線形代数学 2	2				
		微分積分学 1	2				
		微分積分学 2	2				
		数理統計学	2				
		物理学C 1	2				
		物理学C 2	2				
		物理学実験	2				
		素材化学 I	2				
		素材化学 II	2				
		図学	2				
		専 門 基 礎 科 目	専 門 基 礎 科 目	離散数学	2		
				複素関数論	2		
				常微分方程式論	2		
				複素関数論演習	1		
常微分方程式論演習	1						
偏微分方程式	2						
数値解析	2						
フーリエ解析	2						
ベクトル解析	2						
科 目	科 目			知的財産入門	1		
		電気電子工学導入ゼミナール	2	◎			
		電磁気学 I	2	◎			
		電磁気学 II	2				
		電磁気学演習	1				
		量子物理工学 I	2				
		量子物理工学 II	2				
		固体物性工学 I	2				
		固体物性工学 II	2				
		電気電子材料学	2				
		光電磁波論	2				
		半導体電子工学 I	2				
		半導体電子工学 II	2				
		数理物理工学	2				
		集積回路工学	2				
電気回路論 I	2	◎					
電気回路論 II	2						
電気回路論演習	1						

専 門 科 目	情報数学	2		
	論理数学	2		
	電子回路	2	◎	
	デジタル情報回路	2		
	電気計測	2		
	情報伝送Ⅰ	2		
	情報伝送Ⅱ	2		
	情報理論	2		
	言語理論とオートマトン	2		
	計算機工学Ⅰ	2		
	計算機工学Ⅱ	2		
	データ構造とアルゴリズムⅠ	2		
	データ構造とアルゴリズムⅡ	2		
	応用通信工学	2		
	応用電波工学	2		
	制御工学Ⅰ	2		
	制御工学Ⅱ	2		
	電気機器Ⅰ	2		
	電気機器Ⅱ	2		
	電力工学Ⅰ	2		
電力工学Ⅱ	2			
高電圧放電工学	2			
電気機械設計論	1			
電気製図	1			
電力応用	2			
電気法規・施設管理	1			
プログラミング演習Ⅰ	1	◎		
プログラミング演習Ⅱ	1			
電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2	◎		
電気電子工学実験Ⅱ	2	◎		
電気電子工学実験Ⅲ	2	◎		
電気電子工学実験Ⅳ	1	◎		
卒業研究	10	◎		
その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ホ 機械工学科 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 門	共通 専門 基礎 科目	線形代数学 1	2	◎	
		線形代数学 2	2		
微分積分学 1		2	◎		
微分積分学 2		2			
数理統計学		2			
物理学C 3		2			
物理学実験		2			
数学演習		1			
科 目	専 門 基 礎 科 目	複素関数論	2		
		常微分方程式論	2	◎	
		複素関数論演習	1		
		常微分方程式論演習	1		
		フーリエ解析	2		
		ベクトル解析	2		
		偏微分方程式	2		
		工業経済	2		
		知的財産入門	1		
		電気工学概論	2		
		データ解析	2	◎	
		計測工学	2		
	原子物理工学	2			
	機械工学基礎	3	◎		
	基礎力学	3	◎		
	機械基礎数学	3	◎		
	材料力学	3	◎		
	流体工学	3	◎		
	材料科学	2			
	機械力学 I	3	◎		
熱力学 I	3	◎			
制御工学 I	2				
熱移動論	2				
生産プロセス工学	3	◎			
連続体力学	2				
弾性力学	2				
流体力学 I	2				
生産システム工学	2				
計算力学	2				
安全工学・工学倫理	2	◎			

専	解析力学	2		
	機構学	2		
	材料強度学	2		
	機械力学Ⅱ	2		
	熱力学Ⅱ	2		
	システムシンセシス	2		
	材料工学	2		
	制御工学Ⅱ	2		
	エネルギー変換工学	2		
	量子力学	2		
門	統計力学	2		
	固体力学	2		
	流体機械	2		
	流体力学Ⅱ	2		
	マイクロプロセス工学	2		
	システム工学	2		
	シミュレーション工学	2		
	機械工学実習	1	◎	
	機械製図	1	◎	
	機械工学実験	2	◎	
科	機械創造設計演習Ⅰ	4	◎	
	機械創造設計演習Ⅱ	4	◎	
	応用機械工学演習	2		
	英語特別演習	2		
	先端機械工学通論	2		
	先端機械工学詳論Ⅰ	2	◎	
	先端機械工学詳論Ⅱ	2		
	先端機械工学詳論Ⅲ	2		
	先端機械工学詳論Ⅳ	2		
	卒業研究	10	◎	
その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

へ 応用化学科 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専	共通専門基礎科目	線形代数学 1	2		
		線形代数学 2	2		
		微分積分学 1	2		
		微分積分学 2	2		
		物理学 B 1	2		
		物理学 B 2	2		
		物理学 B 3	2		
		物理化学 I	2		
		物理化学 II	2		
		材料化学	2		
		化学実験	2	◎	
門	専門基礎科目	数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		フーリエ解析	2		
		ファンダメンタル・コースワーク I	1		
		ファンダメンタル・コースワーク II	1		
		ファンダメンタル・コースワーク III	1		
		ファンダメンタル・コースワーク IV	1		
		導入ゼミナール	1	◎	
		探求ゼミナール	1		
		科	目	物理化学 III	2
物理化学 IV	2				
物理化学演習 I	1				
物理化学演習 II	1				
無機化学 I	2				
無機化学 II	2				
無機化学 III	2				
分析化学	2				
機器分析化学	2				
無機・分析化学演習	1				
有機化学 I	2				
有機化学 II	2				
有機化学 III	2				
高分子化学 I	2				
高分子化学 II	2				
高分子コロイド化学	2				

専 門 科 目	有機・高分子化学演習	1		
	化学工学量論	2		
	移動現象論	2		
	分離工学	2		
	移動現象論・分離工学演習	1		
	プロセスシステム工学	2		
	プロセス設計	1		
	化学反応工学	2		
	化学反応工学演習	1		
	生化学	2		
	生物化学工学	2		
	生物機能化学	2		
	バイオマテリアル	2		
	生物化学工学演習	1		
	コンピュータ基礎	1		
	安全工学	2		
	環境・エネルギー化学	2		
	粒子流体工学	2		
	化学実験安全指導	1	◎	
	応用化学実験Ⅰ	3	◎	
	応用化学実験Ⅱ	3	◎	
	応用化学実験Ⅲ	3	◎	
	応用化学実験Ⅳ	3	◎	
	外国書講読	1	◎	
	特別講義Ⅰ	1		
	特別講義Ⅱ	1		
	特別講義Ⅲ	1		
特別講義Ⅳ	1			
卒業研究	10	◎		
その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ト 情報知能工学科 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専	共通専門基礎科目	線形代数学 1	2	◎	
		線形代数学 2	2	◎	
		微分積分学 1	2	◎	
		微分積分学 2	2	◎	
		数理統計学	2		
		物理学C 1	2		
		物理学C 2	2		
		物理学C 3	2		
		物理学C 4	2		
		物理学実験	2	◎	
門	専門基礎科目	離散数学	2		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		応用解析演習	2		
		ベクトル解析	2		
		フーリエ解析	2		
		数値解析	2		
		解析力学B	2		
		確率論基礎	2		
		確率過程論	2		
科		情報知能工学総論及び安全工学	1	◎	
		アルゴリズムとデータ構造及び演習	2	◎	
		プログラミング言語論及び演習	2	◎	
		電気回路及び演習	2	◎	
		スペクトル解析及び演習	2	◎	
		システム計画学及び演習	2	◎	
		システム解析学及び演習	2	◎	
		論理回路	2		
		数理論理学	2		
		光情報工学基礎	2		
目		グラフ理論	2		
		計算機工学	2		
		電子回路	2		
		システム設計学	2		
		回路理論	2		
		デジタル回路	2		
		情報通信工学	2		

専 門 科 目	オートマトンと形式言語	2		
	言語工学	2		
	システムプログラム	2		
	計算機アーキテクチャ	2		
	人工知能	2		
	データベースシステム	2		
	ソフトウェア工学	2		
	センシング工学	2		
	電磁気学応用	2		
	信号解析	2		
	光情報工学	2		
	画像工学	2		
	デジタル信号処理	2		
	オペレーションズリサーチ	2		
	システム制御理論Ⅰ	2		
	システム制御理論Ⅱ	2		
	電子制御機械論	2		
	システムモデル論	2		
	ロボット工学	2		
	計算機援用工学	2		
	情報知能工学演習Ⅰ	1	◎	
	情報知能工学演習Ⅱ	1	◎	
	情報知能工学演習Ⅲ	1	◎	
	情報知能工学演習Ⅳ	1	◎	
	情報知能工学演習Ⅴ	1	◎	
	情報知能工学実験Ⅰ	2	◎	
情報知能工学実験Ⅱ	2	◎		
情報知能工学プロジェクト	2	◎		
卒業研究	10	◎		
その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

別表第2 履修要件（第5条関係）

イ 建築学科

授業科目の区分等	授業科目等	必要修得単位数		備考		
教養原論	別表第1イに掲げる授業科目	16				
外国語科目	外国語第I	英語リーディングI	1	6		
		英語リーディングII	1			
		英語リーディングIII	1			
		英語オーラルI	1			
		英語オーラルII	1			
		英語オーラルIII	1			
	外国語第II	独語I A, 仏語I A, 中国語I A, ロシア語I A	1	4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のII A及びII Bについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語I B, 仏語I B, 中国語I B, ロシア語I B	1			
		独語II A, 仏語II A, 中国語II A, ロシア語II A	1			
		独語II B, 仏語II B, 中国語II B, ロシア語II B	1			
情報科目	情報基礎	1	1			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習I	1	1			
選択科目 (全学共通 授業科目)	英語アドバンストA	101		・外国語(9単位), 健康・スポーツ科学(3単位)及び情報科学(2単位)を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。ただし, 上限は2単位とする。 ・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のIII A, III B, IV A及びIV Bについては, 外国語第IIの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語, 仏語, 韓国語, スペイン語及びイタリア語のX I及びX IIについては, 外国語第IIの必修で選択していない語学を選択すること。 ・専門科目は99単位以上修得すること。		
	英語アドバンストB					
	英語アドバンストC					
	独語III A, 仏語III A, 中国語III A, ロシア語III A					
	独語III B, 仏語III B, 中国語III B, ロシア語III B					
	独語IV A, 仏語IV A, 中国語IV A, ロシア語IV A					
	独語IV B, 仏語IV B, 中国語IV B, ロシア語IV B					
	独語X I, 仏語X I, 韓国語X I, スペイン語X I, イタリア語X I					
	独語X II, 仏語X II, 韓国語X II, スペイン語X II, イタリア語X II					
	健康・スポーツ科学講義					
健康・スポーツ科学実習II						
情報科学						
専門科目	別表第1ロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目					
合 計		129				

ロ 市民工学科

授業科目の区分	授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論	別表第1イに掲げる授業科目	16		
外国語科目	外国語第Ⅰ 英語リーディングⅠ 英語リーディングⅡ 英語リーディングⅢ 英語オーラルⅠ 英語オーラルⅡ 英語オーラルⅢ	1 1 1 1 1 1	6	
	外国語第Ⅱ 独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA 独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB 独語Ⅱ <sup>*</sup> A, 仏語Ⅱ <sup>*</sup> A, 中国語Ⅱ <sup>*</sup> A, ロシア語ⅡA 独語Ⅱ <sup>*</sup> B, 仏語Ⅱ <sup>*</sup> B, 中国語Ⅱ <sup>*</sup> B, ロシア語ⅡB	1 1 1 1	4	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
情報科目	情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目 (全学共通 授業科目)	英語アドバンストA 英語アドバンストB 英語アドバンストC 独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA 独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB 独語ⅣA, 仏語ⅣA, 中国語ⅣA, ロシア語ⅣA 独語ⅣB, 仏語ⅣB, 中国語ⅣB, ロシア語ⅣB 独語XⅠ, 仏語XⅠ, 韓国語XⅠ, スペイン語XⅠ, イタリア語XⅠ 独語XⅡ, 仏語XⅡ, 韓国語XⅡ, スペイン語XⅡ, イタリア語XⅡ 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ 情報科学	98		・外国語(9単位), 健康・スポーツ科学(3単位)及び情報科学(2単位)を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。ただし, 上限は2単位とする。 ・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のⅢA, ⅢB, ⅣA及びⅣBについては, 外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語, 仏語, 韓国語, スペイン語及びイタリア語のXⅠ及びXⅡについては, 外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。 ・専門科目は96単位以上修得すること。
専門科目	別表第1ハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計		126		

ハ 電気電子工学科

授業科目の区分	授業科目等	必要修得単位数		備考	
教養原論	別表第1イに掲げる授業科目	16			
外国語科目	外国語第I	英語リーディングI	1	6	
		英語リーディングII	1		
		英語リーディングIII	1		
		英語オーラルI	1		
		英語オーラルII	1		
		英語オーラルIII	1		
	外国語第II	独語I A, 仏語I A, 中国語I A, ロシア語I A	1	4	
		独語I B, 仏語I B, 中国語I B, ロシア語I B	1		
		独語II A*, 仏語II A*, 中国語II A*, ロシア語II A	1		
		独語II B*, 仏語II B*, 中国語II B*, ロシア語II B	1		
情報科目	情報基礎	1	1		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習I	1	1		
選択科目 (全学共通 授業科目)	英語アドバンストA	100		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語(9単位), 健康・スポーツ科学(3単位)及び情報科学(2単位)を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。</li> <li>・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のIII A, III B, IV A及びIV Bについては, 外国語第IIの必修で選択した語学のみ履修を認める。</li> <li>・独語, 仏語, 韓国語, スペイン語及びイタリア語のX I及びX IIについては, 外国語第IIの必修で選択していない語学を選択すること。</li> </ul>	
	英語アドバンストB				
	英語アドバンストC				
	独語III A, 仏語III A, 中国語III A, ロシア語III A				
	独語III B, 仏語III B, 中国語III B, ロシア語III B				
	独語IV A, 仏語IV A, 中国語IV A, ロシア語IV A				
	独語IV B, 仏語IV B, 中国語IV B, ロシア語IV B				
	独語X I, 仏語X I, 韓国語X I, スペイン語X I, イタリア語X I				
	独語X II, 仏語X II, 韓国語X II, スペイン語X II, イタリア語X II				
	健康・スポーツ科学講義				
健康・スポーツ科学実習II					
情報科学					
専門科目	別表第1ニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目				
合 計		128			

ニ 機械工学科

授業科目の区分		授業科目等	必要修得単位数		備考	
教養原論		別表第1イに掲げる授業科目	16			
外国語科目	外国語第I	英語リーディングI	1	6		
		英語リーディングII	1			
		英語リーディングIII	1			
		英語オーラルI	1			
		英語オーラルII	1			
		英語オーラルIII	1			
	外国語第II	独語I A, 仏語I A, 中国語I A, ロシア語I A	1	4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のII A及びII Bについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語I B, 仏語I B, 中国語I B, ロシア語I B	1			
		独語II A*, 仏語II A*, 中国語II A*, ロシア語II A	1			
		独語II B*, 仏語II B*, 中国語II B*, ロシア語II B	1			
情報科目		情報基礎	1	1		
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習I	1	1		
選択科目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA	99		・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のIII A及びIII Bについては, 外国語第IIの必修で選択した語学のみ履修を認める。	
		英語アドバンストB				
		英語アドバンストC				
		独語III A, 仏語III A, 中国語III A, ロシア語III A				
		独語III B, 仏語III B, 中国語III B, ロシア語III B				
		健康・スポーツ科学講義				
		健康・スポーツ科学実習II				
専門科目		別表第1ホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目				
合 計			127			

ホ 応用化学科

授業科目の区分		授業科目等	必要修得 単位数		備考	
教養原論		別表第1イに掲げる授業科目	16			
外国語科目	外国語第I	英語リーディングI	1	6		
		英語リーディングII	1			
		英語リーディングIII	1			
		英語オーラルI	1			
		英語オーラルII	1			
		英語オーラルIII	1			
	外国語第II	独語I A, 仏語I A, 中国語I A, ロシア語I A	1	4		
		独語I B, 仏語I B, 中国語I B, ロシア語I B	1			
		独語II A*, 仏語II A*, 中国語II A*, ロシア語II A	1			
		独語II B*, 仏語II B*, 中国語II B*, ロシア語II B	1			
情報科目		情報基礎	1	1		
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習I	1	1		
選択科目 (全学共通 授業科目)	英語アドバンストA	98			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語（2単位）及び、健康・スポーツ科学（3単位）を修得した場合は、必要修得単位数に算入する。</li> <li>・独語、仏語、中国語及びロシア語のIII A及びIII Bについては、外国語第IIの必修で選択した語学のみ履修を認める。</li> </ul>	
	英語アドバンストB					
	英語アドバンストC					
	独語III A, 仏語III A, 中国語III A, ロシア語III A					
	独語III B, 仏語III B, 中国語III B, ロシア語III B					
	健康・スポーツ科学講義					
健康・スポーツ科学実習II						
専門科目		別表第1へに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目				
合 計			126			

へ 情報知能工学科

授業科目の区分		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第1イに掲げる授業科目	16		
外国語科目	外国語第I	英語リーディングI	1	6	
		英語リーディングII	1		
		英語リーディングIII	1		
		英語オーラルI	1		
		英語オーラルII	1		
		英語オーラルIII	1		
	外国語第II	独語I A, 仏語I A, 中国語I A, ロシア語I A	1	4	
		独語I B, 仏語I B, 中国語I B, ロシア語I B	1		
		独語II A*, 仏語II A*, 中国語II A*, ロシア語II A	1		
		独語II B*, 仏語II B*, 中国語II B*, ロシア語II B	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習I	1	1	
選択科目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA 英語アドバンストB 英語アドバンストC 独語III A, 仏語III A, 中国語III A, ロシア語III A 独語III B, 仏語III B, 中国語III B, ロシア語III B 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習II	96		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語（5単位）及び、健康・スポーツ科学（3単位）を修得した場合は、必要修得単位数に算入する。</li> <li>・独語、仏語、中国語及びロシア語のIII A及びIII Bについては、外国語第IIの必修で選択した語学のみ履修を認める。</li> </ul>
専門科目		別表第1トに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			124		

## 2 神戸大学工学部科目等履修生及び聴講生規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学工学部規則（平成16年4月1日制定）第18条の規定に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (許 可)

**第2条** 科目等履修生又は聴講生（以下「聴講生等」という。）として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

### (入学資格)

**第3条** 聴講生等として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) 本学部において、前3号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続)

**第4条** 聴講生等として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書又は聴講生願書
  - (2) 履歴書及び写真
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書
  - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職している者は、前項に掲げる書類のほか、所属長の志願承認書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、前1項各号及び前号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

### (選考方法)

**第5条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

### (入学料及び授業料)

**第6条** 聴講生等の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講等の時期)

第7条 履修又は聴講（以下「聴講等」という。）の許可は、学期の初めに行う。

(聴講等の期間)

第8条 聴講等の期間は、聴講等を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講等の期間を延長することがある。

ただし、その場合の聴講等の期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講等科目)

第9条 履修し、又は聴講することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第10条 聴講生等は、履修し、又は聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位の授与)

第11条 一の授業科目を履修した科目等履修生に対しては、試験の上単位を与える。

2 前項の規定により単位を授与された者に対しては、単位修得証明書を交付することができる。

(聴講証明書)

第12条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

(除籍)

第13条 聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、これを除籍する。

(1) 聴講生等として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 3 神戸大学工学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学工学部規則（平成16年4月1日制定）第19条の規定に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

#### (許 可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

#### (入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

#### (出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学工学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 従来の研究内容及び今後の研究計画の概要
- (5) 振替払込受付証明書
- (6) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の誓約書
- (2) 在職のまま研究生として入学することは差し支えないこと及び事業目的の追及のために、その者を研究生として派遣するものではないことを記載した会社等の長又は代表者の確約書

3 日本に居住している外国人にあっては、前1項各号及び前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

#### (入学金及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学金及び授業料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第 7 条 研究生の入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特に教授会の議を経て認めるときは、この限りでない。

(研究期間)

第 8 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

(研 究)

第 9 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書)

第 10 条 研究事項について、研究証明書を必要とするときは、これを交付することができる。

(退 学)

第 11 条 研究生が退学しようとするときは、その理由を具し指導教員を経て、願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 12 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 研究生として不都合な行為をしたとき。
- (2) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 4 神戸大学工学部外国人特別学生入学選考規程

(平成16年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

### (入学資格)

**第2条** 外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、前号と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

**第3条** 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学工学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書
- (7) その他本学部において必要と認める書類

### (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語修得の程度
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者については、学力試験を免除することがある。

### (入学時期)

**第5条** 入学の時期は、学年の初めとする。

### (雑 則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会の議を経て定める。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 5 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項

(昭和52年1月14日教授会決定)

### (趣 旨)

**第1条** 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター内規（以下「内規」という。）第10条に基づき、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この要項の定めるところによる。

### (実習指導)

**第2条** 内規第2条第1項第1号に関する必要な事項は、担当講座責任者が、センター長と協議して定める。

**第3条** 内規第2条第1項第2号に関しては、次の手続きによる。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）所属の職員が、実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は、希望日より2週間以上前に、所定様式の申請書をセンター長に提出して許可を受けなければならない。
- (2) 本学に所属する学生が、実習を希望する場合は、希望日より2週間以上前に、所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して、許可を受けなければならない。
- (3) センターは、実施日より1月以上前に、実施要領を公示して、職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を、実施することができる。
- (4) 前2号の学生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

### (工作依頼)

**第4条** 内規第2条第1項第3号及び第4号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 工作进行を依頼する職員は、所定様式の工作依頼伝票、製作図（必要部数）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは、製作図が著しく不完全なもの、大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については、依頼者に必要な事項を説明して、依頼伝票を返還することができる。
- (3) 返還を受けた依頼者は、前2号の手続きを、再び取らなければならない。
- (4) センターは、原則として実習又は研修会及び講習会時以外、工作に関する相談に応ずる。
- (5) 簡単、かつ、工作時間が2時間程度以内の工作及び修理依頼については、前4号の手続によらず、所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。
- (6) 1件の工作所要日数が、3月以上になるとと思われるものは、原則として、依頼できないものとする。
- (7) 作業は、原則として、受付順に実行する。
- (8) 比較的容易に自作できるとと思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができると判断される工作依頼は、受け付けないことがある。

(9) 講座当りの年間依頼工作所要時間数に、制限を設けることがある。

この制限は、必要に応じて、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

(10) 依頼手続きは、職員は職員が行うものとする。ただし、職員の命を受けた学生による手続きも可能とする。

**第5条** 依頼者は、次の義務を負うものとする。

(1) センターが依頼工作物等に関して、工作内容等に関する意見、それを利用して行った研究題目、内容、発表学会誌、講演会名等について回答を求めた場合、原則としてそれに応ずること。

(2) 依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーをセンターに提出すること。

(3) 依頼工作物が当該研究において、重要な役割を果している場合は、発表論文中にセンターが行った旨明記すること。

(4) 備品的性格を有する依頼工作物については、受理後速やかに、担当係（他部局の依頼者は所属部局の担当係）にその旨申し出ること。

（設備利用）

**第6条** 内規第2条第1項第5号に関しては、次のとおりとする。

(1) 利用に供する機械器具等を、次のように分類する。

A 一般利用    B 持出利用    C 条件付利用    D 特定機械

(2) 前号の分類に関する細目は、運営委員会が別に定める。

(3) 設備利用時間は、土曜、日曜、祝日その他休業日を除く毎日午前9時より午後5時までとする。ただし、授業科目としての実習指導を行っているときは、原則として、C及びDは利用できないものとし、Aについても制限することがある。

(4) 前号に規定する時間外に利用する必要があるときは、予め、所定様式の時間外利用許可申請書をセンター主任に提出して、許可を得なければならない。利用者が学生であるときは、指導教員が付添わなければならない。また、学生は、教務学生係にも別途届け出を要する。

(5) Aは、掲示された注意事項をよく守り、各自の責任において、第3号に示す利用時間内で適時利用できる。ただし、使用前に、センター職員にその旨知らせなければならない。また、必ず、センター設備利用申込書に、指定事項を記入し、利用後は、利用前の状態に復元しておかなければならない。

(6) B、C及びDを利用する者は、所定様式の使用前点検表による点検を行った後、使用しなければならない。

(7) 学生は、Bは原則として利用できないものとする。また、C及びDを利用するときは、申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(8) Cの利用者は、工作実習等を受け、又は指導者より操作方法の指導を受けて、操作に習熟した者でなければならない。

(9) Dの利用者は、当該機種に関する特定の講習又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。

(10) 利用者が機械器具等を破損した場合は、直ちにセンター主任に届け出なければならない。

#### (負担金)

**第7条** 内規第8条第3号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 実習指導、研修会及び講習会に関しては、職員の従事時間を基準として算定する。このほか、当該実習に特に要した経費については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (2) 工作依頼に関しては、作業工数を基準として算定する。このほか、特に要した材料費、工具費等については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (3) 設備利用に関しては、利用時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費、工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (4) 研修会及び講習会に関しては、研修及び講習時間を基準として算定する。工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (5) 第1号及び第4号の負担金は、当該年度予算において納めるものとする。第2号及び第3号の負担金は、当該年度予算において3月ごとに納めるものとする。
- (6) 第1号、第2号、第3号及び第4号の算定基準は、運営委員会において決定する。第3号の修理費のうち金額が10万円を超えるものについては、運営委員会で審議するものとする。

#### (要項の改廃)

**第8条** この要項の改廃は運営委員会の議を経て、神戸大学大学院工学研究科教授会の議決による。

#### (その他)

**第9条** この要項の実施上又は解釈上に問題があるときは、運営委員会がこれを決定する。

### 附 則

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

### 利 用 案 内

#### 工作技術センター利用方法

- |         |              |
|---------|--------------|
| 工 作 依 頼 | (利用要項第4条)    |
| 設 備 利 用 | (利用要項第6条)    |
| 時間外設備利用 | (利用要項第6条第4号) |
| 実 習 申 込 | (利用要項第3条)    |

上記利用については、別紙の様式による。

利用案内の詳細については、センターレポートを参照のこと。

## 工作技術センター実習申請書

神戸大学大学院工学研究科工作技術センター長 殿					
申請年月日	年 月 日	実習希望日時	年 月 日 時		
申請者所属		氏 名	電話内線 印		
支払責任者所属		氏 名	電話内線 印		
実習者所属		氏 名 ふりがな		職員	学生
学生の場合保険加入の有無				有	無
実習目的					
希望実習内容					

## 工作技術センター実習許可書

殿 <span style="float: right;">年 月 日</span>  下記のとおり実習を許可します。  センター長 <span style="float: right;">印</span>	
実習日時	
実習内容	
備 考	

## 工 作 依 頼 伝 票

### 依頼者記入欄

依 頼 種 別	普通 簡易	依 頼 日		年	月	日
依 頼 者 所 属		職 名		氏 名	印	電 話 内線( )
支 払 責 任 者 所 属		職 名		氏 名	印	
図 面 作 成 者 所 属		職 名		氏 名		
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由				
材 料 又 は 現 物	持 参	持 参 し な い	材 質			
品 名		図 番				
研究題目						
使用目的と機能説明						
その他特記事項						

### センター記入欄

作 業 者 名				完 了 見 込 日			月	日
所 要 工 数	機 械		仕 上		溶 接		鍛 造	
所 要 経 費	材 料		消 耗 品		燃 料		計	
受 領 証	年 月 日			受 領 者 氏 名		印		

### 記入要領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも、依頼者、図面作成者の所属氏名、品名、図面、図番を明記すること。

なお製作図には、部品番号、品名、材質、個数等を示した部品表が必要である。



## 時間外利用者許可申請書

利用希望者時間	年	月	日	利用者氏名
必要理由				使用時間
利用場所	機 械	仕 上	溶 接	鍛 造
利用機器名				
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。				指導教員 所属氏名 印
時間外利用を許可します。				センター主任 氏名 印

注意 時間外利用に対しては、火気、戸締りに特に留意すること。

V 修学上に関する  
工学部内規等

# 1 再試験制度について

学期末に実施する定期試験において不合格になったときは、次の学期以降に改めて履修・受験（再履修）しなければならないが、工学部専門科目については、定期試験における不合格者のうち、再試験受験資格者の基準を満たしている者に限り、定期試験終了後に実施される当該科目の「再試験」を受験することが認められている。

なお、全学共通授業科目については、「再受験資格制度に関する内規」に定められているとおりである。

## 1. 再試験受験資格者の基準

定期試験において受験した科目の不合格者（成績評価が60点未満）のうち、成績評価が40点以上の者は、再試験受験資格者とし、再試験の受験を認める。

0～59点 不可（F）（不合格）→40～59点：再試験受験資格者

2. 再試験を認めない科目については、その都度指示する。
3. 再試験受験資格者は、定期試験実施後の所定の期日に、掲示板に発表する。
4. 再試験の実施期間は、同学期内の所定の期間（5日間程度）とし、適宜期間内に実施する。ただし、授業担当教員の都合等により、所定の期間以前に実施する場合がある。
5. 再試験に合格した者に対する当該科目の最終成績評価は、可（C）とする。

## 2 定期健康診断の受検に関する申し合わせ

(平成13年3月13日教授会決定)

1. 学生は、毎学年行われる本学の定期健康診断を必ず受検しなければならない。

やむを得ず定期健康診断を受検しなかった者は、保健管理センター所長が定める期間内に、病院、医院等で受けた健康診断証明書（定期健康診断と同等の実施項目をすべて含んだもの）を保健管理センターに提出しなければならない。所定の期間内に健康診断証明書が提出できない場合は、保健管理センター所長に申し出て指示を受け、その指示に従わなければならない。

2. 上記1. の定めに従わない者については、当該年度における単位の認定は行わない。

ただし、未受検等の理由について、学部長がやむを得ないものと判断した者については、単位の認定を行うことができる。

## 3 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて

(平成7年12月8日教授会決定)

(平成22年7月2日運営会議決定)

(平成25年11月1日 一部改正)

阪急電鉄、阪神電鉄（2社とも）又はJR西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、神戸市に警報（暴風、大雪、暴風雪）又は特別警報が発令された場合は、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

1. 午前6時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合  
1時限目の授業から実施する。
2. 午前10時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合  
3時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

1. 警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
2. 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

## 4 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

(平成17年2月18日工学部教授会決定)

(平成23年3月4日工学研究科運営会議改正)

本学部学生が次の要件を満たした場合は、2年次生及び3年次生に限り、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。ただし、電気電子工学科の学生は、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することはできない。

この登録を希望する者は、「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに所属学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果、要件を満たしていると認定された者に限り、当該年度の履修科目の上限を越えた登録が認められる。

各学科における超過登録要件は次のとおりである。

### 建築学科

前年度に42単位以上を取得し、その科目数の70%以上が秀または優であって、可が4単位以下であること。

### 市民工学科

前年度に取得した単位数が36単位以上であり、その成績の80%以上が秀または優であること。

### 機械工学科

#### 1. 2年次生の超過登録要件

1年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が秀または優であること。

1年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

#### 2. 3年次生の超過登録要件

2年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が秀または優であること。

1年次および2年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

### 応用化学科

前年度に開講された応用化学科指定の必修科目（全学共通科目を含む）および選択必修科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が秀または優であること。

ただし、前年度に履修科目の登録の上限を超えて登録した者については、学科の修学指導に基づき履修した科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が秀または優であること。

### 情報知能工学科

前年度に取得した単位数が、必修科目を全て含み36単位以上であり、その成績の80%以上が秀または優であること。

## 5 早期卒業の認定基準に関する内規

(平成16年4月1日制定)

**第1条** この内規は、神戸大学工学部規則第15条第2項の規定により、早期卒業の認定基準を定める。

**第2条** 本学部に3年以上在学し、次の各号の要件を満たした者については、早期に卒業することを認定することがある。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 卒業要件科目の90%以上が秀または優であること。
- (3) その他、学科が定める要件を満たしていること。

**第3条** 早期卒業を希望する者は、入学1年後又は2年後に、所定の早期卒業申請書を学部長に提出しなければならない。

**第4条** 早期卒業者の認定に当たっては、当該学科内会議の議を経て、通常の卒業判定教授会に附議するものとする。

### 附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

## 6 早期卒業に関する学科別認定基準等について

早期卒業に関する認定基準については、「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか、学科別に次のとおり定める。

### 建築学科

1. 次の条件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
  - (1) 2年次及び3年次において、履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。
  - (2) 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。
    - イ. 成績順位が、上位1%以内程度であること。
    - ロ. 教養原論：16単位、外国語科目：10単位、情報基礎：1単位、健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位、専門科目等：74単位、合計102単位以上を修得していること。  
ただし、専門科目等：74単位の内訳は、必修科目28単位、必修科目及び選択必修科目の合計62単位以上を含むこと。
  - (3) 3年次後期の履修により、卒業要件を充足し、かつ卒業要件科目の90%が秀または優となる可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、3年次向けの授業科目についても履修することができ、また、3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、4年次向けの授業科目についても履修することができる。

### 市民工学科

1. 次の要件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
  - (1) 2年次及び3年次において、履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。
  - (2) 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。
    - イ. 成績順位が、上位1%程度であること。
    - ロ. 教養原論：12単位、外国語科目：10単位、情報基礎：1単位、健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位、専門科目等：必修科目27単位、選択必修科目47単位の合計98単位以上を修得していること。
  - (3) 3年次後期の履修より、卒業要件を充足し、かつ卒業要件科目の90%が秀または優となる可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、3年次向けの授業科目についても履修することができ、また、3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、4年次向けの授業科目についても履修することができる。

### 電気電子工学科

2年次後期末までに次の条件を満たしている場合には、3年次において卒業研究（10単位）および電気電子工学実験Ⅳ（1単位）を履修することができる。

- イ. 1年次と2年次に配当の専門科目の必修を全て修得していること。

- ロ. 教育原論，外国語科目，情報科目，健康・スポーツ科学科目，専門科目の選択および選択必修について，卒業研究の履修要件（内規）に定められた単位数を修得していること。
- ハ. 2年次終了時の成績の90%以上が秀であること。

### 機械工学科

1. 次の条件を満たす場合には，3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
  - (1) 2年次後期末までに，次の要件を満たしていること。
    - 教養原論：12単位，外国語科目：10単位，情報基礎：1単位，健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位，専門科目等：62単位（必修科目35単位，選択科目27単位），合計86単位以上を取得していること。
  - (2) 3年次後期の履修により，卒業要件を充足し，かつ卒業要件科目の90%が秀または優となる可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，3年次向けの授業科目についても履修することができ，また，3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，4年次向けの授業科目についても履修することができる。

### 応用化学科

1. 次の条件を満たす場合には，3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
  - (1) 2年次及び3年次において履修科目の上限超過登録が認められていること。
  - (2) 2年次後期末までに，次の要件を満たしていること。
    - イ. 成績順位が，応用化学科の上位1%以内程度であること。
    - ロ. 応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。
  - (3) 3年次後期の履修により，卒業要件を充足する可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，3年次向けの授業科目についても履修することができ，また，3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，4年次向けの授業科目についても履修することができる。

### 情報智能工学科

卒業要件から卒業研究（10単位）を除き，選択必修科目の必要単位数に，その10単位分を加算し修得することとする。

## 7 3年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科への早期入学について

本学大学院工学研究科規則第10条の2第1号及びシステム情報学研究科規則第9条の2第1号では、前期課程への早期入学の中で「大学に3年以上在学した者」規定されている。

この規定により、研究科（前期課程）への入学を志願しようとする者は、3年次在学時に実施する一般入試への出願に先立ち、研究科の事前審査を受け、出願資格の認定を受けなければならない。事前審査の結果、出願資格の認定を受けた者は、一般入試に出願し受験することができる。

この規定による入学者については、学部学生としての学籍上の取り扱いは退学となり、学士の学位は授与されない。また、大学の学部卒業が受験の要件となっている各種国家試験等については、その受験資格はない。

なお、早期卒業（3年次末卒業）見込者は、この規定によらず、3月の大学卒業見込者としての資格により入学志願（一般入試に出願）することになり、事前審査の必要はない。

この制度の詳細については、研究科（前期課程）学生募集要項を参照するほか、所属学科（教学委員）に問い合わせること。

## 8 神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について

神戸大学工学部と明石工業高等専門学校（以下明石高専という。）との協定により、授業科目の相互履修が認められている。明石高専の授業科目の履修を希望する者は、次の事項に従って手続きをすること。

1. 履修できる明石高専の授業科目は、別に指定する講義科目とする。  
1学期に履修できる授業科目の単位数は、4単位を上限とする。
2. 履修を希望する者は、各学期の初めに教学委員の承認を得たうえ、所定の期日までに「特別聴講学生（相互履修）願書」を本学部教務学生係へ提出すること。詳細については、掲示により通知する。
3. 履修した科目の単位は、その成績評価により、神戸大学工学部規則第3条別表第1に定める「その他必要と認める専門科目」として認定する。

## 9 神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について

神戸大学と放送大学との協定により神戸大学の学生が放送大学の授業科目を履修し単位を修得することを認めることとし、工学部においては建築学科と機械工学科において単位認定を認める場合がある。

単位認定する科目は、下記のとおりである。いずれの科目も卒業要件に含まれない。

### 記

#### ◎建築学科

科目については、建築学科が準備する科目と重複しない内容を含む建築学に関わる科目とする。なお、履修に当たっては放送大学の当該科目の内容を示す資料と共に教学委員に事前に確認すること。

#### ◎機械工学科

放送大学で開講される全科目について、単位認定の対象とする。

※語学、数学等を含む。ただし、卒業研究・体育実技は除く。

ただし、以下の4点を前提とし、いずれかが満たされない場合は単位認定の対象としない。

- (1) 放送大学開講科目の履修においては、工学部教授会の承認を必要とする。
- (2) 放送大学開講科目の単位を卒業要件の単位数に算入することは認めない。
- (3) 成績証明書に放送大学の開講科目であることを明記する。
- (4) 成績の平均点（専門科目単位数平均、全科目単位数平均など）の算出の際は放送大学開講科目の成績を除外する。

## 10 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する 申し合わせ

(平成6年9月2日教授会決定)

1. 神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ(1単位)、日本語Ⅱ(1単位)、日本語Ⅲ(1単位)、日本語Ⅳ(1単位)、  
日本語Ⅴ(1単位)、日本語Ⅵ(1単位)、日本語Ⅶ(1単位)、日本語Ⅷ(1単位)、  
日本事情Ⅰ(1単位)及び日本事情Ⅱ(1単位)

2. 当人の既修の言語、所属学科等を考慮して上記1.の単位数を制約することもある。

### 附 則

この申し合わせは、平成6年9月2日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

## 11 転学部に関する申し合わせ

(平成5年3月16日教授会決定)

(平成27年2月13日教授会改正)

### 1. 他学部からの転学部

#### (転学部の時期)

- (1) 他学部から転学部を志望する者があるときは、入学2年目以後の学期の初めに転学部を許可することがある。ただし、入学した年度において休学した者については、在学年数1年間(休学期間を含まない。)経過後の学期の初めに許可することがある。

#### (転学部の許可)

- (2) 転学部志望者が次の各号のすべてに該当し、志望学科に受入れ可能な人数がある場合、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

- ① 本人の入学試験の成績(総得点)が、本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。
- ② 志望学科が別に定める条件をすべて満たしており、かつ学業成績が優秀であること。
- ③ 転学部の理由が明白であること。

#### (受入れ可能な人数の決定)

- (3) 受入れ可能な人数は、各学科で年度毎に決定する。

#### (出 願)

- (4) 転学部を志望する者は、所定の書類を添えて、転学部を志望する学期が始まる日の1か月前までに所属学部長を経て、学部長に願い出なければならない。

#### (修業年限)

- (5) 転学部を許可された者の工学部において修業すべき年数は、本人の転学部前の履修(単位修得)状況により、教授会の議を経て、その都度決定する。

### 2. 他学部への転学部

#### (転学部の承認)

- (1) 他学部への転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、転学部を承認することがある。

#### (出 願)

- (2) 転学部を志望する者は、転学部志望学部が必要とする所定の書類を添えて、転学部を志望する学期が始まる日の2か月前までに学部長に願い出なければならない。

### 3. 申し合わせの適用

- (1) この申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

## 12 転学科に関する申し合わせ

(平成19年2月16日運営会議決定)

(平成27年2月13日教授会改正)

### (転学科の時期)

1. 転科を希望する者があるときは、入学2年目以後の学期の初めに転学科を許可することがある。ただし、入学した年度において休学したものについては、在学年数1年間（休学期間を含まない）経過後の学期の初めに許可することがある。

### (転学科の許可)

2. 転学科志望者が次の各号のすべてに該当し、志望学科に受入れ可能な人数がある場合、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。
  - ① 本人の入学試験の成績（総得点）が、本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。
  - ② 志望学科が別に定める条件をすべて満たしており、かつ学業成績が優秀であること。
  - ③ 転学科の理由が明白であること。

### (受入れ可能人数の決定と公表)

3. 各学科は転学科志望者の受入れ可能人数を年度毎に決定し、公表する。

### (出 願)

4. 転学科を志望する者は、所定の書類を添えて、転学科を志望する学期が始まる日の1か月前までに学部長に願い出なければならない。

### (修業年限)

5. 転学科を許可された者の転学科後の学科において修業すべき年数は、本人の転学科前の履修（単位修得）状況により、教授会の議を経て、その都度決定する。

### (申し合わせの適用)

6. この申し合わせは、平成27年4月1日入学者から施行する。

## 13 既修得単位の認定に関する内規

**第 1 条** この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第36条第1項並びに神戸大学工学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第10条の規定により、既修得単位の認定について定める。

**第 2 条** 既修得単位の認定の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位以上を修得し、大学を退学した者

**第 3 条** 認定できる単位数は、規則第10条第3項に基づき編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を限度とする。

なお、授業科目区分ごとの認定単位の最高限度は、次のとおりとする。

- |               |         |      |
|---------------|---------|------|
| (1) 教養原論      |         | 16単位 |
| (2) 外国語科目     | 英語      | 6単位  |
|               | その他の外国語 | 6単位  |
| (3) 情報科目      |         | 3単位  |
| (4) 健康・スポーツ科学 |         | 4単位  |
| (5) 専門科目      |         | 27単位 |

**第 4 条** 既修得単位の認定をうけようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の書類）  
申請授業科目は認定単位の最高限度内に限る。
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

**第 5 条** 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

**第 6 条** 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

## 14 編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取り扱い（申し合わせ）

（平成11年11月12日教授会決定）

編入学時に認定した単位は、その学生が退学した場合、又は除籍された場合は無効とする。このことについては、単位認定通知時に当該学生に周知徹底することとする。

## 15 工学部・工学研究科等の学生の試験における不正行為に関する申し合わせ

（平成9年2月7日教授会決定）

（平成26年2月28日運営会議最終改正）

工学部・工学研究科・自然科学研究科（工学系専攻）及びシステム情報学研究科（以下、「工学部等」という。）の学生（以下、「当該学生」という。）が、試験において不正行為をしたときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 工学部等の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、監督者は試験の続行を直ちに中止させ、事後、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 教授会は、前項の不正受験をした学生に対しては、次の処置をとるものとする。
  - (1) 工学部等の授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。ただし、当該学科又は専攻の判断により、次の授業科目については、成績を認めることがある。  
実験、実習、演習、論文講読（外国書講読、論文講究等）、卒業研究、特定研究
  - (2) 全学共通授業科目及び他学部・研究科等科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。
  - (3) 上記の処置の内容は、個人を特定する情報（氏名、学籍番号）を除き、工学部等において掲示により公表する。

この申し合わせは、平成26年度から適用する。

## 16 工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する 授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ

平成 25 年 12 月 6 日 工学研究科運営会議

平成 25 年 12 月 13 日 システム情報学研究科教授会

決定

### (趣 旨)

1. この申合せは「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成 25 年 10 月 23 日全学教務委員会決定）に基づき，工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科（以下「開講部局」という。）において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てについて定める。

### (申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，開講部局の長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

### (申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として3週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，工学研究科教務学生係に提出することとする。

### (申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに工学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。  
また，その結果については，授業担当教員等が書面により開講部局の長に報告することとする。

## 17 神戸大学ESDコース実施要領

### (趣 旨)

第1 神戸大学発達科学部，文学部，経済学部，農学部，国際文化学部，工学部及び医学部（以下「7学部」という。）に各学部規則等の規定により神戸大学ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き，その実施に関し必要な事項を定める。

### (設置目的)

第2 コースは，各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して，持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

### (授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等については，別表第1のとおりとする。

### (履修申請)

第4 履修の対象となる学生は，7学部に所属する学生とし，「神戸大学ESDコース履修申請書」を所属学部の教務担当係に所定の期日までに提出するとともに，履修登録を行うものとする。

### (修了要件)

第5 コースを修了しようとする学生は，別表第2に定めるところに従い，14単位以上を修得しなければならない。

### (修了認定証の授与)

第6 コース修了については，当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

3 修了認定証は，原則として学位記授与式の日に交付する。

### (雑 則)

第7 この要領に定めるもののほか，コースの実施に関し必要な事項は，7学部が協議して定める。

### 附 則

この要領は，平成20年4月1日から実施する。

この要領は，平成23年4月1日から実施する。

この要領は，平成24年4月1日から実施する。

この要領は，平成25年4月1日から実施する。

この要領は，平成26年4月1日から実施する。

この要領は，平成27年4月1日から実施する。

別表第1 授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	開講時期	開講学部等
基礎科目	E S D基礎 (持続可能な社会づくり)	2	1年次前期	国際教養教育院 農学部
	実践農学入門	2	1年次通年	
	総合科目 I (E S D論)	2	1年次後期	国際教養教育院
関連科目	生涯スポーツ論	2	1年次後期	発達科学部
	子どもの発達	2	2年次前期	発達科学部
	自然教育論	2	2年次前期	発達科学部
	健康行動科学	2	2年次前期	発達科学部
	場所の文化史	2	2年次前期	発達科学部
	生活空間計画論 1	2	2年次前期	発達科学部
	生活環境緑化論 1	2	2年次後期	発達科学部
	感性表現論 2	2	3年次前期	発達科学部
	国際開発論	2	3年次前期	発達科学部
	環境植物生態学	2	3年次前期	発達科学部
	エコロジー論	2	3年次前期	発達科学部
	メディア論	2	3年次後期	発達科学部
	生涯発達心理学	2	3年次前期	発達科学部
	環境人文学講義 I	2	2年次前期	文 学 部
	環境人文学講義 II	2	2年次後期	文 学 部
	環境NP0実践論	2	2年次前期	経 済 学 部
	社会コミュニケーション入門	2	2年次後期	経 済 学 部
	経済地理学	2	2年次後期	経 済 学 部
	農と植物医科学入門	2	1年次前期	農 学 部
	熱帯有用植物学	2	1年次後期	農 学 部
	森林環境学入門	2	1年次後期	農 学 部
	食料生産管理学	2	2年次前期	農 学 部
	森林生態学	2	2年次前期	農 学 部
	植物栄養学	2	2年次後期	農 学 部
	森林保護学	2	3年次前期	農 学 部
	ガヴァナンス論	2	2年次前期	国際文化学部
	バイオエシックス	2	2年次後期	国際文化学部
	地球環境論	2	1年次前期	工 学 部
	水文学	2	3年次前期	工 学 部
	国際関係論	2	3年次前期	工 学 部
	都市地域計画	2	3年次前期	工 学 部
	合意形成論	2	3年次後期	工 学 部
	国際保健	2	2年次後期	医学部 (保健学科)
災害保健	2	3年次前期	医学部 (保健学科)	
阪神・淡路大震災	2	1年次前期	国際教養教育院	
総合科目 I (ボランティアと社会貢献活動)	2	1年次後期	国際教養教育院	
総合実践科目	E S D実践論	2	3年次後期	発達科学部
フィールド 演習科目	E S D演習 I (環境発達学)	2	2年次前期	発達科学部
	E S D演習 I (環境人文学)	2	2年次前期	文 学 部
	E S D演習 I (環境経済学 I)	2	2年次前期	経 済 学 部
	E S D演習 I (兵庫県農業環境論)	2	2年次後期	農 学 部
	E S D演習 II (環境発達学)	2	2年次後期	発達科学部
	E S D演習 II (環境人文学)	2	2年次後期	文 学 部
	E S D演習 II (環境経済学 II)	2	2年次後期	経 済 学 部
	E S D演習 II (実践農学)	2	3年次通年	農 学 部
	E S D演習 I (初期体験実習)	2	1年次前期	医学部 (保健学科)
	E S D演習 II (IPW統合演習)	2	4年次後期	医学部 (保健学科)

別表第2 修了要件

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要単位数	備考
基礎科目	E S D基礎 (持続可能な社会づくり)	2	2	
	実践農学入門	2		
	E S D論 (持続可能な社会づくり2)	2	2	
関連科目	生涯スポーツ論	2	6	自学部開講科目及び他 学部開講科目2単位以 上を修得
	子どもの発達	2		
	自然教育論	2		
	健康行動科学	2		
	場所の文化史	2		
	生活空間計画論1	2		
	生活環境緑化論1	2		
	感性表現論2	2		
	国際開発論	2		
	環境植物生態学	2		
	エコロジー論	2		
	メディア論	2		
	生涯発達心理学	2		
	環境人文学講義I	2		
	環境人文学講義II	2		
	環境NPO実践論	2		
	社会コミュニケーション入門	2		
	経済地理学	2		
	農と植物医科学入門	2		
	熱帯有用植物学	2		
	森林環境学入門	2		
	食料生産管理学	2		
	森林生態学	2		
	植物栄養学	2		
	森林保護学	2		
	ガバナンス論	2		
	バイオエシックス	2		
	地球環境論	2		
	水文学	2		
	国際関係論	2		
都市地域計画	2			
合意形成論	2			
国際保健	2			
災害保健	2			
阪神・淡路大震災	2			
総合科目I (ボランティアと社会貢献活動)	2			
総合実践科目	E S D実践論	2		フィールド演習科目 4単位修得者が対象
フィールド 演習科目	E S D演習I (環境発達学)	2	4	
	E S D演習I (環境人文学)	2		
	E S D演習I (環境経済学I)	2		
	E S D演習I (兵庫県農業環境論)	2		
	E S D演習II (環境発達学)	2		
	E S D演習II (環境人文学)	2		
	E S D演習II (環境経済学II)	2		
	E S D演習II (実践農学)	2		
	E S D演習I (初期体験実習)	2		
	E S D演習II (IPW統合演習)	2		
			14	

(別紙)

第 号

## 神戸大学E S Dコース修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学  
E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開  
発のための教育) コースの所定の単位を修得したので同コ  
ース修了者と認定する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人 神戸大学

〇〇〇学部長

## VI 授業の概要について

# 1 工学部の教育について

## (1) 工学部の教育理念

大学は、学校教育法により「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする。」と定められている。ここでは将来の社会人として、広い視野に立つことのできる教育を受けるとともに、専門の領域において深く学問を追究し、知的で道徳的かつ応用的な能力を高めることが要求されており、その目的を達成するために学部がおかれている。

工学部は、自然科学の中で基礎から応用に至る広範囲な領域の教育と研究を行っている学部である。工学の研究はその成果を社会に還元してゆくべきものであって、工学部ではサイエンスとしての基礎研究を推進すると共に、社会に役立つ応用研究を目指した複眼的な視野を持つ研究者・技術者の育成を目指している。こうした観点から工学部では、将来国際的な場において活躍することができ、社会に貢献し得る有用な技術者、あるいは新たな科学技術分野を開拓する研究者を養成することを念頭に置いた教育を行っている。

ところで最近の科学技術の発展は目を見張るものがある。高度化はいきおい専門分野を細分化し、工業を中心とした産業構造も変化してきた。このような社会の変化に対応する形で、工学部は以前に設立時の5学科から11学科に学科を増設し、社会的要請に応える努力を続けてきた。しかし工業分野の進化はさらに急で、学際的・先端的な分野への展開が進む一方で、それらを総合する能力を持った人材が求められるようになってきた。このような変化に対応するために、工学部では、教育体制をより幅が広く基礎的かつ総合的な知識を有し、かつ最新の各種の科学技術への応用が可能な能力を持った学生を教育することを目的として、平成4年度に元の11学科を統合して大きな単位の5大学科に再編成し、抜本的に教育組織を改革するとともに、教員の組織である講座を規模の大きな講座へと改組して、教育研究においてより幅広い展開を可能にする体制にした。さらに平成19年度からは、建設学科を市民工学科と建築学科に改組して6大学科から成る新たな工学部の体制が整うこととなった。

また、全学の教員が一般教育の責任を分担した教育体制を確立するために、4年一貫教育を行うこととして、1年生入学時から専門の教育を受けられるようにするとともに、社会人としてより広い教養を身につけるために、ある程度大学の教育に慣れてきた2年生から、他学部の専門分野を主とした全学共通授業科目を受講できることにした。特に本学部は平成4年度から全学に先駆けてこの教育方法を採用し、先導的役割を果たしてきた。社会と結びついた科学技術である工学という分野は、専門の知識だけでなく、幅の広い人道的な素養を特に必要とするものである。諸君がこの全学共通授業科目の履修で工学以外の分野を学ばれることに大きな期待を持っている。

本学では、諸君が大学における講義や演習に出席して勉強するだけでなく、教室以外でも十分な復習や予習をすることを可能とするため、1年間に履修し取得することが可能な単位数に制限を設けている。この趣旨を十分理解して、勉学に励んでいただきたい。ただし成績優秀者に対しては、この制限を越えて履修し、より多くの単位を取得すること、また早期に卒業することも可能としている。いずれにせよ、諸君の勉学に対する意欲と努力が大学生活を真に有意義なものとするに変わりは無い。

最近の工学部の顕著な傾向は、学部学生の大学院進学希望者が多いことである。本学ではそのことに配慮して、5年制の大学院工学研究科（平成19年度からは従来の自然科学研究科を工学研究科等へ改

組）（博士課程）を設置し、また、平成22年4月には大学院工学研究科から情報知能学専攻を独立させシステム情報学研究科（博士課程）を設置し、その内容を充実させている。この内2年の前期課程を修了した段階で修士の学位を、また3年の後期課程を修了し学位論文を提出して審査に合格した段階で博士の学位を授与している。この大学院には学部の4年生修了者だけでなく、3年生からのいわゆる飛び級による受験も可能であり、社会人の入学への道も開かれている。また前期課程2年・後期課程3年を短縮して修士及び博士の学位を取得できる道もある。

本学部では、諸君がより高度な教育を受けることができ、世界的レベルの研究を行うことが可能な体制を整備することに努力している。この授業要覧を参考にして、大学生活が充実したものになることを心から期待している。

## （2）工学部の学位授与に関する方針

神戸大学工学部は、各学科の専門分野について幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな人材を養成することを目指している。この目標達成に向け、本学部では、教育課程を通じて授与する学位に関して、国際的に卓越した教育を保証するため、以下の方針に従って当該学位を授与する。

- 工学部規則に定める卒業に必要な単位を修得する。
- 卒業までに、本学部学生が、それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

### 「人間性」

高い倫理性を身につけ、科学技術が社会へ及ぼす影響について理解し適切に行動できる能力を備える。

### 「創造性」

設立以来の伝統である自由闊達な気風を継承し、創造的に問題を解決する能力を備える。

### 「国際性」

海外と幅広く交流し、異文化をより深く理解する。多様な文化・価値観の中で個性を発揮する能力を備える。

### 「専門性」

高度な専門知識と幅広い見識を持ち、研究・開発の主導的推進および管理運営ができるエンジニアやマネージャとして、広い視点から課題にアプローチできる基礎学力、応用力、創造力を兼ね備える。

各学科における具体的な学習目標は次のとおりである。

### <建築学科>

人間生活の基盤である住宅及び建築施設を創造するために必要な「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域の知識を習得し、これらを総合して現実的課題に対応する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を身につける。

#### <市民工学科>

土木工学を基盤とする. 環境と調和した安全・安心な市民社会の創生に係る教育を通して, 21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための基礎的な知識並びに広い視野, 高い創造思考力, 課題解決能力, コミュニケーション能力及び倫理観を身につける。

#### <電気電子工学科>

幅広い知識と教養を備えるとともに, 電子物理工学及び電子情報工学に関する基礎から応用までの専門的な知識を身に付け, 電気電子工学の将来の展開に柔軟に対応できる能力を身につける。

#### <機械工学科>

産業および科学技術の高度化の基盤となる機械工学に関する各種力学や材料学などの基礎知識を現象の力学的理解のもとで体系的に身につけ, 熱流体エネルギー, 材料物理, 設計生産などの各専門分野において, 持続可能社会の実現に必要な専門的知識と高度な問題解決能力および研究開発能力の基礎を身につける。

#### <応用化学科>

将来の科学技術および基幹産業の基盤となり, 人類社会の持続的な発展を実現するために必要な物質化学と化学工学の素養からなる応用化学に関する専門的な知識とそれを支える基礎知識および高度な研究開発能力の基礎を身につける。

#### <情報知能工学科>

次世代情報化及び知能化システムの実現のために必要な情報知能工学に関する基礎知識, 先進的・学際的な専門的知識, 高度な研究開発能力並びに高度情報化社会の様々な技術問題の解決に必要な能力を身につける。

(3) 工学部の教育組織

学科	講 座	教育研究分野
建 築 学 科	空間デザイン	建築・都市デザイン
		住宅・コミュニティデザイン
		構造デザイン
		建築マネージメント
	建築計画・建築史	建築史・歴史環境論
		地域・住宅計画
		建築・都市安全計画
	構 造 工 学	構造性能工学
		構造制御工学
		構造システム工学
	環 境 工 学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
		都市環境・設備計画
市 民 工 学 科	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震減災工学
		流域防災工学
		環境共生工学
	水圏環境工学	
	地圏環境工学	
	広域環境工学	
	都市保全工学	
	都市経営工学	
	電 気 電 子 工 学 科	電 子 物 理
フォトニック材料学		
量子機能工学		
ナノ構造エレクトロニクス		
電磁エネルギー物理学		
電 子 情 報		
		計算機工学
		通信情報
		アルゴリズム
		知的学習論

学科	講 座	教育研究分野
機 械 工 学 科	熱 流 体	応用流体工学
		混相熱流体工学
		エネルギー変換工学
		エネルギー環境工学
	材 料 物 理	固体力学
		破壊制御学
		材料物性学
		表面・界面工学
	設 計 生 産	複雑系機械工学
		機械ダイナミクス
		コンピューター統合生産工学
		知能システム創成学
		創造設計工学
物質創成科学		
物質制御工学		
物質機能化学		
応 用 化 学 科	物 質 化 学	反応・分離工学
		プロセス工学
		生物化学工学
	化 学 工 学	
情 報 知 能 工 学 科	情 報 基 礎	情報メディア
		プログラミング言語
		知能システム
		人工知能
		知的ソフトウェア
		情報数理
		情 報 シ ス テ ム
	無線通信	
	情報フォトニクス	
	計算機システム	
	プロセッサ・アーキテクチャ	
	シ ス テ ム デ ザ イ ン	
		システム設計
システム制御		
システム情報		
システム構造		
分布系同定・応用関数解析		
分布系制御・非線型解析		

#### (4) 履修に関する諸規則等について

学生諸君にとって修学上関係の深い諸規則については、下記のとおりです。この冊子の目次を見て、必読してください。

- (1) 教学規則
- (2) 共通細則
- (3) 大学教育推進機構規則等
  - ①大学教育推進機構規則（抄）
  - ②全学共通授業科目の履修方法に関する申し合わせ
  - ③全学共通授業科目履修規則
  - ④全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規
  - ⑤全学共通授業科目の追試験に関する内規
  - ⑥全学共通授業科目の協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申し合わせ
- (4) 工学部規則
- (5) 修学上に関する工学部内規等
  - ①再試験制度について
  - ②定期健康診断の受検に関する申し合わせ
  - ③交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて
  - ④履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について
  - ⑤早期卒業の認定基準に関する内規
  - ⑥早期卒業に関する学科別認定基準等について
  - ⑦3年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科入学資格等について
  - ⑧神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について
  - ⑨神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について
  - ⑩外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせについて
  - ⑪転学部に関する申し合わせ
  - ⑫転学科に関する申し合わせ
  - ⑬既修得単位の認定に関する内規
  - ⑭編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取扱い（申し合わせ）
  - ⑮工学部学生の試験における不正行為に関する申し合わせ
- (6) その他の工学部周知事項
  - ①工学部学生の心得

## (5) 授業科目の履修等について

### 1 授業科目、授業科目の区分及び履修について

本学部の授業科目は工学部規則に定められており、各授業科目の年次配当については各学科の「履修科目一覧」に掲載しています。なお、授業科目の区分は次のとおりです。

#### (1) 共通科目

##### ①教養原論

学生は、教養原論の授業科目の中から8科目16単位を修得しなければなりません。教養原論は、1、2年の前期と後期に開講します。

##### ②外国語科目

外国語科目は、以下の区分からなります。

- ・外国語第Ⅰ：英語
- ・外国語第Ⅱ：独語、仏語、中国語、ロシア語
- ・外国語第Ⅲ：独語、仏語、韓国語、スペイン語、イタリア語

外国語第Ⅱ及び外国語第Ⅲについては、学科により履修することのできる科目が異なりますので、詳細は162～165ページの「全学共通授業科目の履修科目一覧表」を参照すること。

##### ③情報科目

情報科目は情報基礎と情報科学からなりますが、このうち情報基礎は全学科の必修科目、情報科学は建築学科、市民工学科、電気電子工学科及び機械工学科の選択科目です。

##### ④健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学は、健康・スポーツ科学講義、健康・スポーツ科学実習Ⅰ及び健康・スポーツ科学実習Ⅱからなります。このうち、健康・スポーツ科学実習Ⅰは全学科の必修科目です。他2科目は、全学科の選択科目です。

##### ⑤その他必要と認める科目

その他必要と認める科目は、学生の自主的な学習に応える科目です。

#### (2) 専門科目

専門科目は、各学科においてそれぞれ定められており、必修科目、選択必修科目及び選択科目からなります。

#### (3) 外国人留学生のための日本語科目

外国人留学生が、日本語科目を修得したときは、外国語の修得単位数に算入することができます。（「外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ」を参照してください。）

#### (4) 全学共通授業科目（履修申請コードU）と工学部授業科目（履修申請コードT）

授業科目の区分は、上記(1)～(3)に示したとおりですが、規則上から説明すると、大学教育推進機構により開講される全学共通授業科目と工学部により開講される工学部授業科目に分かれます。

全学共通授業科目は、神戸大学全学共通授業科目履修規則に定められた授業科目の中から、本学部の教育上、必要な授業科目を選んだものであり、上記の「(1)共通科目」、「(2)専門科目」の一部及び「(3)日本語科目」からなります。

工学部授業科目は、文字どおり工学部により開講される授業科目で、上記「(2)専門科目の大部分」からなります。

なお、内規等については、後で個々に説明しますが、全学共通授業科目に適用されるものと工学部授業科目に適用されるものとの2本立てとなっていますので、十分に注意してください。

## 2 履修要件

学生は、それぞれの学科において定められた区分に従って、単位を修得しなければなりません。各学科の「履修上の注意」の項を参照してください。

## 3 履修登録・確認の手続きについて

科目の履修に際しては、学科毎に記載されている「履修科目一覧表」及び毎学期始めに配付する「授業時間割表」により、教学委員・指導教員等の指示に従い履修科目を十分に検討した上、毎学期指定された期間内にWEBにより履修登録・確認を行わなければなりません。（教養原論については、1年次の後期以降は抽選登録をしなければなりません。登録期間等詳細は掲示にてお知らせします。）

なお、履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効であり、登録されている授業科目でも異なる教員の授業科目を履修・受験した場合も無効です。

また、他学部の講義を履修しようとする場合は、受講許可カードが必要です。開講学部等で曜日時限を確認し、工学部の教務学生係に申し出てください。

## 4 学期末試験等について

①学期末試験は、各学期に設定されている補講又は定期試験実施期間に実施しますが、授業担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、学期末試験を実施せずに、平常の成績、レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もありますので、授業担当教員の指示に従ってください。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。

試験は、あらかじめ履修登録をした授業科目のみ受験することができます。

学期末試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をします。注意してください。

### ②試験に関する注意

イ. 試験室にて不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。

ロ. 試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。

ハ. 試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。

ニ. 答案用紙は、答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。

ホ. 答案用紙に他事記載を禁じます。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。

ヘ. 試験に不必要なものは、一切鞆類の中へしまうか、又は所定の場所へ置いてください。

ト. 一旦退室した者は、いかなる理由によるも、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

チ. 携帯電話等の通信機器を時計もしくは電卓の代わりに使用することは一切認めませんので、必ず電源を切った上で鞆等の中へしまっておいてください。

試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いて場合は、不正行為とみなしますので注意してください。（なお、試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合は、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出すことがあります。）

なお、全学共通授業科目の試験については、別途指示がありますので注意してください。

### ③追試験について

試験に欠席した者の追試験は行いません。ただし、全学共通授業科目については、一定の条件を満たした場合に限り行うことがあります。（「神戸大学全学共通授業科目の追試験に関する内規」を参照してください。）

### ④再履修について

単位を修得しようとする授業科目で不合格になったときは、次の学期以降に改めて履修登録の上、履修（再履修）し受験しなければなりません。

ただし、全学共通授業科目（共通専門基礎科目）については、一定の条件を満たした場合に限り、再履修せずに当該学期に同一科目の試験を再受験できる制度があります。

（「神戸大学全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規」を参照してください。）

なお、全学共通授業科目（共通専門基礎科目）以外の工学部専門科目については、定期試験における不合格者のうち、所定の基準を満たした者に対し「再試験」が実施されることがあります。（「再試験制度について」を参照してください。）

## 5 学業成績について

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に実施する試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。なお、一度修得した単位を取り消すことはできません。

なお、標語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

## 6 授業教室について

授業は、入学した年度の1年間は、主に鶴甲第1キャンパスの教室で行いますが、一部の授業は工学部キャンパスの教室を使用します。鶴甲第1キャンパスの教室配置図は、別途配付する「学生生活案内」を、工学部キャンパスの教室配置図はこの冊子の「神戸大学校舎配置図」を参照してください。

## (6) 資格取得の要件について

### ○安全管理（労働安全衛生規則）（主務官庁・厚生労働省）

工学部卒業生で、2年以上の産業安全に関する実務経験および安全管理者選任時研修を修了した者は、安全管理者に就任できる。

### ○エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化に関する法律）（主務官庁・経済産業省）

エネルギー管理士免状には、次の2通りの取得方法があります。

#### 1. 国家試験による取得

財団法人省エネルギーセンターが毎年8月に行うエネルギー管理士試験に合格すること。特に受験資格に制約はありませんが、受験の前後にエネルギーの使用の合理化に関する1年以上の実務経験が必要です。

#### 2. 認定研修による取得方法

財団法人省エネルギーセンターが毎年12月に行うエネルギー管理研修を受講し、修了すること。（修了試験に合格すること。）ただし、エネルギー管理研修を受けるためには、研修申込時までにエネルギーの使用に関する合理化に関する3年以上の実務経験が必要です。

### ○建築士（建築士法）（主務官庁・国土交通省）

一級建築士試験の受験資格は、大学において、国土交通大臣の指定する建築士試験指定科目のうちから、必要な単位を修得して卒業した後、設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理等、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる2年以上の実務の経験を有する者となっています。

二級および木造建築士試験の受験資格は、大学において、国土交通大臣が指定する建築士試験指定科目のうちから、必要な単位を修得して卒業した者となっています。

### ○測量士（測量法）（主務官庁・国土交通省）

市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、卒業後1年以上測量に関する実務に従事した場合は、願い出により測量士の資格を受けることができます。

市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、願い出により測量士補の資格を受けることができます。

### ○技術検定（主務官庁・国土交通省）

1級技術検定の受検資格は、市民工学科を卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者となっている。

2級技術検定の受検資格は、市民工学科を卒業した後、以下の条件を満たす者となっている。  
建設機械施工…受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を有する者

土木及び建築施工管理…受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験を有する者

(国土交通大臣が指定する種別)

その他の種目及び種別

「学科試験」…市民工学科を卒業した者又は卒業見込みの者のうち、別途指定された科目から15単位以上取得した者

「実地試験」…受検しようとする種目（種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

**○電気主任技術者（電気事業法）** **（主務官庁・経済産業省）**

第1種電気主任技術者免状取得資格は、電気電子工学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項の各号の科目を修めて卒業（大学院においては修了以下同じ。）し、5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の実務経験が、卒業前の経験年数の2分の1と卒業後の経験年数との和で5年以上あること。

**○陸上無線技術士国家試験（無線従事者規則）** **（主務官庁・総務省）**

電気電子工学科の卒業生で、在学中に所定の単位を修得した者は、第1級陸上無線技術士国家試験を受験する際、「無線工学の基礎」を免除されます。（ただし、卒業の日から3年以内に限りま

す。）

**○電気通信主任技術者試験（電気通信主任技術者規則）** **（主務官庁・総務省）**

電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際、試験科目の内、電気通信システムの試験が免除されます。

**○第二種電気工事士（電気工事士施行規則）** **（主務官庁・経済産業省）**

電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は、第二種電気工事士試験を受験する際、試験科目の内、筆記試験が免除されます。

**○自動車整備士（自動車整備士技能検定規則）** **（主務官庁・国土交通省）**

機械工学科卒業生は、上記規則により、自動車の整備作業に関し6か月以上の実務経験を有していれば三級自動車整備士の受験資格ができます。

**○ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則）** **（主務官庁・厚生労働省）**

機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たものは、特級ボイラー技士免許試験を受験できます。

機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たものは、一級ボイラー技士免許試験を受験できます。

**○危険物取扱者（消防法）** **（主務官庁・各都道府県）**

応用化学科卒業生、もしくは化学に関する授業科目を15単位以上修得した者であれば、甲種危険物取扱者試験を受験できます。

## (7) 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(\*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

(\* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

### 1 GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀, 優, 良, 可, 不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

### 2 GPA計算式について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

(1) 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「3 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目
- ⑤ 工学部で指定した科目 (詳細は別途掲示等でお知らせします。)

(2) 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更されません。

※工学部の専門科目(履修申請コードが「T」で始まる科目)については、再履修をして合格した場合、過去の「不可」もGPA計算式に算入されます。

### 3 履修取消制度について

○ 学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

前期： 5月18日～ 5月31日

後期： 11月17日～ 11月30日

- ・履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。
- 取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- 履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- 取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(\*)の単位数に入ります。
  - ・履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。
  - (\*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- 取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講(履修)することはできません。
- 通年開講科目は、前期でも後期でも取消が可能です。前期に取り消した場合、後期に再び履修登録することはできません。
- ※ 修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

#### 4 GPAの通知について

- 学期毎に成績評価と「GPA」が通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- 通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。
  - ・成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。
  - 例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.77」です。2013年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2013年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

#### 5 成績紹介画面(例)：「うりぼーネット」(Web) 単位修得状況照会

##### ■GPA

GPA	科目GP 合計	計算単 位数	計算日
3.77	117	38	2014年3月15日

##### ■GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目GP 合計	計算単 位数	計算日	GPA (学期)	科目GP 合計	計算単 位数	計算日
2013年度	3.00	60	20	2013年9月 15日	3.22	58	18	2014年3月 15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単 位 数	修 得 年 度	修 得 学 期	評 語	科 目 G P	合 否
1	全学共通授業 科目	教養原論		○○○○○	2	2013	前期	秀	8.6	合

※GPAは小数第3位を四捨五入して表示されます。

## 2 全学共通授業科目について

### (1) 全学共通授業科目とは

全学共通授業科目とは、本学の教学規則に定める教育課程のうち教養教育に相当する教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目などの科目で、各学部単独では実施することが困難な全学に共通する授業科目をいいます。

具体的な授業科目名は「神戸大学全学共通授業科目履修規則」によりますが、時間割コードが「U」で始まる科目を指します。

### (2) 全学共通授業科目を担当する組織

#### 大学教育推進機構国際教養教育院

大学教育推進機構は、大学教育推進本部、国際教養教育院、国際コミュニケーションセンター及び大学教育研究推進室からなり、そのうちの国際教養教育院が全学共通授業科目の企画・運営を行っています。

また、国際教養教育院の教務関係業務は学務部教育推進課共通教育グループ（鶴甲第1キャンパス）が担当しています。

#### 教育推進課共通教育グループ

教育推進課共通教育グループでは、主に次の業務を取り扱っています。

- 1 全学共通授業科目に関すること全般
  - ・教養原論等の抽選登録
  - ・試験（定期期末試験・再試験・追試験・留学に伴う繰り上げ試験）
- 2 大学教育推進機構国際教養教育院が管理する教室の使用に関すること
- 3 全学共通授業科目における授業中の事故、盗難、拾得物に関すること

### (3) 全学共通授業科目に関する通知・連絡

全学共通授業科目に関する通知・連絡は、主に全学共通教育部掲示板（鶴甲第1キャンパスK棟1階）により行いますので、日頃から確認するように心がけてください。

また、大学教育推進機構ホームページや教務情報システム「うりぼーネット」掲示板に併せて掲載する場合があります。

#### 国際教養教育院掲示板

事務室前の掲示板には、主に全学部学生への連絡事項を掲載しており、フロア内の所属学部別掲示板には、特定の学部学生への連絡事項や所属学部からの連絡事項を掲載しています。（国際文化学部用の掲示板はE棟になります。）

#### 休 講 情 報

休講掲示板はK棟1階とA棟地階に設置しており、当日から3日分の休講情報を掲載しています。

また、教務情報システム「うりぼーネット」からは、全ての休講情報について確認ができます。  
(携帯電話からも閲覧可)

**大学教育推進機構ホームページ**

学年暦，時間割，履修・抽選登録，期末試験などに関する情報は大学教育推進機構ホームページにも掲載しています。

**教務情報システム「うりぼーネット」掲示板**

授業に関する情報のほかに学生呼出やお知らせを掲載することがあります。

<各WebページのURL>

**大学教育推進機構ホームページ**

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/index.html>

**全学共通教育部ホームページ**

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.htm>

**教務情報システム「うりぼーネット」**

<https://kym.kobe-u.ac.jp/kobe-u/campus>

**携帯電話からの休講情報**

<https://mob-kym.kobe-u.ac.jp/kobe-m/campus>

#### (4) 全学共通授業科目の教育目標

<p>教 養 原 論</p>	<p>教養教育は、諸科学・芸術の創造的な発展とその全般的展望の中で学生が専攻する専門分野とそれ以外の分野との関係や、その位置づけについての理解を深めるとともに、幅広い視野から事象を総合的・学際的に捉えることによって、知的活動の基盤となる主体的・実証的に学ぶ態度を育成することを目標とする。</p> <p>本学における教養教育の根幹をなす教養原論は、「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と社会」「経済と社会」「数理と情報」「物質と技術」「生命と環境」「総合教養」という分野に69科目の講義を設けており、総合大学の利点を活かして、さまざまな分野の教員が授業を担当している。</p>
<p>外 国 語 科 目</p>	<p>外国語科目は、高等学校までの外国語教育の基礎のうえに、国際化に対応できる外国語のコミュニケーション能力の育成と幅広い国際的な文化理解を深めることを目標とする。</p> <p>外国語第 I (英語) のねらいは、グローバルな情報化社会にあつて、日常的、専門的ニーズに即応するための英語の水準に到達すること、学生自身の専門に関連する知識に即して英語を自由に活用するとともに、自己の専門領域だけでなく、国際社会で通用する幅広い教養を習得することにある。</p> <p>外国語第 II は、「英語プラスもうひとつの外国語」という国際化時代の要請に応えるために、独語、仏語、中国語、ロシア語のいずれかについて、初級から中級までのコミュニケーション能力を学生が身につけ、これらの言語を母国語とする社会と異文化への関心と理解を深めることを目標とする。</p> <p>選択科目として、外国語第 III (韓国語、スペイン語、イタリア語) を設け、より広範な外国語についての知識と理解を深めることを目標とする。独語、仏語については、外国語第 III としても履修ができるようにして、主要ヨーロッパ言語への理解の増進を目指す。</p>
<p>情 報 科 目</p>	<p>コンピューターとネットワークによるコミュニケーションが必須とさせる高度情報化社会において、学生はコミュニケーション技術や情報処理・情報収集・発信技術など、有効なコンピューターの利用方法を学ばなければならない。また、情報に関する正しい認識と取り扱い方の理解も不可欠である。情報科目は、コンピューターの操作技術を修得し、情報とその取り扱いに関する正しい判断力を養い、学生がコンピューターを勉学に活用できる能力を身につけることを目指す。</p>
<p>健康・スポーツ科学</p>	<p>健康・スポーツ科学は、身体と健康に関する全ての学問を学際的な視野のもとで総合化し、新しい総合人間科学として、バイオメカニクス、運動生理学など自然科学的知見に基づく健康科学である。身体運動と人体の機能・能力との関わり、また安全で効率のよい身体運動についての知的理解を促し、健康で豊かな生活実践と能力開発の知識を習得することを目標とする。</p>
<p>共 通 専 門 基 礎 科 目</p>	<p>専門科目を理解し習得するための基礎となる科目である。専門教育を受けるための準備と導入として、複数の学部に通ずる基礎科目を開講している。各学部で行われる専門教育では、専門分野ごとそれぞれの性質に合わせた系統的そして累積的な知識と技術の習得が不可欠であるが、それぞれの分野を越えて、あるいはそれぞれの分野にとらわれることなく、一般的な理解や見方を持つことは、専門科目をより深く別の角度から理解することにつながる。基礎科目の学習だけではなく、そのような見方を養う場でもある。</p>
<p>その他必要と認める科目</p>	<p>臨時に開設する全学共通授業科目 開講科目のテーマと内容が、概ね「人文・社会」系の場合は「総合科目Ⅰ」で、「自然・その他」系の場合は「総合科目Ⅱ」で開講することを原則とする。</p>

※各授業科目の概要は、シラバスを参照してください。

## (5) 全学共通授業科目におけるGPA取扱いについて（平成24年度入学者から適用）

（平成24年2月23日 運営協議会決定）

### 1. GPA対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」，「総合科目Ⅰ，Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てGPA対象科目です。（別表参照）

### 2. GPA計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「GPAの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取り扱いが異なります。

#### (1) 教養原論

合格した場合、1科目の合格につき、「可」以上の成績がGPA計算式に入ります。

その場合、過去に付いた「不可」の成績があれば、同一名称の授業科目でなくても1科目の合格につき、1科目の「不可」がGPA計算式から除外されます。

#### (2) 外国語科目（英語アドバンストA，B，C）

英語アドバンストは、\*重複履修が可能な授業科目です。

合格、不合格に関わらず、すべての成績（「不可」を含む）がGPA計算式に算入されます。

\*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

### 3. 履修取消について

・ やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。

・ 集中講義については、講義最終日の前日までとします。（別途、掲示等により指示します。）

### 4. その他

上記以外の事項については、全学の「GPA」の取扱いに準じて行います。

工学部専門科目（時間割コードが「T」で始まる科目）のGPA、履修取消の取扱いについては掲示で確認してください。

## (教養原論)

## (別表)

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	GPA 対象	備 考	
教	人間形成と思想	哲学	2	○		
		行為と規範	2	○		
		論理学	2	○		
		心理学	2	○		
		心と行動	2	○		
		教育学	2	○		
		教育と人間形成	2	○		
		科学技術と倫理	2	○		
	文学と芸術	日本の文学	2	○		
		世界の文学	2	○		
言語と文化		2	○			
伝統芸術		2	○			
芸術と文化		2	○			
歴史と文化	日本史	2	○			
	西洋史	2	○			
	アジア史	2	○			
	考古学	2	○			
	歴史と現代	2	○			
	科学史	2	○			
	芸術史	2	○			
人間と社会	社会学	2	○			
	社会思想史	2	○			
	地理学	2	○			
	文化人類学	2	○			
	現代社会論	2	○			
	越境する文化	2	○			
	生活環境と技術	2	○			
	学校教育と社会	2	○			
法と政治	法の世界	2	○			
	社会生活と法	2	○			
	国家と法	2	○			
	政治の世界	2	○			
	現代社会と政治	2	○			
養	経済と社会	経済入門	2	○		
		経済社会の発展	2	○		
		現代の経済	2	○		
		企業と経営	2	○		
原	数理と情報	構造の数理	2	○		
		現象の数理	2	○		
		数理の世界	2	○		
		「カタチ」の文化学	2	○		
		「カタチ」の科学	2	○		
		情報の世界	2	○		
論	物質と技術	素粒子と宇宙	2	○		
		現代の物性科学	2	○		
		分子の世界	2	○		
		物質の成り立ち	2	○		
		資源・材料とエネルギー	2	○		
		ものづくりと科学技術	2	○		
		情報化社会を支える基盤技術	2	○		
		惑星系の起源・進化・多様性	2	○		
		生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	○	
			健康と病気	2	○	
生命の成り立ちと営み	2		○			
生物の多様性と進化	2		○			
生物の生態と自然環境	2		○			
生物資源と農業	2		○			
食と健康	2		○			
地球と惑星	2		○			
総合教養	社会と人権	2	○			
	神戸大学の研究最前線	2	○			
	神戸大学史	2	○			
	社会科学のフロンティア	2	○			
	海への誘い	2	○			
	瀬戸内海学入門	2	○			
	国際協力の現状と課題	2	○			
	阪神・淡路大震災	2	○			
	環境学入門	2	○			
	E S D基礎 (持続可能な社会づくり)	2	○			
	E S D論 (持続可能な社会づくり2)	2	○			
	企業社会論	2	○			
	男女共同参画とジェンダー	2	○			
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○			
	社会基礎学 (グローバル人材に不可欠な教養)	2	○			
	職業と学び	2	○			

(外国語科目, 健康・スポーツ科学, 情報科目, 資格免許のための科目, その他必要と認める科目)

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	GPA対象	備 考
外国語科目	英語リーディングⅠ	1	○	
	英語リーディングⅡ	1	○	
	英語リーディングⅢ	1	○	
	英語オーラルⅠ	1	○	
	英語オーラルⅡ	1	○	
	英語オーラルⅢ	1	○	
	英語アドバンストA	1	○	
	英語アドバンストB	1	○	
	英語アドバンストC	1	○	
	独語ⅠA	1	○	
	独語ⅠB	1	○	
	独語ⅡA	1	○	
	独語ⅡB	1	○	
	独語S A	1	○	
	独語S B	1	○	
	独語ⅢA	1	○	
	独語ⅢB	1	○	
	独語ⅣA	1	○	
	独語ⅣB	1	○	
	仏語ⅠA	1	○	
	仏語ⅠB	1	○	
	仏語ⅡA	1	○	
	仏語ⅡB	1	○	
	仏語S A	1	○	
	仏語S B	1	○	
	仏語ⅢA	1	○	
	仏語ⅢB	1	○	
	仏語ⅣA	1	○	
	仏語ⅣB	1	○	
	中国語ⅠA	1	○	
	中国語ⅠB	1	○	
	中国語ⅡA	1	○	
	中国語ⅡB	1	○	
	中国語S A	1	○	
	中国語S B	1	○	
	中国語ⅢA	1	○	
	中国語ⅢB	1	○	
	中国語ⅣA	1	○	
	中国語ⅣB	1	○	
	ロシア語ⅠA	1	○	
	ロシア語ⅠB	1	○	
	ロシア語ⅡA	1	○	
	ロシア語ⅡB	1	○	
	ロシア語ⅢA	1	○	
	ロシア語ⅢB	1	○	
	ロシア語ⅣA	1	○	
	ロシア語ⅣB	1	○	
	独語XⅠ	1	○	
独語XⅡ	1	○		
仏語XⅠ	1	○		
仏語XⅡ	1	○		
韓国語XⅠ	1	○		
韓国語XⅡ	1	○		
スペイン語XⅠ	1	○		
スペイン語XⅡ	1	○		
イタリア語XⅠ	1	○		
イタリア語XⅡ	1	○		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義	2	○	
	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	○	
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	○	
情報科目	情報基礎	1	対象外	合否評価
	情報科学	2	○	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	対象外	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		対象外	
	総合科目Ⅱ		対象外	

## (共通専門基礎科目)

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	GPA対象	備 考
共通専門基礎科目	論理学S	2	○	
	心理学S	2	○	
	文化人類学S	2	○	
	社会学S	2	○	
	社会思想史S	2	○	
	地理学S	2	○	
	日本国憲法	2	○	
	線形代数学入門	2	○	
	線形代数学1	2	○	
	線形代数学2	2	○	
	微分積分学入門	2	○	
	微分積分学1	2	○	
	微分積分学2	2	○	
	数理統計学	2	○	
	物理学B 1	2	○	
	物理学B 2	2	○	
	物理学B 3	2	○	
	物理学C 1	2	○	
	物理学C 2	2	○	
	物理学C 3	2	○	
	物理学C 4	2	○	
	物理学実験	2	○	
	無機化学基礎	2	○	
	基礎無機化学	2	○	
	素材化学 I	2	○	
	素材化学 II	2	○	
	材料化学	2	○	
	基礎物理化学	2	○	
	物理化学 I	2	○	
	物理化学 II	2	○	
	有機化学基礎	2	○	
	基礎有機化学	2	○	
	有機化学 I	2	○	
	有機化学 II	2	○	
	分析化学基礎	2	○	
	化学実験	2	○	
	生物学 I	2	○	
	生物学 II	2	○	
	生物学 III	2	○	
	生物学実験	2	○	
基礎地学	2	○		
地球物質学	2	○		
地学実験	2	○		
図学	2	○		
図学演習	1	○		



授業科目の区分等	授業科目	単位	授業時間数								備考			
			1		2		3		4					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
教 養 原 論	物質と技術 (つづき)	情報社会を支える基盤技術	2											
		惑星系の起源・進化・多様性	2											
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2											
		健康と病気	2											
		生命の成り立ちと営み	2											
		生物の多様性と進化	2											
		生物の生態と自然環境	2											
		生物資源と農業	2											
		食と健康	2											
		地球と惑星	2											
	総合教養	社会と人権	2											
		神戸大学の研究最前線	2											
		神戸大学史	2											
		社会科学のフロンティア	2											
		海への誘い	2											
		瀬戸内海学入門	2											
		国際協力の現状と課題	2											
		阪神・淡路大震災	2											
		環境学入門	2											
		ESD基礎(持続可能な社会づくり)	2											
		ESD基礎(持続可能な社会づくり2)	2											
		企業社会論	2											
		男女共同参画とジェンダー	2											
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2											
	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2												
	職業と学び	2												
	外国語第 I	英語リーディング I	1	30										
		英語リーディング II	1		30									
		英語リーディング III	1			30								
		英語オーラル I	1	30										
英語オーラル II		1		30										
英語オーラル III		1			30									
英語アドバンスト A		1												
英語アドバンスト B		1												
英語アドバンスト C		1												
外国語第 II	独語 I A	1	30											
	独語 I B	1	30											
	独語 II A	1		30										
	独語 II B	1		30										
	独語 SA	1		30										
	独語 SB	1		30										
	独語 III A	1			30									
	独語 III B	1				30								
	独語 IV A ※2	1					30							
	独語 IV B ※2	1						30						
	仏語 I A	1	30											
	仏語 I B	1	30											
仏語 II A	1		30											

授業科目の区分等	授業科目	単位	授業時間数								備考	
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
外国語第Ⅱ (つづき)	仏語ⅡB	1		30								
	仏語SA	1		30								
	仏語SB	1		30								
	仏語ⅢA	1			30							
	仏語ⅢB	1				30						
	仏語ⅣA ※2	1					30					
	仏語ⅣB ※2	1						30				
	中国語ⅠA	1	30									
	中国語ⅠB	1	30									
	中国語ⅡA	1		30								
	中国語ⅡB	1		30								
	中国語SA	1		30								
	中国語SB	1		30								
	中国語ⅢA	1			30							
	中国語ⅢB	1				30						
	中国語ⅣA ※2	1					30					
	中国語ⅣB ※2	1						30				
	ロシア語ⅠA	1	30									
	ロシア語ⅠB	1	30									
	ロシア語ⅡA	1		30								
	ロシア語ⅡB	1		30								
	ロシア語ⅢA	1			30							
	ロシア語ⅢB	1				30						
	ロシア語ⅣA ※2	1					30					
ロシア語ⅣB ※2	1						30					
外国語第Ⅲ	独語XⅠ ※2	1			30							
	独語XⅡ ※2	1				30						
	仏語XⅠ ※2	1			30							
	仏語XⅡ ※2	1				30						
	韓国語XⅠ ※2	1			30							
	韓国語XⅡ ※2	1				30						
	スペイン語XⅠ ※2	1			30							
	スペイン語XⅡ ※2	1				30						
	イタリア語XⅠ ※2	1			30							
イタリア語XⅡ ※2	1				30							
情報科目	情報基礎	1	15									
	情報科学 ※3	2		30								
健康・ スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義	2	30									
	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	30									
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1		30								
共通専門基礎科目※4	(略)											
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ											
	総合科目Ⅱ											

※1 教養原論は、全ての科目が正規配当となるわけではない。

※2 これらの外国語科目は、建築学科、市民工学科及び電気電子工学科対象の開設科目である。

※3 情報科学は、建築学科、市民工学科、電気電子工学科及び機械工学科対象の開設科目である。

※4 共通専門基礎科目は、各学科の履修科目一覧表に掲載している。

※5 物質の成り立ちは、建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科及び情報知能工学科対象の開設科目で

ある。

※6 資源・材料とエネルギーは、建築学科、電気電子工学科、機械工学科及び情報知能工学科対象の開設科目である。

※7 ものづくりと科学技術は、市民工学科、電気電子工学科、応用化学科及び情報知能工学科対象の開設科目である。

#### 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合があります。

### 3 学科別授業概要について

次項以降，以下の順に各学科の授業概要を示す。

建築学科

市民工学科

電気電子工学科

機械工学科

応用化学科

情報知能工学科

# 建 筑 学 科

---

# 建築学科

## 1 教育の目指すもの

今日、地球温暖化対策が重要な課題となり、一方、わが国は少子高齢化の進展、人口の減少など、高度成長期とは根本的に異なる局面を迎えており、建築や地域空間のストックが重要性を増すと同時に、持続的発展を可能にする環境と社会の創造がますます大きな社会的要請となっている。さらに建築と都市は災害にも備えなければならない。このような状況のもとで、より安全で豊かな生活空間を創出し、これをあまねく市民が享受できる状態を実現し、また、有史以来の普遍的課題と現代的課題の両面に実践的にとりくむことが、今日における建築学の使命であると考えられる。

建築学は人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学問のひとつであるが、このような課題に応えるためには、「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域を修めると同時に、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材の養成が求められている。

建築学科では、神戸大学教育憲章に基づき、人間性・社会性の教育、国際性の教育、創造性の教育、専門性の教育、総合性の教育を学習・教育目標として、大きく変化する時代に的確に、また、総合的に対応できる人材の養成を目指して、専門性と総合性を結合した教育を行う。

建築学科では、大学院工学研究科建築学専攻を構成する4つの大講座に属する教員により教育が行われ、学生はいずれかの指導教員の下に卒業研究を行うことになる。

## 2 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	助教 (室番)	助手 (室番)	技術職員 (室番)	事務職員 (室番)
空間デザイン	建築・都市デザイン	遠藤 秀平 (N3-812)	槻橋 修 (N3-815)			高麗 憲志 (A-G02)  金尾 優 (環境防災実験室)  石井 悦子 (N3-513)	橘 美保 (1E-101)  野田 麗子 (1E-101)
	住宅・コミュニティ デザイン	末包 伸吾 (1E-306) 三輪 康一 (1E-303)		浅井 保 (1E-301) 栗山 尚子 (1E-304)			
	構造デザイン	多賀 謙蔵 (N3-716)		岸田 明子 (N3-725)			
	建築マネジメント		大谷 恭弘 (1E-205)  藤永 隆 (1E-208)				
建築計画・建築史	建築史・歴史環境論	黒田 龍二 (1E-307)	中江 研 (1E-305)				
	地域・住宅計画	山崎 寿一 (N3-810)	近藤 民代 (1E-309)	山口 秀文 (N3-818)			
	建築・都市安全計画	北後 明彦 (都R-108)	大西 一嘉 (1E-308)				
構造工学	構造性能工学	孫 玉平 (1E-206)		竹内 崇 (1E-G07)			
		田中 剛 (N3-717)	難波 尚 (N3-719)	浅田 勇人 (N3-727)			
	構造制御工学	藤谷 秀雄 (1E-204)	向井 洋一 (1E-207)	伊藤 麻衣 (1E-G06)			
構造システム工学	谷 明勲 (N3-720)	山邊 友一郎 (N3-724)					
環境工学	音・光環境計画	阪上 公博 (N3-504)	佐藤 逸人 (心理実験室)	奥園 健 (N3-509)			
			鈴木 広隆 (1E-302)				
	熱・空気環境計画	松下 敬幸 (1E-202)	高田 暁 (1E-203)				
都市環境・設備計画		竹林 英樹 (N3-501)					

1 E : 建設棟, N 3 : 自然科学総合研究棟, 都R : 都市安全研究センター研究棟, A : 建築スタジオ棟

### 3 学習・教育目標

建築学科の教育・研究は、さまざまな人間活動や地球環境時代の社会的要請に対応した建築のあり方、生活空間のあり方を考えるとともに、それを形成する技術・理論体系の構築を目指している。そのために、以下に示す学習・教育目標を掲げ、基礎学力から応用力をつけられるカリキュラムを編成している。下記のA～Eのそれぞれの目標に対応する必修科目，選択必修科目，選択科目が用意され，大学院へとつながる教育・研究体制が整えられている。

A. 人間性・社会性の教育	A 1 技術者倫理, 環境倫理	建築分野の社会及び環境への関わりの重要性と, 建築家または建築技術者の果たすべき社会的責任を理解・自覚し, 自ら判断・提言できる倫理性を養う。
	A 2 人間自身の理解	人間の尊厳や人間の知性, 理性及び感性とそれらを包含した人間性への理解を高める。
	A 3 人間と社会集団の関係の理解	人間と社会や集団との関係性を理解し, 社会性についての自覚を高める。
B. 国際性の教育	B 1 地球的視野の修得と涵養	異なる文化に対する深い理解力と, 物事を地球的視野から考える能力を養う。
	B 2 多様な価値を理解する能力	物事を多面的な視点から把握し, 分析・考察できる能力を養う。
	B 3 コミュニケーション能力	自己の考えを論理的, 客観的に記述・説明でき, 意見交換, 討議が行える能力を養う。
C. 創造性の教育	C 1 課題発見の能力	好奇心をもって建築や社会に接し, その課題を自分で発見し, 目標を設定できる能力を養う。
	C 2 課題解決の能力	課題を再構成し, 情報収集・分析や学習・作業方針のプロセスが設定でき, 課題を解決する能力を養う。
	C 3 自己管理の能力	自主的, 継続的に学習でき, 目標に向かって自己管理ができる能力を養う。

D. 専門性の教育	D 1 工学の基礎知識	工学の基礎となる数学，自然科学に関する知識と，図形及び情報リテラシーの知識と技術を修得する。
	D 2 包括的専門知識	建築の計画，構造・生産，環境の各分野における専門の基礎となる知識と技術を修得する。
	D 3 高度な専門知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画分野においては，造形および空間創造のためのデザイン能力，住宅・建築・地域を設計・計画するための専門知識を養う。</li> <li>・構造分野においては，建築の諸構造に関する専門知識，動的外力を受ける建築の挙動に関する専門知識を養う。</li> <li>・環境分野においては，建築の物理的環境に関する専門知識，建築設備工学に関する専門知識を養う。</li> </ul>
E. 総合性の教育*	E 1 専門分野を統合する能力	卒業研究（卒業論文）を通して高度な専門性を備え，具体的な建築の課題を科学的に追究してゆく能力を養う。
	E 2 学術・技術・芸術を総合する能力	卒業研究（卒業設計）を通して，建築にかかわる学術・技術・芸術を総合的にデザインする能力を養う。
	E 3 理論と実践を統合する能力	卒業研究を通して，理論と実践の関係を総合的に把握する能力を養う。

\* E 1，E 2は卒業研究のうち，卒業論文，卒業設計の選択により，どちらか一方を適用する。

## 4 履修科目一覧表

専門基礎および専門科目

(◎印は必修、○印は選択要望、無印は選択科目を示す)

区分	必修 の 別	授業科目	単位	各期(セメスター)の総授業時間								担当教員	備考	
				1		2		3		4				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
共通 専門 基礎 科目	○	微分積分学1	2	30										
	○	微分積分学2	2		30									
	○	線形代数学1	2	30										
	○	線形代数学2	2		30									
	○	数理統計学	2			30								
	○	物理学C1	2	30										
	○	物理学C2	2		30									
		物理学B2	2			30								
		素材化学 I	2	30										
	○	図学	2	30										
○	図学演習	1		30										
専門 基礎 科目		ベクトル解析	2		30									
		複素関数論	2			30								
	○	常微分方程式論	2			30								
		フーリエ解析	2				30							
		<b>【A.共通基礎】</b>												
	○	振動学	2			30					藤谷 三輪			
○	図形情報	2				30								
	特別講義II	2											注2	
専 門 科 目		<b>【B.共通】</b>												
	◎	卒業研究	10							90	360	建築学科教員		
	◎	建築演習	1	30								建築学科教員		
	◎	建築・都市・環境法制	2					30				金本◎		注2
		学外演習	1									建築学科教員		
		造形演習 I	1	30								藤原◎, 藤岡◎		
		造形演習 II	1		30							藤原◎, 藤岡◎		
		測量学	2							30		森田◎		
科 目		<b>【C.設計】</b>												
	◎	設計演習 I	4			120						建築学科教員		
	◎	設計演習 II	4				120					建築学科教員		
	○	設計演習 III	4					180				竹口◎, 李◎, 寺岡◎, 建築学科教員		
		計画演習 I	4						180			大谷◎, 近井◎, 城戸 崎, 計画系教員		
		計画演習 II	4							180		長濱◎, 計画系教員		
目	○	<b>【D.計画】</b>												
	○	建築概論	2	30								三輪・遠藤・山崎		
	◎	建築計画	2		30							北後		
	◎	施設計画	2			30						槻橋		
	◎	日本建築史	2				30					黒田		
	◎	都市計画	2					30				三輪		
	○	住宅設計	2						30			山崎		
	○	建築設計論	2							30		遠藤・末包		
○	都市・住宅史	2							30		黒田・山崎			

専門基礎および専門科目

(◎印は必修、○印は選択要望、無印は選択科目を示す)

区分	必修・ 選択の別	授業科目	単位	各期(セメスター)の総授業時間								担当教員	備考		
				1		2		3		4					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
専 門 科 目	○	西洋建築史	2					30					中江		
		歴史環境論	2						30				末包・中江		
		居住環境論	2						30				近藤		
		都市設計論	2						30				山崎・三輪		
		地域安全論	2						30				北後・大西		
		ランドスケープデザイン	2							30			福岡		
		まちづくり論	2							30			計画系教員		
		<b>【E.環境・設備】</b>													
	◎	建築環境工学Ⅰ	2				30						阪上		
	◎	建築環境工学Ⅱ	2			30							松下		
	◎	建築環境工学Ⅲ	2			30							松下		
		熱環境計画	2					30					高田(暁)		
		音環境計画	2					30					佐藤		
		都市環境計画	2						30				竹林		
		建築設備システム	2						30				赤山◎		
		光環境計画	2						30				鈴木		
		<b>【F.構造】</b>													
	○	構法システム	2		30									谷(明勲)	
	◎	構造力学Ⅰ	2			30							難波		
	◎	構造力学Ⅱ	2				30						大谷(恭弘)		
	○	構造演習Ⅰ	1				30						構造系教員		
○	防災構造工学	2				30						藤永			
○	構造力学Ⅲ	2					30					向井			
○	構造演習Ⅱ	1					30					構造系教員			
◎	建築鋼構造学	2						30				田中(剛)			
◎	建築コンクリート構造学	2						30				孫			
○	構造設計学	2							30			孫・田中(剛)			
○	建築耐震構造	2							30			藤谷・向井			
○	構造計画学	2							30			谷(明勲)・山邊			
	構造設計Ⅰ	2							90			構造系教員			
	構造設計Ⅱ	2								90		構造系教員			
	システム構造解析	2								30		大谷(恭弘)			
	建築複合構造学	2								30		孫・田中(剛)			
	<b>【G.材料・生産】</b>														
	建築素材論	2		30									松川◎		
◎	建築材料学	2			30								孫・難波		
◎	建築生産学	2					30						多賀		
○	建築構法	2						30					福田◎, 松尾◎		
○	建築工学実験	2							60				構造系・環境系教員		
	ライフサイクルマネジメント	2								30			大谷(恭弘)・谷(明勲)		
	<b>【その他】</b>														
	特別講義Ⅰ	2													
	特別講義Ⅲ	2													
	特別講義Ⅳ	1													
	特別講義Ⅴ	1												注2	
	その他必要と認める専門科目													その都度定める	

- 注1 ㊦印は非常勤講師。◎印は必修，○印は選択要望，無印は選択科目を示す。
- 2 開講時期は定めていない科目。その都度，揭示する。特別講義Ⅱの履修については教学委員に確認すること。「学外演習」は事前申請により実施した成果をもとに承認を得て履修登録することができる。

#### 4. 履修科目一覧表（その2）

週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	76	2	2	18	16	8	0	6	24
○ 選択要望	68	10	10	6	8	22	12	0	0
選 択	82	4	6	2	4	4	32	30	0
合 計	226	16	18	26	28	34	44	36	24

単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	47	1	2	14	12	8	0	0	10
○ 選択要望	55	10	9	6	7	13	10	0	0
選 択	56	3	5	2	4	4	20	18	0
合 計	158	14	16	22	23	25	30	18	10

注 特別講義Ⅰ～Ⅲ（各2単位，選択），特別講義Ⅳ，Ⅴ（各1単位，選択）および学外演習（1単位，選択）は含んでいない。

## 5 履修上の注意

### (1) 履修規則

- 1) 専門科目総準備単位 167 単位
- 2) ◎印の授業科目は必修である。◎印のついていない科目は全て選択であるが、履修しておいて欲しい科目には○印（選択要望）が付けられているので、履修計画上の参考にすること。
- 3) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は、工学部規則第6条に規定されている単位を上限とする。（82ページ参照）
- 4) 学生の卒業に必要な単位は 129 単位以上とする。その内訳は工学部規則第5条、別表第2のとおり。（102ページ参照）  
(注) 専門科目について（共通専門基礎科目及び専門基礎科目を含む）
  - 1 必修科目 47 単位（含む卒業研究10単位）を修得すること。
  - 2 共通専門基礎科目，専門基礎科目および，専門科目の【A. 共通基礎】から 15 単位以上修得すること。
  - 3 専門科目のうち，【D. 計画】から 16 単位以上，【E. 環境・設備】から 12 単位以上，【F. 構造】から 16 単位以上，【G. 材料・生産】から 8 単位以上をそれぞれ修得すること。
- 5) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科修得単位の取り扱いは，工学部規則第7条，及び第8条に従う。
- 6) 外国人留学生の外国語科目の必要修得単位の取り扱いについては，工学部内規に従う。

### (2) 建築学科履修内規

- 1) 卒業研究申請要件について（工学部規則第7条2項）  
卒業研究の申請をしようとする者は，表に示す単位を修得していること。

表 卒業研究の申請に必要な単位数

授 業 科 目	単 位 数
教養原論	16 単位
外国語科目	10 単位
情報科目	1 単位（「情報基礎」を修得）
健康・スポーツ科学	1 単位（「健康・スポーツ科学実習Ⅰ」を修得）
専門科目	82 単位（建築学科履修科目一覧表に記載された科目から修得する。必修科目 <u>28</u> 単位以上を含む。）
合 計	110 単位以上

- 2) 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について（「学生便覧」参照）  
次の要件を満たした場合は，2年次生及び3年次生に限り，当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。

「前年度に42単位以上を取得し、その科目数の70%以上が秀または優であって、可  
が4単位以下であること。」

この登録を希望する者は、「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに学科  
へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果、要件を満たしていると認定された者  
に限り、当該年度の履修科目の上限を超えた登録が認められる。

3) 早期卒業に関する認定基準について

学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業の認定基準に  
関する学科別認定基準等について」を参照すること。なお、早期卒業を希望するものは、  
入学1年後所定の期日までに学科に届け出を行い、教学委員の指導を受けなければならない。

4) 3年後期の計画演習Ⅰと構造設計Ⅰについて

計画演習Ⅰと構造設計Ⅰは同一時間帯に開講されるため、いずれかを選択すること。

(3) 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間  
に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業  
開講を適用する場合があります。

## 6. 各授業科目の関係

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	備考/後記
共通専門基礎科目、 専門基礎科目、 共通基礎	微分積分学Ⅰ 線形代数Ⅰ	微分積分学Ⅱ 線形代数Ⅱ	常微分方程式論 複素関数論 数理統計学	フーリエ解析 物理ⅡB					
	物理ⅠC 素材化学Ⅰ 図学(277A) ◎情報基礎(0517)	物理ⅡC ベクトル解析 図学演習(377A) 情報科学	振動学	図形情報					
共通	◎建築演習 造形演習Ⅰ(277A)	(学外演習) 造形演習Ⅱ(277A)	(学外演習)	(学外演習)	(学外演習) ◎建築・都市・環境法制	(学外演習)	(学外演習) 測量学	(学外演習) 測量学	◎卒業研究
設計		◎設計演習Ⅰ(437)	◎設計演習Ⅱ(437)	◎設計演習Ⅲ(437)	◎設計演習Ⅳ(637)	◎設計演習Ⅴ(637)	◎設計演習Ⅵ(637)	◎設計演習Ⅶ(637)	◎卒業研究
計画・歴史	建築概論	◎建築計画	◎施設計画	◎住宅設計 ◎都市計画	◎建築設計論 ◎都市・住宅史	◎都市・住宅史 ◎西洋建築史	◎都市・住宅史 ◎西洋建築史	◎都市・住宅史 ◎西洋建築史	◎卒業研究
環境・設備			◎日本建築史	◎建築環境工学Ⅰ	◎音環境計画	◎音環境計画	◎音環境計画	◎音環境計画	◎卒業研究
				◎建築環境工学Ⅱ	◎熱環境計画	◎熱環境計画	◎熱環境計画	◎熱環境計画	
					◎建築環境工学Ⅲ	◎建築環境工学Ⅲ	◎建築環境工学Ⅲ	◎建築環境工学Ⅲ	
材料・生産		建築素材論	◎建築材料学	◎建築材料学	◎建築生産学	◎建築生産学	◎建築生産学	◎建築生産学	◎卒業研究
構造		構法システム	◎構造力学Ⅰ	◎構造力学Ⅰ 構造演習Ⅰ 防災構造工学	◎構造力学Ⅱ 構造演習Ⅱ ◎建築鋼構造学 ◎建築コンクリート構造学	◎構造力学Ⅲ 構造演習Ⅲ ◎建築耐震構造 ◎構造設計Ⅰ(317)	◎構造力学Ⅳ 構造演習Ⅳ ◎建築耐震構造 ◎構造設計Ⅱ(317)	◎構造力学Ⅴ 構造演習Ⅴ ◎建築耐震構造 ◎構造設計Ⅲ(317)	◎卒業研究

外国語第二(7トハント)

◎外国語第一(7トハント)  
◎外国語第二(7トハント)  
◎外国語第三(7トハント)  
◎外国語第四(7トハント)

◎外国語第一(7トハント)  
◎外国語第二(7トハント)  
◎外国語第三(7トハント)

◎健康スポーツ実習Ⅰ  
◎健康スポーツ実習Ⅱ

◎健康スポーツ実習Ⅰ  
◎健康スポーツ実習Ⅱ

## 7 建築士試験指定科目

2012年度入学者用の一級建築士（実務経験2年）および、二級・木造建築士（実務経験不要）の受験資格に係る指定科目（建築士試験指定科目）は以下の通りである。

一級建築士を受験するには、下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と、⑩を含む指定科目全体から、60単位数以上を修得して、卒業後、設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理等、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる2年以上の実務の経験が必要である。また、二級・木造建築士を受験するには、下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と、⑩を含む指定科目全体から、40単位数以上を修得して卒業しなければならない。

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級・木造	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
①建築設計製図	7 単位数以上	5 単位数以上	設計演習Ⅰ	2	必修	4
			設計演習Ⅱ	2	必修	4
			図形情報	2	選択要望	2
			設計演習Ⅲ	3	選択要望	4
			計画演習Ⅰ	3	選択	4
			計画演習Ⅱ	4	選択	4
			単位数小計			22
②建築計画	7 単位数以上	②～④建築 計画、建築 環境工学又 は建築設 備:7 単位以 上	建築概論	1	選択要望	2
			建築計画	1	必修	2
			施設計画	2	必修	2
			都市計画	2	必修	2
			居住環境論	3	選択	2
			日本建築史	2	必修	2
			西洋建築史	3	選択要望	2
			住宅設計	2	選択要望	2
			都市・住宅史	3	選択要望	2
			歴史環境論	3	選択	2
			地域安全論	3	選択	2
			都市設計論	3	選択	2
			建築設計論	3	選択要望	2
まちづくり論	4	選択	2			
単位数小計			28			

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級・木造	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
③建築環境工学	2 単位以上	②～④建築計画, 建築環境工学又は 建築設備:7 単位	建築環境工学Ⅰ	2	必修	2
			建築環境工学Ⅱ	2	必修	2
			音環境計画	3	選択	2
			都市環境計画	3	選択	2
			熱環境計画	3	選択	2
			光環境計画	3	選択	2
			単位数小計			12
④建築設備	2 単位以上	以上	建築環境工学Ⅲ	2	必修	2
			建築設備システム	3	選択	2
			単位数小計			4
⑤構造力学	4 単位以上		構造力学Ⅰ	2	必修	2
			構造力学Ⅱ	2	必修	2
			構造力学Ⅲ	3	選択要望	2
			振動学	2	選択要望	2
			構造演習Ⅰ	2	選択要望	1
			システム構造解析	4	選択	2
			単位数小計			11
⑥建築一般構造	3 単位以上	⑤～⑦構造力学, 建築一般構造又は 建築材料:6 単位 以上	構法システム	1	選択要望	2
			建築鋼構造学	3	必修	2
			建築コンクリート構造学	3	必修	2
			構造演習Ⅱ	3	選択要望	1
			防災構造工学	2	選択要望	2
			構造設計学	3	選択要望	2
			建築耐震構造	3	選択要望	2
			構造計画学	3	選択要望	2
			構造設計Ⅰ	3	選択	2
			構造設計Ⅱ	4	選択	2
			建築複合構造学	4	選択	2
			単位数小計			21
			⑦建築材料	2 単位以上		建築材料学
建築工学実験	3	選択要望				2
建築素材論	1	選択				2
単位数小計						6

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級・木造	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
⑧建築生産	2 単位以上	1 単位以上	建築生産学	3	必修	2
			建築構法	3	選択要望	2
			ライフサイクルマネジメント	4	選択	2
			単位数小計			6
⑨建築法規	1 単位以上	1 単位以上	建築・都市・環境法制	3	必修	2
			単位数小計			2
⑩その他	(適宜)	(適宜)	建築演習	1	必修	1
			ランドスケープデザイン	4	選択	2
			造形演習Ⅰ	1	選択	1
			造形演習Ⅱ	1	選択	1
			測量学	4	選択	2
			図学	1	選択要望	2
			図学演習	1	選択要望	1
			単位数小計			10
①～⑨の必要単位数合計	30 単位以上	20 単位以上	①～⑨の単位数合計			112
①～⑩の必要単位数合計	60 単位以上	40 単位以上	総単位数(①～⑩の単位数合計)			122

# 市 民 工 学 科

---

# 市民工学科

## 1 教育の目指すもの

市民生活の利便性の向上と安全を確保するためには、新たな都市施設の建設だけではなく、老朽化してきた施設の更新や維持管理、そしてそれらを支える技術開発が重要な課題となってきた。最近ではとくに、環境に配慮するとともに市民の意見を広く反映した都市・地域の計画や施設計画が進められるようになり、設計基準や制度の国際標準化も大きく進展してきている。このような背景の下で、従来の土木工学を包含した幅広い内容を持つ工学領域を21世紀型の新しいCivil Engineering（＝市民工学）としてとらえ、土木工学を基盤としつつ安全・安心で環境に調和した市民社会の創生のための基礎的な教育を進める学科として、市民工学科が設立された。

市民工学科は、人間安全工学講座と環境共生工学講座の2つの講座から構成されており、それぞれの講座で6つの教育研究分野を設けている。人間安全工学講座では、自然災害やテロ・事故などの社会災害に対して安全な都市・地域の創造に関する教育を、環境共生工学講座では、自然と共生する都市・地域を目指した環境の保全と都市施設の維持管理・再生に関する教育を行う。

市民工学科のカリキュラムは、伝統的な土木工学の科目を基盤として、これらの価値目標を達成するための基礎となる科目を用意している。また、近年の社会基盤事業では、プロジェクトに関する専門知識だけでなく、一般市民に対する説明能力やコミュニケーション能力が不可欠となってきたため、具体的な事例を通じた少人数教育により学生の能力向上を目指している。教員はいずれかの教育研究分野に所属し、学生は教員の指導の下に卒業研究を行うことになる。

21世紀の市民社会が達成すべき価値観は「安全」、「環境」および「創生」であると考えられる。市民工学科では、21世紀の市民社会が必要とする「パブリックサービス」の担い手となるための専門基礎知識および創造性を持った国際性豊かな人材の育成を目標としている。

## 2 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	助教 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
人間安全工学	構造安全工学		三木 朋広 (1W-111)		Tara Nidhi Lohani (R102-1)
	地盤安全工学	澁谷 啓 (1W-207)		片岡 沙都紀 (1W-201)	
	交通システム工学	喜多 秀行 (1W-306) 井料 隆雅 (自3-814)		四辻 裕文 (1W-304)	中西 智美 (1W-106)
	地盤防災工学		吉田 信之*) (R203)		前田 浩之 (1W-204)
	地震減災工学	長尾 毅*) (R206)	鍛田 泰子 (1W-109)		近藤 克大 (1W-106)
	流域防災工学	藤田 一郎 (1W-309)	小林 健一郎*) (R204)		中西 由彌子 (1W-104)
環境共生工学	環境流体工学		内山 雄介 (1W-308)	斎藤 雅彦 (1W-107)	川島 悠子 (1W-104)
	水圏環境工学	未 定			
	地圏環境工学	大石 哲*) (R202)	加藤 正司 (自3-115)		
	広域環境工学	飯塚 敦*) (自4-203)			山崎 操*) (R101)
	都市保全工学	森川 英典 (1W-108) 芥川 真一 (1W-110)	橋本 国太郎 (1W-206)		
	都市経営工学	小池 淳司 (自3-811)	織田澤 利守 (1W-305)		西野 典子*) (自4-204)

\*) 都市安全研究センター所属

### 3 学習・教育目標

市民工学科においては、自然と共生できる社会システムを創造・保全することを目的とし、社会基盤施設の企画、計画、設計、施工から維持、再生に至るプロジェクトの実行およびマネジメントを、強い使命感と高い倫理観をもって行える技術者・研究者として成長できる人材を育成する。そのために、以下に示す一般、専門、総合に分類した学習・教育目標を設定し、基礎学力から応用力に至るまでを修得できるカリキュラムを編成している。専門科目については、市民工学共通、構造工学系、水工学系、地盤工学系、計画系および環境系の科目から履修できる。

#### 学習・教育目標

	学習・教育目標	説明
一般	(A) 多面的思考・ 技術者倫理	(A-1) 物事を多面的な視点から把握・分析・考察できる能力を養う。 (A-2) 土木事業の社会的重要性と土木技術者の社会的責任を自覚し、自ら判断・提言できる技術者倫理を身に付ける。
	(B) 基礎学力	土木技術者として必要な、数学、自然科学、人文科学、社会科学の主要科目と情報基礎などの一般基礎学力を身に付ける。
	(C) 専門基礎学力	土木材料・力学一般/構造工学・地震工学/地盤工学/水工水理学/交通工学・国土計画/環境システムのうち3分野以上の基礎知識を身に付け、土木構造物と関連システムを計画、設計、施工、維持、管理、評価する上で必要な専門知識を習得する。
専門	(D) 専門応用力	(D-1) 実験・実習科目を通して、理論と実現象の関係を把握し、理解を深めるとともに、実問題を解析し説明できる能力を習得する。
		(D-2) 実務に必要な機器操作技術や情報処理技術など最新のツールが使える、自ら課題を探求でき、分析・考察し、結果を説明できる能力を習得する。
		(D-3) 数学、自然科学、社会科学、人文科学、専門基礎、土木専門科目の知識を総動員して、課題を探求し、論理を組み立て、問題を解決する総合的なデザイン能力を習得する。
		(D-4) 自然環境、景観、文化、歴史の意義を理解し、調和のとれた社会基盤整備に必要な知識を身に付ける。
総合	(E) コミュニケーション能力	自己の考えを論理的、客観的に記述・説明でき、発表、討議が行える日本語能力を身に付け、さらに異なる専門分野、異なる国の人々とも共同で仕事のできる協調性と指導力を身に付ける。
	(F) 実務能力	(F-1) 社会の要請、変化に柔軟に対応して自主的、継続的に学習できる能力を身に付ける。
		(F-2) 自然のおよび社会経済的制約の下で問題を解決し、計画的に仕事を進め、まとめる能力を身に付ける。
(F-3) 自己の健康やスケジュールを管理し、他人と協調して仕事を進める能力を身に付ける。		

## 4 履修科目一覧表

専門基礎および専門科目

(◎印は必修, ○印は選択必修科目, 無印は選択科目を示す)

区分	必修 の 別	授業科目	単位	授業時間数								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
共通専門基礎科目(*1)	○	微分積分学1	2	30									全学 共通 授業 科目
	○	微分積分学2	2		30								
	○	線形代数学1	2	30									
	○	線形代数学2	2		30								
	○	数理統計学	2			30							
	○	物理学C1	2	30									
		物理学C2	2		30								
		物理学B2	2			30							
		素材化学 I	2	30									
	○	図学	2	30									
○	図学演習	1		30									
専門基礎科目(*2)	○	数学演習	1	30								橋本	工学部 共通 科目
	○	複素関数論	2			30							
	○	常微分方程式論	2			30							
	○	フーリエ解析	2				30						
	○	解析力学 熱・統計力学	2					30					
市民工学専門科目(*3)		(市民工学共通科目)											市民工学科 教員 市民工学科 教員 森田(非) 齋藤・四辻・片岡 森川・橋本 織田澤 飯塚・山田(非) 三木 他 藤田 三木・齋藤・四辻 市民工学科 教員 市民工学科 教員 吉田・鴻池(非) 小林(非)・伊藤(非) 福永(非)・金藤(非) 久保田(非) 飯塚 喜多・小池・織田澤 喜多・吉田・芥川・ 佐藤(非) 長尾 市民工学科 全教員
	◎	市民工学概論	2	30									
	◎	創造思考ゼミナール I	2	30									
	◎	測量学	2			30							
	◎	測量学実習	2			60							
	◎	土木 CAD 製図	1				30						
	◎	市民工学のための確率・統計学	2				30						
	○	国際関係論	2					30					
	◎	実験及び安全指導	2						60				
	○	学外実習(*4)	1							(*4)			
	◎	数値計算実習	1							30			
	◎	市民工学倫理	2							30			
	○	創造思考ゼミナール II	2							30			
	○	プロジェクトマネジメント	2							30			
	○	連続体力学	2					30					
	○	合意形成論	2							30			
	○	公共施設工学	2							30			
○	土木設計学	2							30				
◎	卒業研究	10							90	360			

専門基礎および専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修科目、無印は選択科目を示す)

区分	選択の別・必修	授業科目	単位	授業時間数								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
市民工学専門科目(*3)		(構造工学系科目)											
	◎	構造力学Ⅰ	2		30							長尾	
	◎	材料工学	2		30							森川	
	○	構造力学Ⅱ及び演習	3			60						芥川・橋本	
	○	構造力学Ⅲ	2				30					芥川・三木	
	○	コンクリート構造学	2					30				森川・三木	
	○	構造動力学	2						30			長尾・鍛田	
	○	地震安全工学	2							30		鍛田	
	○	橋梁工学	2							30		橋本	
		(水工学系科目)											
	◎	水工学の基礎及び演習	3			60						小林	
	○	管路・開水路の水理学及び演習	3				60					藤田	
	○	水文学	2					30				大石・小林	
	○	河川・流域工学	2						30			藤田	
	○	海岸・港湾工学	2							30		内山	
		(地盤工学系科目)											
	◎	土質力学Ⅰ及び演習	3			60						澁谷・片岡	
	○	土質力学Ⅱ及び演習	3				60					飯塚・加藤	
	○	地盤基礎工学	2					30				吉田	
	○	都市安全工学	2						30			加藤	
	○	地形工学	2							30		加藤	
		(計画系科目)											
	○	市民工学のための経済学	2		30							小池	
	◎	計画学Ⅰ及び演習	3			60						井料	
	○	都市地域計画	2					30				織田澤	
	○	計画学Ⅱ	2						30			喜多	
	○	交通工学	2							30		井料	
		(環境系科目)											
◎	地球環境論	2	30								内山		
○	水圏環境工学	2					30				大石		
○	都市環境工学	2						30			杉山(非)		
○	地圏環境工学	2							30		吉田		
○	上下水道工学	2								30	橋上(非)・山地(非)		
○	シビックデザイン	2								30	橋田(非)		
	(その他)												
	特別講義Ⅰ(*5)	2									(未定)		
	特別講義Ⅱ(*5)										(未定)		
	特別講義Ⅲ(*5)										(未定)		
	特別講義Ⅳ(*5)										(未定)		
	その他必要と認める専門科目											その都度定める	

(\*1) 共通専門基礎科目とは学生便覧における共通専門基礎科目を指す。

(\*2) 専門基礎科目とは学生便覧における専門基礎科目を指す。

(\*3) 共通専門基礎科目、専門基礎科目および市民工学専門科目を総称して学生便覧における専門科目を指す。

(\*4) 学外実習は、3年生の夏休み期間等を利用して実施する。

(\*5) 特別講義Ⅰ～Ⅳは集中講義等により不定期に開催される。

#### 4 履修科目一覧表（その2）

##### 週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	70	6	4	14	8	4	4	6	24
○ 選択必修	92	10	8	10	14	24	26	0	0
選 択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合 計	170	18	14	24	24	28	32	6	24

＊) 特別講義 I～IV（各2時間）および学外演習は含んでいない。

##### 単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	41	6	4	10	6	2	3	0	10
○ 選択必修	87	9	7	9	12	24	26	0	0
選 択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合 計	136	17	13	19	20	26	31	0	10

＊) 特別講義 I～IV（各2時間）および学外演習は含んでいない。

## 5 履修上の注意

### (1) 履修規則

- 1) 専門科目総準備単位 136 単位
- 2) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目，他は選択科目である。
- 3) 卒業要件に関わる科目の履修登録単位数の上限は1年間で54単位とする。(82ページ参照)
- 4) 学生の卒業に必要な単位は126単位以上とする。その内訳は工学部規則第5条，別表第2のとおりである。(102ページ参照)

#### ※ 専門科目について

- 1 必修科目41単位(卒業研究10単位を含む)を修得すること。
- 2 共通専門基礎科目及び専門基礎科目の選択必修科目から14単位以上修得すること。
- 3 市民工学専門科目の選択必修科目から41単位以上修得すること。
- 4 ①構造工学系科目，②水工学系科目，③地盤工学系科目，④計画系科目，⑤環境系科目のうち，①から9単位以上，②～⑤のそれぞれから6単位以上を修得すること。
- 5) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科の選択科目とみなすことができる。他大学(外国の大学を含む)，及び入学前の既修得単位の取り扱い，工学部規則第8条，第9条及び第10条に従う。

### (2) 市民工学科履修内規

- 1) 卒業研究申請要件について(工学部規則第7条2項)  
卒業研究の申請をしようとする者は，以下の表に示す単位を修得していること。

表 卒業研究の申請に必要な単位数

授 業 科 目	単 位 数
教養原論	14 単位
外国語科目	10 単位
情報科目	1 単位
健康・スポーツ科学	1 単位
健康・スポーツ科学実習 I	
専門科目等	74 単位 (必修科目25 単位，選択必修科目49 単位以上を含む)
合 計	100 単位以上

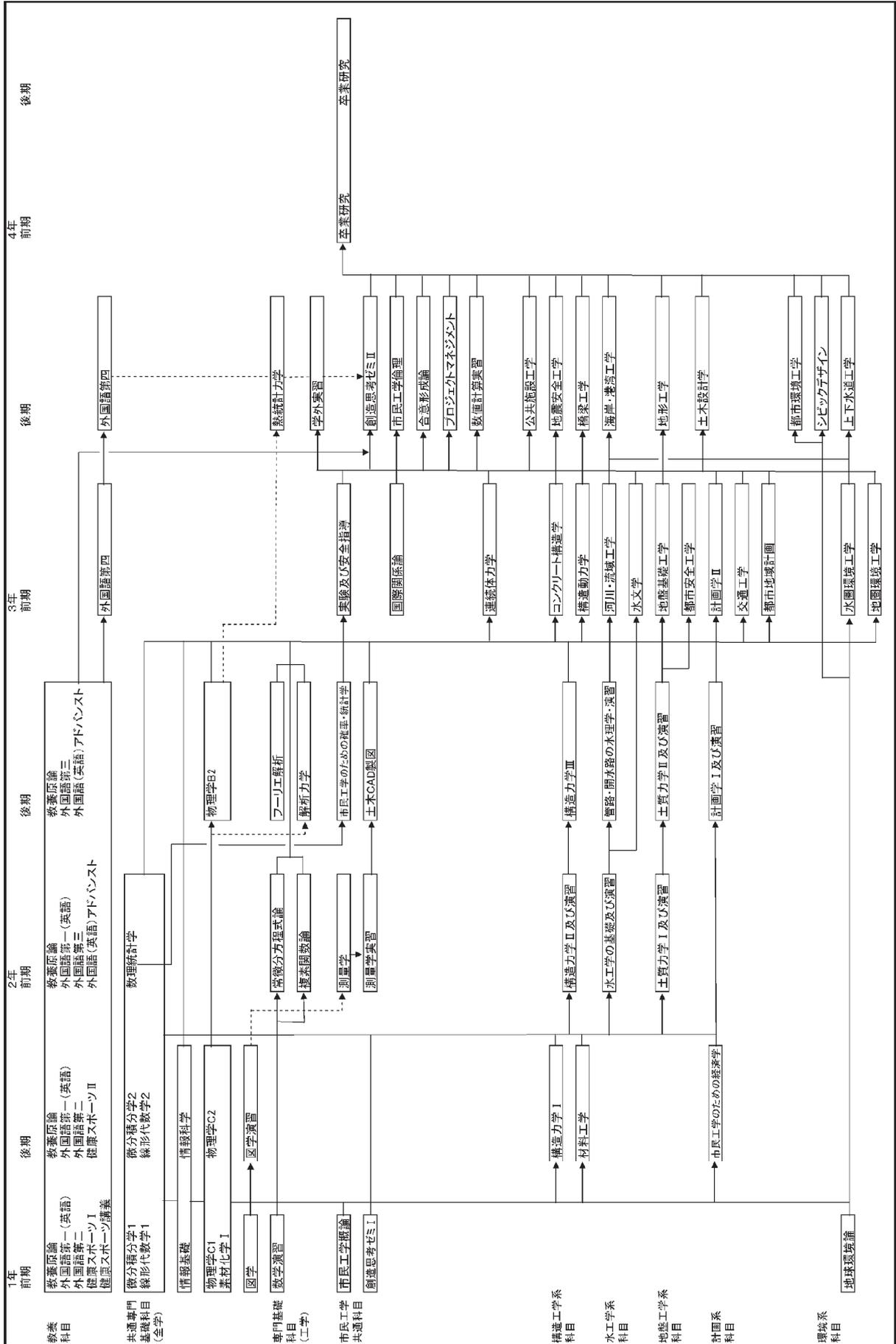
- 2) 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について  
学生便覧における「履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について」を参照すること。
- 3) 早期卒業に関する認定基準について  
学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業に関する学科別認定基準等について」を参照すること。

(3) 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合があります。

# 6 各授業科目の関係

市民工学科カリキュラム体系表



# 電 気 電 子 工 学 科

---

# 電気電子工学科

## 1 教育の目指すもの

### 【教育・研究の目標】

近年、電気電子工学の対象とする学問・技術は、電力、新エネルギー、交通、自動車、情報、通信、海洋、航空、宇宙、医療、環境、安全といった最先端分野から、身近な家電・民生分野にいたるまでの広範囲な領域において急速に発展している。そのため、対象とする研究領域もますます拡大し、他の学問分野との境界領域での研究・技術開発が必要とされ、いわゆる“学際化”が進んでいる。また一方では、既存の学問分野の成果のみでは対応できない、ナノ材料・エレクトロニクス、情報ネットワーク・IT、超大容量コンピュータ・人工知能、メカトロニクス、バイオエレクトロニクス等の分野においては、研究・開発の専門化・高度化が進んでいる。この様なトレンドを念頭におき、電気電子工学科では、次世代の電気電子工学の新しい展開に柔軟に対応できる高度な専門基礎学力を持ち、関連する異分野での科学と技術にも十分な興味と理解を持つ、学際的、かつ創造性豊かな人材を育成することを目指して教育を推進している。一方、研究機関としての大学という面では、主要な基礎研究分野において、世界的水準の研究を遂行し、その成果をはじめとする先端的情報の発信基地として活発な活動を行っている。さらに、大学の中心的な使命として、電気電子工学の学問分野の発展、およびその学問的体系化・蓄積を目指し、将来を担う若手研究者・教育者の育成に努めている。

### 【教育・研究組織と分野】

#### 電子物理

メゾスコピック材料学、フォトニック材料学、量子機能工学、ナノ構造エレクトロニクス、電磁エネルギー物理学の各研究分野があり、電子・光子現象の工学的応用の基礎となる固体物理学、表面物理学、光・電子物性、電子材料工学、その応用としての集積回路デバイス、光エレクトロニクスデバイス、量子効果デバイス、ナノ材料・ナノデバイス等の材料およびデバイスの物理と設計・製作、電気エネルギーシステムの高効率化や安定化のための電気エネルギー変換システム制御理論・技術、プラズマエネルギー応用機器や超電導電力システムの設計・制御等に関連した教育・研究を行っている。

#### 電子情報

集積回路情報、計算機工学、通信情報、アルゴリズム、知的学習論の各教育研究分野があり、IT技術・電子情報通信システムの基本要素となる回路技術およびアルゴリズム、計算機援用システム設計(CAD)、情報の伝送・処理・変換に関する技術・理論としての計算機ハードウェア、ユビキタスネットワーク、ウェアラブルコンピュータ、パターン認識、システム最適化の理論と応用等、幅広い教育・研究を行っている。

### 【カリキュラムの特徴】

前述の教育・研究の目標を達成すべく、電気電子工学の学問・技術分野の基礎から応用まで調和の取れたカリキュラムを編成している。開講されている科目を分類すると、1，2年次には、電気電子工学の“専門基礎科目”として、物理，数学，化学分野の基礎科目が開講され，これと並行して，1～3年次に，自主的な学習法を体得することを目的とした少人数教育による電気電子工学導入ゼミナールをはじめ，“専門科目”として，電磁気学，電気回路論，電子回路，プログラミング演習，電気電子工学実験などが開講されている。更に，2，3年次になると“専門応用科目”として，量子物理工学，固体物性工学，半導体電子工学などの電子物理工学系科目と，情報理論，計算機工学，データ構造とアルゴリズムなどの電子情報工学系科目，および電力工学，電気機器，制御工学などの電気エネルギー制御工学系科目が開講されている。その他，電気主任技術者などの資格取得のための科目も開講されている。

## 2 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	助教 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)				
電子物理	メゾスコピック材料学	藤井 稔 (自3-202)	今北 健二 (自3-208)	加納 伸也 (自3-208)	伊地知武吉 (3E-404) 北山 良和 (3E-404) 山中 和彦 (3E-404) 松本 香 (3E-404)	好本 恵子 (2E-302) 福永 英利奈 (2E-302)			
	フォトニック材料学	喜多 隆 (B-206)	小島 磨 (B-201)	原田 幸弘 (B-105)					
				海津 利之 <sup>1)</sup> (B-105)					
	量子機能工学			森脇 和幸 (B-301)					
				北村 雅季 (B-204)					
ナノ構造エレクトロニクス	小川 真人 (B-305)	土屋 英昭 (B-202)	相馬 聡文 (B-306)	笹岡 健二 (B-208)					
電磁エネルギー物理学	竹野 裕正 (B-203)			米森 秀登 (2E-111)			中本 聡* (2E-111)		
電子情報	集積回路情報	沼 昌宏 (B-406)	黒木 修隆 (B-405)						
			廣瀬 哲也 (B-403)						
	計算機工学	塚本 昌彦 (B-205)	寺田 努 (B-401)						
	通信情報	森井 昌克 (B-303)	白石 善明 (B-302)	栗林 稔 (2E-307)					
	アルゴリズム	増田 澄男 (B-402)	山口 一章 (B-404)	斎藤 寿樹 (B-308)					
知的学習論	小澤 誠一 (自3-302)	大森 敏明 (自3-303)	北園 淳 (自3-305)						

自3：自然科学総合研究棟3号館（西），\*助手

1) 研究基盤センター専任

### 3 履修科目一覧表

専門科目

(◎印は必修, ○印は選択必修, 無印は選択科目を示す)

	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考	
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
	微分積分学1	2	30									U	全学共通授業科目
	微分積分学2	2		30								U	
	線形代数学1	2	30									U	
	線形代数学2	2		30								U	
	数理統計学	2			30							U	
	物理学C 1	2	30									U	
	物理学C 2	2		30								U	
	物理学実験	2		60								U	
	素材化学 I	2	30									U	
	素材化学 II	2		30								U	
	図学	2	30									U	
	離散数学	2	30									T	工学部共通科目
	複素関数論	2			30							T	
	常微分方程式論	2			30							T	
	偏微分方程式	2				30						T	
	数値解析	2					30					T	
	フーリエ解析	2			30							T	
	ベクトル解析	2		30								T	
	知的財産入門	1				15						T	
	複素関数論演習	1			15						相馬	T	
	常微分方程式論演習	1			15						相馬	T	
◎	電気電子工学導入ゼミナール	2	30								全教員	T	
◎	電気回路論 I	2		30							黒木	T	
○	電気回路論 II	2			30						廣瀬	T	
	電気回路論演習	1		30							黒木・今北	T	
◎	電子回路	2			30						沼	T	
◎	電磁気学 I	2			30						喜多	T	
○	電磁気学 II	2				30					北村	T	
	電磁気学演習	1			30						北村・小島	T	
	電気計測	2				30					未定	T	
	情報数学	2		30							増田	T	
	論理数学	2			30						塚本	T, S	
○	量子物理工学 I	2			30						相馬	T	
	量子物理工学 II	2				30					藤井	T, P	
	数理物理工学	2					30				土屋	T, P	
○	固体物性工学 I	2				30					小島	T	
	固体物性工学 II	2					30				今北	T, P	
	電気電子材料学	2						30			藤井	T, P, E	

専門科目

(◎印は必修, ○印は選択必修, 無印は選択科目を示す)

	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
	光電磁波論	2						30			森脇	T, P
○	半導体電子工学Ⅰ	2					30				喜多	T
	半導体電子工学Ⅱ	2						30			未定	T, P
	集積回路工学	2						30			高田(非)	T, P, S
	デジタル情報回路	2					30				沼	T, S
	情報伝送Ⅰ	2					30				森井	T
	情報伝送Ⅱ	2						30			森井	T, S
○	情報理論	2					30				白石	T, S
○	計算機工学Ⅰ	2				30					塚本	T
	計算機工学Ⅱ	2					30				寺田	T, S
	言語理論とオートマトン	2						30			山口	T, S
○	データ構造とアルゴリズムⅠ	2			30						増田	T
	データ構造とアルゴリズムⅡ	2					30				山口	T, S
	応用電波工学	2							30		王前(非)・井上(非)	T, P, S
	応用通信工学	2						30			岡(非)	T, S
○	制御工学Ⅰ	2				30					大森	T
	制御工学Ⅱ	2					30				大森	T, S, E
○	電気機器Ⅰ	2			30						小澤	T
	電気機器Ⅱ	2				30					小澤	T, S, E
○	電力工学Ⅰ	2					30				竹野	T
	電力工学Ⅱ	2						30			竹野	T, S, E
	高電圧放電工学	2						30			八坂(非)	T, P, E
	電気機械設計論	1							15		深山(非)	T, E
	電気製図	1							45		北野(非)	T, E
	電力応用	2						30			堀之内(非)・千代(非)	T, E
	電気法規・施設管理	1							15		松井(非)	T, E
◎	プログラミング演習Ⅰ	1		30							白石	T
○	プログラミング演習Ⅱ	1			30						斎藤	T
◎	電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2				60					全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅱ	2					90				全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅲ	2						90			全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅳ	1							45		各教員	T
◎	卒業研究	10							225	225	各教員	T
	その他必要と認める専門科目											その都度定める

週授業時間数

		計	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必 修	59	2	4	2	6	6	6	18	15	
○	選択必修	24			10	8	6				
	選択 U	24	10	12	2						
	T	72	2	6	10	8	17	22	7		
	計	179	14	22	24	22	29	28	25	15	

単位数

		計	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必 修	26	2	3	2	4	2	2	1	10	(注3)
○	選択必修	23			9	8	6				
	選択 U	22	10	10	2						
	T	68	2	5	9	8	17	22	5		
	計	139	14	18	22	20	25	24	6	10	

(注1) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。

(注2) 備考欄の記号について

P (電子物理工学系)，S (電子情報工学系)，E (電気エネルギー制御工学系) は、各系を主として履修しようとする学生にとって必修的に要望される科目であることを示す。

Uは全学共通授業科目中の専門科目であることを示し，Tはその他の専門科目を示す。

(注3) 卒業研究は4年後期に10単位として表に掲載している。

## 4 履修上の注意

### (1) 履修要領

- (a) 総準備単位数139単位（全学共通授業科目の教養原論，外国語科目，健康・スポーツ科学科目，および情報科目を含まない）。
- (b) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則に規定されている単位数を上限とする。
- (c) 学生の卒業に必要な単位数は最低128単位とする。その内訳は，次の通り。

教養原論	16単位
外国語科目	
外国語第1（英語）	6単位
外国語第2	4単位
情報科目	
情報基礎	1単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習 I	1単位
専門科目	
必修	26単位（卒業研究10単位を含む）
選択（注1）	74単位（専門科目中の選択必修18単位以上を含む）

### (2) 内規

- (a) 神戸大学工学部規則第7条第2項に規定する卒業研究の履修に必要な単位数は，上記に規定する卒業に必要な単位中の最低109単位とする（但し，原則として4年次開講科目の単位はここに含まない）。その内訳は，次の通り。

教養原論	16単位
外国語科目	
外国語第1（英語）	6単位
外国語第2	4単位
情報科目	
情報基礎	1単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習 I	1単位
専門科目	
必修	15単位
選択（注1）	66単位（専門科目中の選択必修17単位以上を含む）

(注1) 専門科目の「必修」と「選択必修」に算入していない専門科目(※1)、及び他学部又は他学科の専門科目中、当学科が認めたものは算入される。また、全学共通授業科目の選択科目(外国語科目、健康・スポーツ科学科目、情報科目)からは最大14単位(※2)まで算入される。

(※1) 3. 履修科目一覧表の専門科目に記載されている全学共通授業科目及び工学部共通科目を含む。

(※2) 英語アドバンストコースは3単位まで、外国語第2は4単位まで(但し、独語ⅢA・ⅢB、仏語ⅢA・ⅢB、中国語ⅢA・ⅢB、露語ⅢA・ⅢBのいずれかから2単位以内、独語ⅣA・ⅣB、仏語ⅣA・ⅣB、中国語ⅣA・ⅣB、露語ⅣA・ⅣBのいずれかから2単位以内)、外国語第3(外国語第2で選択した言語以外のもの)は2単位まで、健康・スポーツ科学科目(実習Ⅱ、講義)は3単位まで、情報科目(情報科学)は2単位まで算入される。

### (3) 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制(1年を4つの授業実施期間に分ける制度)を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合がある。

5 各授業科目の関係

1 年		2 年		3 年		4 年	
前	後	前	後	前	後	前	後
微分積分学1 線形代数学1 物理学C1 素材化学I 図学	微分積分学2 線形代数学2 物理学C2 物理学実験 素材化学II	数理統計学					
離散数学	ベクトル解析	複素関数論 複素関数論演習 常微分方程式論 常微分方程式論演習	フーリエ解析	偏微分方程式 知的財産入門	数値解析		
[共通科目] ◎電気電子工学 導入ゼミナール	◎プログラミング演習I ◎電気回路論I 電気回路論演習 情報数学	◎プログラミング演習II ◎電気回路論II ◎電磁気学I 電磁気学演習	◎電子回路 ◎電磁気学II ◎電気計測 ◎電気電子工学実験I 及び安全指導	◎電気電子工学実験II	◎電気電子工学実験III	◎卒業研究 ◎電気電子工学実験IV	◎卒業研究
[電子物理工学系科目]	◎量子物理工学I	◎量子物理工学II ◎固体物性工学I	◎量子物理工学II ◎固体物性工学I	◎量子物理工学II ◎固体物性工学II ◎半導体電子工学I	◎電気電子工学実験III ◎電気電子工学実験IV	◎電気電子工学実験IV	
[電子情報工学系科目]	論理数学 ◎データ構造とアルゴリズムI	◎計算機工学I	◎計算機工学I	◎計算機工学II デジタル情報回路 データ構造とアルゴリズムII 情報伝送I ◎情報理論	◎電気電子工学実験III ◎電気電子工学実験IV	◎電気電子工学実験IV	
[電気エネルギー 制御工学系科目]	◎電気機器I	◎電気機器II ◎制御工学I	◎電気機器II ◎制御工学I	◎制御工学II ◎電力工学I	◎電気電子工学実験III ◎電気電子工学実験IV	◎電気電子工学実験IV	

◎印は必修科目、○印は選択必修科目、無印は選択科目を示す。

# 機 械 工 学 科

---

# 機械工学科

## 1 教育の目指すもの

機械工学とは、数学・科学・技術を駆使して、情報、エネルギー、運動などを正確に高能率でかつ円滑に伝達あるいは変換することにより、人間生活に有益で環境に優しい高性能・高品質の製品を効率よく生産することを追及する学問分野である。

機械工学科では、自然環境との調和のもとでの人類の持続的な発展を実現するために必要なものづくりに要請される数学・物理・各種力学、材料学などの幅広い分野の基礎に重点をおいた教育を通じて、機械工学を考える上で基本となる現象を物理的に理解する能力を養い、計算機工学、制御工学、情報工学、システム工学、設計学、生産工学等の応用科目を修得させることにより学際的な問題に対応する能力を開発し、新しい発想に基づき柔軟で総合的に問題を解決できる能力を有し、機械工学に関する実践的な研究・開発・設計および生産に携わるエンジニアを養成することを理念としている。

機械工学科は、幅広い社会の要望に対応して、わが国の基盤産業を支え、将来の科学技術の発展を担う機械技術者・研究者を育成するため創設され、流体エネルギーおよび熱エネルギーの生成機構と輸送メカニズムを解明するとともに、環境を考えた広い立場から教育研究を行う熱流体講座（応用流体工学、混相熱流体工学、エネルギー変換工学、エネルギー環境工学研究分野）、固体の構造、組成、力学特性等を理論的及び実験的に解明し、その機能・強度・安定性の評価を行うとともに、表面及び界面の機能を設計するための教育研究を行う材料物理講座（固体力学、破壊制御学、材料物性学、表面・界面工学研究分野）、持続可能で活力のある次世代型社会システムの構築に必要な技術基盤を、人工物の設計・生産・運用・再利用の観点から確立することを目的とした教育研究を行う設計生産講座（複雑系機械工学、機械ダイナミクス、コンピューター統合生産工学、知能システム創成学、創造設計工学研究分野）から成り立っている。

専門分野の基礎科目を精通して系統化することはもとより、機械工学の面白さを専門的観点から身に触れて解説する機械工学基礎（Fundamental Mechanical Engineering）を1年前期に、3年では習得した機械工学の知識と先端分野との有機的な合成を計るため先端機械工学詳論（I－IV）を組み入れるとともに、各研究分野の主任教授が先鋭化した最先端の機械工学を講述する先端機械工学通論を3年後期に配するなど、他に例を見ない個性化および活性化を行った。また、「ものづくり」という実践的教育も早くから取り入れており、工学倫理の教育と相乗させてバランスのとれた人材を作るよう心がけてきた。以上のような理念と実践的取り組みのもと、創造性及び国際性豊かな研究者・技術者を輩出している。本機械工学科における教育の特徴は、揺るぎ無い基礎学力を身につけると同時に、幅広い応用に対応できる柔軟な思考力と応用力を持ったエンジニアを育成することにある。そのため、学年進行に応じて基礎から応用へと系統的に用意された講義・演習と幅広い実験・演習などの体験学習、さらに最終学年の4年生では最先端の研究に触れて感性を磨き、応用力をつけるための卒業研究が用意されている。このような教育をうけ、新しい経験を積んだ卒業生は、ほとんどすべての産業分野で、時代を牽引していく中心的な人材として活躍が期待される。卒業生の70%程度は大学院博士課程前期課程へ進学し、さらに深い研究達成を希望するものに対して、博士課程後期課程への途が開かれている。

## 2 構成と教育組織

	教育・研究分野	教授 (室番)	准教授・講師 (室番)	助教・助手 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)	
熱流体	応用流体工学 (MH-1)	山根 隆志 (5E-410)	片岡 武 (自1-602)		道脇 昭 (5E-201)	
	混相熱流体工学 (MH-2)	竹中 信幸 (自1-601)	浅野 等 (5E-407)	村川 英樹 (3E-203) 杉本 勝美 (3E-203)		
	エネルギー変換工学 (MH-3)	平澤 茂樹 (5E-408)	川南 剛 (5E-415)	白井 克明 (3E-104)		
	エネルギー環境工学 (MH-4)	富山 明男 (自1-607)	細川 茂雄 (自1-606) 林 公祐 (自1-603)			
材料物理	固体力学 (MM-1)	阪上 隆英 (自3-226)	塩澤 大輝 (自3-121)		古宇田 由夫 (自3-225) 片山 雷太 (自3-123)	長 美砂都 (5E-301) 鈴木 愛優美 (自3-226) (5E-302)
	破壊制御学 (MM-2)	中井 善一 (自3-216)	田中 拓 (自3-217)	菊池 将一 (自3-121) 横田久美子 (自3-120)		
	材料物性学 (MM-3)	向井 敏司 (5E-401)	田川 雅人 (5E-403)	池尾 直子 (5E-203)		
	表面・界面工学 (MM-4)	田中 克志 (自3-215)	長谷部忠司 (自3-220)			
設計生産	複雑系機械工学 (MA-1)	横小路 泰義 (5E-414)			福井喜一郎 (自3-410)	
	機械ダイナミクス (MA-2)	神野 伊策 (5E-411)		肥田 博隆 (5E-205)		
	コンピューター 統合生産工学 (MA-3)	白瀬 敬一 (自3-403)	柴坂 敏郎 (自3-113) 佐藤 隆太 (自3-409)			
	知能システム創成学 (MA-4)	磯野 吉正 (自3-117)		菅野 公二 (自3-B17)		
	創造設計工学 (MA-5)	田浦 俊春 (自3-402)	妻屋 彰 (自3-401)	山田 香織 (自3-409) ゲオルギエフ ゲオルギ (自3-409)		
研究基盤センター			藤居 義和 (分析C-303)			

### 3 履修科目一覧表（工学基礎，機械専門科目）

専門科目			(◎印は必修，無印は選択科目を示す)								担当教員	備考	
記号	授業科目	単位数	授業時間数										
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
◎	微分積分学1(U)	2	30									藤居	
◎	線形代数学1(U)	2	30										
	微分積分学2(U)	2		30									
	線形代数学2(U)	2		30									
	数理統計学(U)	2		30									
	物理学C3(U)	2			30								
	情報科学(U)	2		30									
	物理学実験(U)	2		60							杉本		
	数学演習(T)	1	30								菅野		
	ベクトル解析(T)	2		30									
	複素関数論(T)	2			30								
◎	常微分方程式論(T)	2			30								
	複素関数論演習(T)	1			30						村川, ゲオルギエフ		
	常微分方程式論演習(T)	1			30						池尾		
	フーリエ解析(T)	2			30								
	偏微分方程式(T)	2				30					中桐		
	知的財産入門(T)	1				15					開本 他		
◎	基礎力学	3	60								塩澤		
◎	機械基礎数学	3	60								林, 白井		
	原子物理工学	2	30								小笠原(非)		
	電気工学概論	2		30							未定		
	解析力学	2		30							藤居		
◎	材料力学	3		60							中井, 阪上, 田中(拓), 池尾, 菊池		
◎	熱力学 I	3		60							平澤, 浅野		
◎	機械力学 I	3			60						神野		
◎	流体工学	3			60						富山, 細川, 林		
	材料科学	2			30						田中(克)		
	機構学	2			30						横小路		
	熱力学 II	2			30						川南		
◎	生産プロセス工学	3				60					白瀬, 柴坂		
	材料工学	2				30					向井		
	機械力学 II	2				30					未定		
	制御工学 I	2				30					横小路		
	流体力学 I	2				30					山根		
	連続体力学	2				30					長谷部		
	熱移動論	2				30					竹中		
	計測工学	2				30					田中(克), 向井		
◎	データ解析	2				30					長谷部, 山田, 肥田, 菊池		

専門科目

(◎印は必修、無印は選択科目を示す)

記号	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考	
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
	システムシンセシス	2					30					田浦	
	量子力学	2					30					藤居	
	材料強度学	2					30					中井, 田中(拓)	
	弾性力学	2					30					田中(拓)	
	制御工学Ⅱ	2					30					深尾(非)	
	流体力学Ⅱ	2					30					片岡	
	計算力学	2					30					田川	
	エネルギー変換工学	2					30					竹中	
	マイクロプロセス工学	2					30					磯野	
	統計力学	2							30			田川	
	固体力学	2							30			長谷部	
	流体機械	2							30			片岡	
	シミュレーション工学	2							30			川南	
	生産システム工学	2							30			白瀬	
	システム工学	2							30			妻屋	
◎	安全工学・工学倫理	2							30			伊藤(非)	
	工業経済	2							30			田中(悟)(非)	
◎	機械工学基礎	3	60									全教員	
◎	機械工学実習	1			45	45						横小路, 村川, 菅野	
◎	機械製図	1			45	45						妻屋, 佐藤	
◎	機械工学実験	2					60	60				全教員	
◎	機械創造設計演習Ⅰ	4					120					白瀬, 柴坂, 佐藤, 深尾(非), 他	
◎	機械創造設計演習Ⅱ	4						120				田浦, 白瀬, 磯野, 横小路, 神野	
	応用機械工学演習	2						60				全教員	
	英語特別演習	2							30	30		全教員	
◎	先端機械工学詳論Ⅰ	2					30					未定	
	先端機械工学詳論Ⅱ	2					30					未定	
	先端機械工学通論	2						30				研究分野主任教員	
	先端機械工学詳論Ⅲ	2						30				未定	
	先端機械工学詳論Ⅳ	2						30				未定	
◎	卒業研究	10							150	150		全教員	

## 週授業時間数（専門科目）

記号	授業科目	時間数	1		2		3		4		備考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	100	16	8	16	12	14	14	10	10	
	選択	103	4	18	12	18	23	24	2	2	
	合計	203	20	26	28	30	37	38	12	12	

## 単位数（専門科目）

記号	授業科目	単位数	1		2		3		4		備考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	58	13	6	9	6	7	7	5	5	
	選択	94	3	16	10	18	23	22	1	1	
	合計	152	16	22	19	24	30	29	6	6	

注：機械工学実習，機械製図，機械工学実験，卒業研究の各単位を2学期に分割して記載している。

これらの科目の単位は最終期に与える。

## 4 履修上の注意

- (1) 総準備単位数 190 単位
- (a) 教養原論 16 単位
  - (b) 外国語科目 15 単位
  - (c) 健康・スポーツ科学 4 単位
  - (d) 情報科目 3 単位
  - (e) 専門科目 152 単位
    - 必修科目 58 単位
    - 選択科目 94 単位
- (2) 学生は、卒業するためには、127 単位以上を修得しなければならない。
- 卒業要件 127 単位以上
- (a) 教養原論 16 単位以上
  - (b) 外国語科目
    - 外国語第 1 (英語) 6 単位 (オーラル I ~ III およびリーディング I ~ III)
    - 外国語第 2 4 単位 (I A, I B, II A, II B #)  
# S A, S B を II A, II B に読替可能
  - (c) 情報科目
    - 情報基礎 1 単位
  - (d) 健康・スポーツ科学
    - 実習 I 1 単位
  - (e) 専門科目, 全学共通授業科目, 情報科目 (情報科学)
    - ① 専門・必修科目 58 単位 (卒業研究 10 単位を含む)
    - ② 専門・選択科目

全学共通授業科目・情報科目 (情報科学)	}	計 41 単位以上
全学共通授業科目・選択科目*		

\*全学共通授業科目の選択科目は学生便覧・神戸大学工学部規則の機械工学科履修要件 (第 5 条関係) 別表第 2 を参照のこと。
- (3) 継続科目 (2 つの学期にわたる) の単位については最終期に与える。
- (4) 機械工学科カリキュラム中
- ◎印: 必修科目
  - 無印: 選択科目
- をそれぞれ表す。
- (5) 他学科または他学部の授業科目中, 当学科が認めた場合は, 当学科の選択科目とみなすことができる。
- (注) この履修規則は平成 18 年 4 月入学者から適用する。

## 機械工学科内規

- (1) 学生は、原則として在籍する学年より高学年において開講される必修科目を履修することはできない。
- (2) 同一時限に開講される授業科目の重複履修は認めない。ただし、以下の科目に限り、同一時限に開講される他授業科目と重複して履修することができる。
  - ・ 応用機械工学演習
  - ・ 先端機械工学詳論I, II, III, IVまた、以下の科目については、再履修時に限り、当該科目の履修状況により認めることがある。
  - ・ 機械創造設計演習I, II
- (3) 神戸大学工学部規則第7条第2項に規定する卒業研究を申請しようとする者は、以下の条件をすべて満たした者とする。なお入学前の既修得単位の取り扱いは神戸大学工学部規則第10条に従う。
  - (a) 教養原論，外国語科目，情報科目（情報基礎），健康・スポーツ科学の卒業に必要な単位をすべて修得している。
  - (b) 機械工学基礎，機械工学実習，機械製図，機械工学実験，機械創造設計演習 I，II の単位をすべて修得している。
  - (c) 3年後期までに開講された専門科目の必修科目（先端機械工学詳論 I を除く）の未修得単位数が4以下である。
  - (d) 3年後期までに開講された専門科目の選択科目と全学共通授業科目の情報科目（情報科学），及び全学共通授業科目の選択科目の修得単位数が30以上である。

### ※平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合がある。

### 外国語科目に関する追記

- ※ 英語アドバンスドA, B, Cは卒業要件の選択科目と認める。
- ※ 第2外国語はⅢA, ⅢBのみ卒業要件の選択科目と認める。
- ※ 第3外国語は卒業要件の単位として認めない。

5 各授業科目の関係

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前後期
一般教養	語学 健スボ	英語U×2 第2外国語U×2 健・スボ実習I U 健・スボ講義U	英語U×2 英語U 第2外国語U	英語U×2 第2外国語U	英語U×2 第2外国語U		英語特別演習
	教養	教養原論U×2	教養原論U×2	教養原論U×2	教養原論U×2		
工学基礎	数学	微分積分学 <sup>I</sup> 線形代数数学 <sup>I</sup> 数学演習 <sup>I</sup>	複素関数論 <sup>T</sup> 複素関数論演習 <sup>T</sup> 常微分方程式論 <sup>T</sup> 常微分方程式論演習 <sup>T</sup>	フーリエ解析 <sup>T</sup>	偏微分方程式 <sup>T</sup>		
	物理	原子物理学 情報基礎 <sup>U</sup> 機械工学基礎 基礎力学 機械基礎数学	物理学実験 <sup>U</sup> 電気工学概論 情報科学 <sup>U</sup> 解析力学	物理学C3 <sup>U</sup>	量子力学 計算力学 機械工学実験 機械工学実験 機械創造設計演習I 先端機械工学詳論I 先端機械工学詳論II	統計力学 シミュレーション工学 機械工学実験 機械創造設計演習II 応用機械工学演習 先端機械工学詳論III 先端機械工学詳論IV 先端機械工学通論	
機械	機械基礎	設計生産	機械総合	生産プロセス工学	マイクロプロセス工学 システムシナセシス	生産システム工学 システム工学	卒業研究
				材料力学	弾性力学 材料強度学	固体力学	
専門	材料物理	材料科学	材料科学	材料工学 連続体力学	エネルギー変換工学	流体機械 流体工学II	安全工学・工学倫理 工業経済
		熱力学I	熱力学II	熱移動論	流体工学I		
技術者 教養	熱流体	熱力学I	熱力学II	流体工学I	流体工学II	知的財産入門 <sup>T</sup>	
		熱力学II	流体工学				

アンダーライン:必修科目(週2コマ)、太字:必修科目、細字:選択科目、U:大教センター開講科目、T:工学部開講科目

# 应用化学科

---

# 応用化学科

## 1 教育の目指すもの

化学工業は石油化学製品、金属、セラミックス、プラスチックのような基礎素材の生産だけでなく、エレクトロニクス、ナノテクノロジー、分子機能工学、エネルギー工学、バイオテクノロジー、医工学、食品工学などあらゆる分野の工学や産業において多大の貢献をしている。近年のめざましい、かつ急速な科学技術発展の根幹には、化学の分野の研究者・技術者によってなされた“材料革命”と呼べる精密かつ高度な機能を有する物質、材料のめざましい研究開発と、高度生産技術の研究開発がある。エネルギー・環境問題を視野に入れた、化学工業の“健全な発展”無くしては、将来の人類の繁栄と安泰を語ることはできないと言っても過言ではない。

応用化学科は、そのような社会情勢に呼応して、新しい理念により従来の工業化学科と化学工学科を有機的に統合して生まれた工学部の総合的な化学系学科である。本学科では、分子レベルのミクロな基礎化学から、分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与、機能性の発現、物質の創製および生産技術への生物機能の工学的応用、実際のマクロな工業規模の製造、生産の技術やシステムにわたる広範囲の教育内容を、新しい規範により縦横に統合して一貫性のある教育を行うことを目指している。その実現のため、応用化学科は以下の教育研究の目標を有する2つの講座から構成されている。

### 1) 物質化学講座

原子とそれによって構成される分子の世界と、分子の集合により作り出される多様な機能とを結びつけることを目的とし、原子・分子レベルの物質からナノ、メゾ、マクロに至る広範囲の集合体を対象として、化学物質・材料の精密かつ高度な機能性の付与及び機能性の創製を行い、工学の立場から機能発現の機構解明とそれに基づく新規な物質創製技術について教育研究する。

### 2) 化学工学講座

化学反応及び生物反応に基づく物質・エネルギー変換過程における、分子間相互作用、生体分子機能及び物質・エネルギー移動現象の解明に基づいて、新規素材・反応触媒の開発、反応・移動現象の制御法の確立、新規生産プロセスの創造をすすめ、有用物質、エネルギーの高効率、低環境負荷生産プロセスの開発について教育研究する。

これらの目的のため、将来の世界の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の育成を目指して、学部段階では基礎に重点をおいた教育を行う。この際、まず全学共通科目として教養原論、外国語、情報、健康・スポーツ関連の各科目の他、専門基礎科目がカリキュラムとして組まれている。これらにより、国際社会に通用する知育、徳育、体育の修得を行う。さらに専門教育においては、厳選された講義を履修し、その中で積極的に自己学習の機会を設け、徹底した基礎学力の充実・理解を図る。その際、実験・演習を数多く取り入れることで、自ら手足を動かすことによる実体験、自ら積極的に発表することによるコミュニケーションを通して学習し、応用力をつけることを特徴とするカリキュラムを組んでいる。特に、1年次のファンダメンタルコースワーク・導入ゼミナールおよび2年次の探求ゼミナールにおいて、応用化学科での学修の意義を理解し、少人数単位での教員

とのふれあいの場を設け、化学研究に対する能動的な動機付け、課題探求能力の発掘を図っている。また、一部科目では複数教員が合同で講義し、少人数教育によって授業の質的向上に努めている。これらによって培われるべき知識、経験は厳正に成績評価され、合格と判断されたもののみが卒業研究のための研究室への配属が認められる。一方、教員側においてもカリキュラムの適切な進行について検討委員会を通して常にモニターし、問題点を洗い出すとともに、教育理念に沿った形に軌道を修整するシステムを構築している。また、特別講義や特別講演として社会との架け橋となるべく学外の多彩な研究者・技術者による化学工業の実践的な授業も採り入れ、より一層の幅をもたせたカリキュラムにしている。

本学は研究志向型の大学を目指していることから、卒業研究は下記の本学科の教育研究分野に基づく研究グループに分かれて行う。卒業研究のテーマは、指導教員との相談の上で個別に設定される。さらに、その研究過程において世界的水準に照らして最先端の研究となるべく、教員と学生は各研究室で少人数での卒業研究・ゼミナールなどを通じて、親密な交流、チームワーク能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の修得に努めており、人間的にも調和のとれた化学研究者・技術者の育成を目指している。

本学科が所属する工学部と本学大学院工学研究科とは、多様な人材を養成する教育改革および先端的研究の推進をより強力に図るため、学部教育と大学院教育とを通じて一貫した教育研究組織を構築している。この目的を実現するために、応用化学科から大学院工学研究科応用化学専攻への進学によって、さらに専門的・実践的な化学に関する教育・研究の機会が与えられている。

#### 【教育研究分野】

##### ◎物質化学講座

- i) 物質創成化学：無機材料創製の反応場となる溶液内の化学平衡論をベースとし、異相共存場効果の解明と応用、金属超微粒子の合成とその機能発現、ソフト溶液プロセスによる金属酸化物薄膜・高次構造体の合成と物性に関して無機材料化学や電気化学の観点から研究を進める。また、新規有機化合物の合成・反応・構造、有機理論計算・反応機構に関する基礎研究や、新型の医薬・農薬の開発を目指した生物活性物質の設計・合成・活性評価、新規機能性ヘテロ環化合物の開発等に関する応用研究を行う。さらに、異相複雑系を取り扱うコロイド化学的視点から多機能性を有する知能型高分子微粒子の精密設計と新しい創製法の開発、及び情報、生医学などの先端工業分野への応用に関する基礎的研究に取り組む。
- ii) 物質制御化学：新素材の構造と機能を平衡論、電子遷移、構造解析など物理化学の観点から関連づけ、分子ナノテクノロジーの基礎的研究と結晶成長や配向構造を制御した新規デバイスの開発を目指した研究にとりくむ。また、高分子材料の微細構造と力学物性・表面物性・熱物性に関する研究を行う。材料の構造と物性の相関を明らかにし、高機能化・高性能化された高分子材料、高分子複合材料の新規創製を行い、次世代材料の開発をめざす。
- iii) 物質機能化学：高濃度電解質水溶液の物性・構造の解明と応用、また材料的視点から多彩な構造形態を持つリン酸塩の合成法、特異反応性・構造特異性・表面物性、錯体生成におけ

る高分子電解質効果などの基礎研究や応用研究を行う。さらに、分子レベルにおける相互作用を利用して有機機能性分子材料を開発する研究を行う。超分子組織化を適用することで高選択的な分子認識能、触媒活性、生理活性を有する超分子人工材料の創製をめざす。

#### ◎化学工学講座

- iv) 反応・分離工学：種々の化学工業プロセスのみならず、環境・エネルギー問題を解決する上で重要な触媒に関する基礎・応用研究を行う。特に省資源・省エネルギーの観点から選択的な酸化・還元触媒の開発やクリーンで無尽蔵な光エネルギーの利用を目指した光触媒の開発を行う。また、水資源確保、大気環境保全、水素エネルギーの効率的利用といった環境・エネルギー分野への貢献をめざして、分離機能膜などの新規な材料について、素材の創製から微細構造制御法の確立、さらにプロセスの構築にいたる研究を行う。
  
- v) プロセス工学：流動、伝熱、物質移動を取り扱う移動現象論を基礎として、化学プロセスに現れる複雑な現象の解明とモデル化、取り扱う流体の諸物性に対する温度・圧力効果の解明、非ニュートン流体やサスペンション等の複雑流体のレオロジーについて研究を行う。そして、地球環境との調和を実現する新しいプロセスの開発、プロセスの生産工程の計画設計および運転制御のための基礎的方法論構築、省エネルギー型空調システムや機能性薄膜の塗工プロセスの構築を行う。
  
- vi) 生物化学工学：遺伝子組換えなどの技術を用いて生物機能を高度化することにより、高効率のバイオリクターによる有用物質の生産、環境・エネルギー問題に対応できる新しいバイオプロセスの構築などの研究を行う。また、生物機能を利用した効率的かつ高度なバイオ生産・分離プロセスの開発を目指して、微生物や培養細胞を利用した有用物質生産・環境修復、およびバイオ分子間特異的認識による高純度精製・高感度検出法などの研究を行う。

## 2 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	講師 (室番)	助教 (室番)	助手 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
物質化学	物質創成化学	森 敦紀 (4E-213) 水畑 穰 (自1-310)	神鳥 安啓 (4E-210) 岡田 悦治 (4E-203) 南 秀人 (自1-301)	岡野 健太郎	牧 秀志 (自2-302)	綾部 いつ子 (自2-302) 鈴木 登代子 (自2-304)	曾谷 知弘 (4W-204) 熊谷 宜久 (4W-104) 古東 孝子 (4W-202) 松嶋 嘉子 (4W-202)
	物質制御化学	西野 孝 (4W-306) 石田 謙司 (4E-211)			三崎 雅裕 (4E-405) 本郷 千鶴 (4E-309) 松本 拓也	小柴 康子 (4E-405)	
	物質機能化学	竹内 俊文 (自1-309) 成相 裕之 (4W-308)	梶並 昭彦 (4W-301) 大谷 亨 (自1-302)		北山 雄己哉 (自1-605)		
化学工学	反応・分離工学	松山 秀人 (4E-205) 西山 覚 (4W-302)	丸山 達生 (4E-204) 市橋 祐一 (4W-304)		神尾 英治 (自4-402) 谷屋 啓太 (D2-406)		
	プロセス工学	大村 直人 (4W-303) 鈴木 洋 (自1-506)	松尾 成信 (4W-309) 今駒 博信 (4E-212) 菰田 悦之 (4E-207)		堀江 孝史 (4W-106) 日出間 るり (4W-312)		
	生物化学工学	近藤 昭彦 (自1-508) 山地 秀樹 (自1-505)	荻野 千秋 (4W-307) 田中 勉 (自2-404) 勝田 知尚 (自2-406) 蓮沼 誠久 (自2-404) 石井 純 (自1-203)		江橋 具 (自2-406) 松本 拓也 (自2-404)		

### 3 履修科目一覧表

専門科目

(◎印は必修, ○印は選択必修, 無印は選択科目を示す)

記号	指定の演習科目	分野	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考
					1		2		3		4			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
○ ○ ○ ○ ◎ ○		導入科目	ファンダメンタルコースワークⅠ ファンダメンタルコースワークⅡ ファンダメンタルコースワークⅢ ファンダメンタルコースワークⅣ 導入ゼミナール(工学倫理) 探求ゼミナール	1 1 1 1 1 1	30 30 30 30 15 30								水畑 森, 大谷 大村 近藤, 田中 稲葉 応用化学科教員	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■	数学・物理学	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ 物理学B1 物理学B2 物理学B3 数学演習 複素関数論 常微分方程式論 フーリエ解析	2 2 2 2 2 2 2 1 2 2 2	30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30							谷屋, 神尾	全学共通授業科目 工学部 共通授業科目	
○ ○ ○ ○ ○ ○	■ ■	物理化学	物理化学Ⅰ 物理化学Ⅱ 物理化学Ⅲ 物理化学Ⅳ 物理化学演習Ⅰ 物理化学演習Ⅱ	2 2 2 2 1 1	30 30 30 30 30 30							石田 丸山 松尾 石田, 市橋 松尾, 三崎 石田, 松尾	授業科目 全学共通	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■	無機・分析化学	無機化学Ⅰ 無機化学Ⅱ 無機化学Ⅲ 分析化学 機器分析化学 無機・分析化学演習 環境・エネルギー化学	2 2 2 2 2 1 2	30 30 30 30 30 30 30							水畑 梶並 水畑 成相 竹内 梶並, 大谷, 牧, 北山 梶並		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■	有機・高分子化学	有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 有機化学Ⅲ 高分子化学Ⅰ 高分子化学Ⅱ 高分子コロイド化学 有機・高分子化学演習	2 2 2 2 2 2 1	30 30 30 30 30 30 30							岡田 神鳥 森 南 西野 南 岡田, 神鳥, 南, 本郷		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■ ■ ■	化学工学	化学工学量論 移動現象論 分離工学 移動現象論・分離工学演習 プロセスシステム工学 プロセス設計 化学反応工学 化学反応工学演習 安全工学 粒子流体工学	2 2 2 1 2 1 2 1 2 2	30 30 30 30 30 30 30 30 30 30							鈴木(洋) 大村 勝田 今駒, 勝田, 日出間 大村 松山 西山 西山, 市橋 今駒 鈴木(洋)		

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

記号	指定の演習科目	分野	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考
					1		2		3		4			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
○		生物化学工学	生化学	2				30					山地 荻野 近藤, 田中 西野 荻野, 田中	
○			生物化学工学	2					30					
○			生物機能化学	2						30				
○			バイオマテリアル	2						30				
○	■		生物化学工学演習	1							30			
◎		その他	化学実験安全指導	1				30					応用化学科教員	
○			材料化学	2			30						大谷	全学共通授業科目
○			コンピュータ基礎	1	15									菺田, 堀江, 北山
◎		実験科目	化学実験	2		60							三崎, 北山	全学共通授業科目
◎			応用化学実験Ⅰ	3					96				応用化学科教員	
◎			応用化学実験Ⅱ	3					96				応用化学科教員	
◎			応用化学実験Ⅲ	3						96			応用化学科教員	
◎			応用化学実験Ⅳ	3						96			応用化学科教員	
◎			外国書講読	1							30		応用化学科教員	
◎			卒業研究	10							←450→		応用化学科教員	
			特別講義Ⅰ	1							←15→		非常勤	
			特別講義Ⅱ	1							←15→		非常勤	
			特別講義Ⅲ	1							←15→		非常勤	
			特別講義Ⅳ	1							←15→		非常勤	
			その他必要と認める専門科目											

週授業時間数

	時間数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	969	15	60	0	30	192	192	255	225
○ 選択必修	1575	315	210	270	240	270	270	0	0
選 択	60	0	0	0	0	0	0	60	0
計	2604	330	270	270	270	462	462	315	225

単位数

	単位数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	27	1	2	0	1	6	6	1	10
○ 選択必修	91	16	13	17	16	16	13	0	0
選 択	4	0	0	0	0	0	0	4	0
計	122	17	15	17	17	22	19	5	10

## 4 履修上の注意

### 1. 履修規則

#### (1) 履修要件

工学部規則第5条に基づき、同別表第2ホに定める所定の単位は次の通りである。

教養原論	16単位
外国語科目	
外国語第I	6単位（リーディングI～IIIおよび オーラルI～III）
外国語第II	4単位（IA, IB, IIA, IIB）
情報科目	
情報基礎	1単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習の必修科目	1単位
選択科目（全学共通授業科目）および(2)に定める専門科目	98単位

計 126単位

#### (2) 専門科目

工学部規則別表第2ホの専門科目の「別表第1に掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目」は「3. 履修科目一覧表」の通りである。なお、表中◎印は必修科目、○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。

専門科目の総準備単位数	122単位
必修科目	27単位（卒業研究の10単位を含む。）
選択必修科目	69単位以上

うち、履修科目一覧表に定める各分野の選択必修科目について以下の単位数

導入科目	4単位
数学・物理学分野	16単位
物理化学分野	8単位
無機・分析化学分野	10単位
有機・高分子化学分野	10単位
化学工学分野	13単位
生物化学工学分野	7単位
その他の科目	1単位

但し、演習科目（履修科目一覧表のうち、■を付けたもの9科目）のうち7単位

- (3) 当学科の授業科目以外で、当学科が認めた科目は、当学科の専門科目の選択科目とみなすことができる。
- (4) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は、工学部規則第6条に規定されている単位を上限とする。（82ページ参照）

(注) この履修規則は平成27年4月入学者から適用する。

## 履修上の内規

1. 応用化学実験Ⅰ，Ⅱ，ⅢおよびⅣを履修するためには，以下の科目を修得していなければならない。

- (1) 導入ゼミナール，化学実験および化学実験安全指導
- (2) 専門科目のうち選択必修科目45単位以上
- (3) 2年次の履修科目の上限超過登録要件を満たし，2年次において応用化学実験を履修することを認められた者については，上記の適用を免除する。

2. 工学部規則第7条に規定する卒業研究を申請しようとする者は，次の2項を満たすことが必要であり，また，残る2学期をもって卒業に必要な全単位を修得できる見込みのある者に限る。

- (1) 卒業に必要な外国語科目，情報基礎，健康・スポーツ科学科目の全単位および教養原論14単位以上を修得していること。
- (2) 工学部規則において指定する専門科目のうち3年生終了までの授業科目に関する修得単位について以下の条件を満たすこと。
  - ① すべての必修科目の単位を取得していること。
  - ② 選択必修科目の修得単位数が63単位以上であること。

3. 工学部規則第15条2項の規定の適用を申請しようとする者は，早期卒業に関する認定基準について

の「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか，次の事項を満たしていなければならない。

(1) 次の条件を満たす場合には，3年次において卒業研究(10単位)を履修することができる。

- ① 2年次及び3年次において，履修科目の上限超過登録が認められていること。
- ② 2年次後期末までに，次の要件を満たしていること。

イ. 成績順位が，応用化学科の上位1%以内程度であること。

ロ. 応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。

- ③ 3年次後期の履修により，卒業要件を充足する可能性があること。

(2) 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は3年次向けの授業科目についても履修することができ，また，3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，4年次向けの授業科目についても履修することができる。

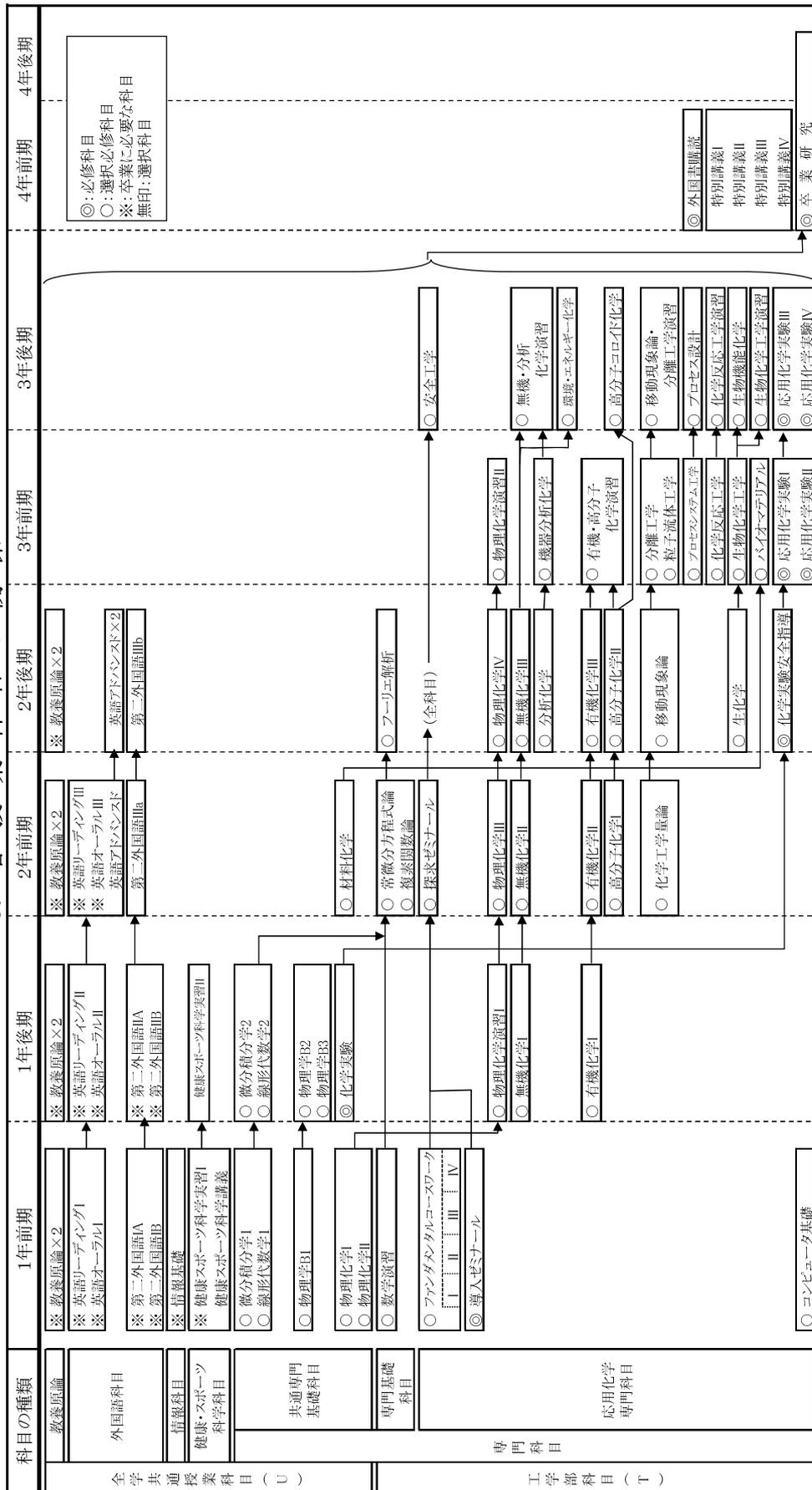
4. 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため，平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合がある。

5. この内規は，平成27年4月入学者から適用する。

# 5 各授業科目の関係

## 5. 各授業科目の関係



※特別講義(4年次)の開講期は年度によって異なる場合があるので、時間割・掲示等に注意すること。

# 情報知能工学科

---

# 情報知能工学科

## 1 教育の目指すもの

科学技術の進歩とともに社会構造が大きく変革し、高度情報社会に移行しつつあるなか、技術が社会へ社会が技術への相互依存度を益々高めている。このような時代において、工学技術者は社会と調和した技術を開発する責を負うものである。情報知能工学科は、知能化システムを通じて豊かで安心して暮らせる社会の実現に貢献できる人材を育成することを目指す。

科学の基本概念には、細分化する方法の分析科学と統合化する方法のシステム科学とがある。情報知能工学科は、情報科学を基盤としつつその二つを組み合わせ、情報の取得、加工、生成、伝達という観点から高度に知能化されたシステムの構築と知能化科学の創成を行う。

基礎教育として、数学、物理工学、機械工学、電気工学などの幅広い分野を学ぶことにより現象の分析的な理解能力を養う。そしてシステム科学として、システムの計測・制御工学、設計工学、生体工学などによって統合化の能力を養うとともに、計算機を中心とした情報処理工学、認識工学、知識工学などの情報科学を理解させる。これらの基礎および専門知識を統合・融合化して、自らの知能化科学を創造させる。学生自らがテーマを見つけ、柔軟性のある発想による創造力を養い、問題解決能力を身に付けることによって多様性のあるシステムの知能化に関する研究・開発に従事できる技術者を養成する。

学生実験によっていろいろの現象の理解を体験から会得させ、計算機演習による情報基礎技術の修得、および重要科目の演習による深い思考力を修得させる。また卒業研究では総合的理解能力と問題解決能力とを実践的に修得させる。さらに教養科目、工学倫理科目による自己啓発を促し、社会的にバランスの取れた人材育成を目指す。

## 2 構成と教育組織

専攻	講座	教育研究分野	教授	准教授	講師	助教	助手	技術職員	事務職員	
システム科学	システム基盤	システム計画	貝原 俊也 (S502)	藤井 信忠 (S403)				藤井 勝宏 (D2-201)	山崎 智美 (D2-401)	
		システム設計	多田 幸生 (S501)	花原 和之 (S513)		浦久保 孝光 (S206)		大西 和夫 (S510-1)	黒田 教子 (S102-1)	
		システム計測	的場 修 (S506)	仁田 功一 (S507)				山本 大介 (3W-303)	井口 直子 (S102-1)	
		システム制御		増淵 泉 (S504)			森 耕平 (S302)			
	システム創成	システム数理	佐野 英樹 (3W-403)	赤木 剛朗 (3W-404)	國谷 紀良 (3W-406)					
		システム構造	小島 史男 (自 3 号館 301)	小林 太 (自 3 号館 304)			中本 裕之 (自 3 号館 312)			
		システム知能	鳩野 逸生 (情報基盤センター 3F1) 熊本 悦子 (情報基盤センター 2F6)	伴 好弘 (情報基盤センター 2F7) 江木 啓訓 (情報基盤センター 3F3)						
	(応用システム 連携講座)	応用システム	関 真規人 吉河 章二	田中 健一						
	情報科学	情報基礎	情報数理	桔梗 宏孝 (自 3 号館 413) 渕野 昌 (自 3 号館 414) ブレンドル (自 3 号館 424)	菊池 誠 (自 3 号館 426) 酒井 拓史 (自 3 号館 415) 澤 正憲 (自 3 号館 425)					
			アーキテクチャ	吉本 雅彦 (S505/ 自 4 号館 803) 川口 博 (S204/ 自 4 号館 801)				和泉 慎太郎 (S201/ 自 4 号館 802)		
ソフトウェア			田村 直之 (情報基盤センター 3F2)	番原 睦則 (情報基盤センター 2F5)						
知能情報		情報システム	永田 真 (自 3 号館 701)		鎌田 十三郎 (自 3 号館 704)					
		知能データ処理	大川 剛直 (自 3 号館 702)	江口 浩二 (自 3 号館 703)						
		メディア情報	有木 康雄 (自 3 号館 801)	滝口 哲也 (自 3 号館 807)			榎並 直子 (自 3 号館 806)			
		創発計算	玉置 久 (自 3 号館 516) 太田 能 (自 3 号館 515)					高木 由美 (自 3 号館 522)		

専攻	講座	教育研究分野	教授	准教授	講師	助教	助手	技術職員	事務職員
	感性アートメディア (連携講座)	感性アートメディア	萩田 紀博	石井カルロス寿憲 西尾 修一					
計算科学	計算科学基礎	計算基盤	横川 三津夫 (総合研究拠点 202)		谷口 隆晴 (自 4 号館 208)				
		計算知能	上原 邦昭 (自 3 号館 802)	中村 匡秀 (S103)		松原 崇 (自 3 号館 808)			
		計算流体	坪倉 誠 (自 4 号館 302)						
		シミュレーション技法	陰山 聡 (自 4 号館 805)						
	計算科学創成	計算分子工学	天能 精一郎 (自 4 号館 704)				大西 裕也 (自 4 号館 705)		
		計算生物学	田中 成典 (自 4 号館 608)						
		計算ロボティクス	羅 志偉 (S509/ 自 4 号館 702)	全 昌勤 (S512)					
		計算宇宙科学	臼井 英之 (S304)				三宅 洋平 (S306)		
	先端計算科学 (連携講座)	先端計算科学	横田 秀夫	大浪 修一					
	応用計算科学 (連携講座)	応用計算科学	阪口 秀 坪井 誠司	桑野 聡					
	大規模計算科学 (連携講座)	大規模計算科学	中嶋 隆人 富田 浩文 小野 謙二 今村 俊幸	中村 宜文 曾田 繁利					

### 3 履修科目一覧表

専門科目

(◎, ◎1は必修, ○1, ○2, ○, ○A, ○B, ○Cは選択必修を示す)

記号	授業科目	単位数	各期(セメスター)の総授業時間								担当教員	講義番号	備考	
			1		2		3		4					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
◎	線形代数学1	2	30											
◎	線形代数学2	2		30										
◎	微分積分学1	2	30											
◎	微分積分学2	2		30										
○1	数理統計学	2		30										
○1	離散数学	2	30							菊池	0417			
○1	複素関数論	2			30					佐野	0322			
○1	常微分方程式論	2			30					未定	0323			
○1	ベクトル解析	2		30						赤木	0217			
○1	フーリエ解析	2			30					足立(幸)	0312			
○1	数値解析	2				30				赤木	0221			
○1	確率論基礎	2			30					澤	5001			
○1	確率過程論	2				30				石川(非)	5002			
○1	応用解析演習	2			30					花原, 小林	0326			
○2	物理学 C1	2	30											
○2	物理学 C2	2		30										
○2	物理学 C3	2		30										
○2	物理学 C4	2			30									
○2	解析力学B	2			30					陰山				
◎	物理学実験	2		60										
◎	情報知能工学総論及び安全工学	1	15							全教員	5100			
◎1	アルゴリズムとデータ構造及び演習	2			60					大川	5101			
◎1	プログラミング言語論及び演習	2				60				田村, 熊本, 番原	5102			
◎1	電気回路及び演習	2			60					白井	5103			
◎1	スペクトル解析及び演習	2				60				小島, 玉置	5104			
◎1	システム計画学及び演習	2			60					貝原	5105			
◎1	システム解析学及び演習	2				60				増淵	5106			
○	論理回路	2	30							川口	5200			
○	数理論理学	2				30				瀨野	5201			
○	光情報工学基礎	2				30				的場	5202			
○	グラフ理論	2	30							江口	5203			
○	計算機工学	2	30							上原	5204			
○	電子回路	2			30					永田	5205			
○	システム設計学	2				30				多田	5206			
○	回路理論	2			30					玉置	5207			
○	デジタル回路	2				30				吉本	5208			
○A	オートマトンと形式言語	2			30					酒井	5301			
○A	言語工学	2				30				上原	5302			
○A	システムプログラム	2				30				鳩野, 伴	5303			
○A	計算機アーキテクチャ	2					30			吉本	5304			
○A	人工知能	2					30			上原	5305			
○A	データベースシステム	2				30				有木	5306			
○A	ソフトウェア工学	2					30			中村	5307			

専門科目

(◎, ◎1は必修, ○1, ○2, ○, ○A, ○B, ○Cは選択必修を示す)

記号	授業科目	単位数	各期(セメスター)の総授業時間								担当教員	講義番号	備考	
			1		2		3		4					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
○B	情報通信工学	2						30				太田(能)	5300	
○B	センシング工学	2						30				羅	5400	
○B	電磁気学応用	2				30						仁田	4501	
○B	信号解析	2					30					小島	5402	
○B	光情報工学	2						30				的場	5403	
○B	画像工学	2						30				有木	5404	
○B	デジタル信号処理	2						30				滝口	5405	
○C	オペレーションズリサーチ	2				30						藤井	5500	
○C	システム制御理論 I	2					30					増淵	5501	
○C	システム制御理論 II	2						30				増淵	5502	
○C	電子制御機械論	2					30					羅	5503	
○C	システムモデル論	2						30				小島	5504	
○C	ロボット工学	2						30				未定	5505	
○C	計算機援用工学	2						30				多田	5506	
◎	情報知能工学実験 I	2				60						全教員	5600	
◎	情報知能工学実験 II	2					60					全教員	5601	
◎	情報知能工学演習 I	1	30									全教員	5602	
◎	情報知能工学演習 II	1		30								全教員	5603	
◎	情報知能工学演習 III	1			30							全教員	5604	
◎	情報知能工学演習 IV	1				30						全教員	5605	
◎	情報知能工学演習 V	1					30					全教員	5606	
◎	情報知能工学プロジェクト	2						60				全教員	5607	
◎	卒業研究	10							300	300		全教員	5608	
	その他必要と認める専門科目 その都度定める専門科目													その都度 定める

週授業時間数（専門科目）

		時間数	1		2		3		4		備考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	75	7	10	2	6	6	4	20	20	
◎1	必修	24			12	12					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6	0		4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	189	17	18	24	32	28	30	20	20	

単位数（専門科目）

		単位	1		2		3		4		備考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	32	6	7	1	3	3	2		10	
◎1	必修	12			6	6					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6	0		4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	134	16	15	17	23	25	28		10	

専門科目に係る4年生への進級要件及び卒業要件

	◎				◎1	○1	○2	○	○A	○B	○C	計
	総論	実験／ 演習	数学	卒研								
開講単位数	1	13	8	10	12	20	10	18	14	14	14	134
4年生への 進級要件	1	13	8		≥10	≥10	≥6	≥28				≥76
								≥10	いずれかから≥10			
卒業要件	1	13	8	10	12	≥10	≥6	≥32				≥96*
								≥10	いずれかから≥10			

\*：専門科目で96単位以上取得することが望ましいが、この96単位に外国語科目の選択科目、健康・スポーツ科学の選択科目を算入しても良い。

## 4 履修上の注意

### [1] 履修要領

- (1) 記号の◎、◎1は必修科目、○1、○2、○、○A、○B及び○Cは選択必修科目を示す。
- (2) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は、工学部規則第6条に規定されている単位を上限とする。(工学部学生便覧参照)
- (3) 学生は、卒業するためには下記の要件をすべて満たさなければならない。

教養原論	16単位以上
外国語科目	
外国語第1	6単位
外国語第2	4単位
情報科目	
情報基礎	1単位
健康・スポーツ科学	
健康・スポーツ科学実習I	1単位
専門科目、外国語科目の選択科目及び健康・スポーツ科学の選択科目の合計	96単位以上
総計	124単位以上

### 専門科目修得方法

必修科目◎(15科目)	32単位(卒業研究10単位を含む)
必修科目◎1(6科目)	12単位
選択必修科目○1(10科目)	10単位以上
選択必修科目○2(5科目)	6単位以上
選択必修科目○と○A、○B、○Cの合計	32単位以上
選択必修科目○(9科目)	10単位以上
選択必修科目○A、○B、○Cのいずれか	10単位以上

(○Aを10単位以上、または、○Bを10単位以上、または、○Cを10単位以上)

- (4) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中、当学科が認めた場合は当学科の選択科目とみなすことができる。
- (5) 上記の履修要件は学生便覧に従う。特に教養原論の履修については、学生便覧の神戸大学工学部規則第5条(別表第2)に注意すること。

(注) この履修規則は平成21年4月入学者から適用する。

### [2] 内規

#### (1) 情報知能工学実験・演習・プロジェクト履修要件

- ・物理学実験を履修していない場合は、実験Iは履修できない。
- ・物理学実験及び実験Iの両方を履修し、かつ少なくとも一方の単位を取得している場合に、実験IIを履修することができる。

- ・実験Ⅱを履修していない場合は、情報知能工学プロジェクトは履修できない。
- ・情報基礎を履修していない場合は、演習Ⅱ～Ⅴ及び情報知能工学プロジェクトのうち、計算機の利用を主とする科目は履修できない。

(2) 卒業研究を履修するためには、次の条件を満たしていることが必要である。

- ・卒業に必要な教養原論、外国語科目、情報科目および健康・スポーツ科学の単位をすべて修得していること。
- ・必修科目◎のうち、卒業研究を除くすべての単位を修得していること。
- ・必修科目◎1のうち、10単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○1，○2のうち、卒業に必要なすべての単位を修得していること。
- ・選択必修科目○と○A，○B，○Cの合計で、28単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○のうち、10単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○A，○B，○Cのいずれかについて、10単位以上修得していること。

### [3] 平成28年度からのクォーター制移行に伴う開講授業の変更の可能性について

平成28年度に予定されているカリキュラム改革によりクォーター制（1年を4つの授業実施期間に分ける制度）を基本とする学年歴が適用されるため、平成28年度以降クォーター制に基づく授業開講を適用する場合があります。



Ⅶ その他の工学部  
周知事項

# 1 工学部学生の心得

以下については工学部キャンパスにおける心得であるので、鶴甲第1キャンパスにおける心得については、「学生生活案内」を参照すること。

## 1 諸手続

手続には、学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、期限を超えたりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、教務学生係に問い合わせてください。

## 2 欠席届、休学、復学及び退学の願い出

### (1) 欠席届

欠席が3週間以上3か月未満に及ぶ場合は、欠席届（所定の様式）を教務学生係に提出してください。

### (2) 休学、復学、退学

休学、復学、退学について願い出る場合は、所定願出用紙に必要事項を記入押印の上、教務学生係に提出してください。

前期については、2月末までに、後期については、8月末までに願い出てください。

なお、病気のため休学、退学する場合は、診断書を添付してください。

また、病気回復により復学する場合は、保健管理医の診断を受けなければならないので、主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

## 3 掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので、常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟1F、教務学生係東側及び各学科に設置しています。

## 4 掲示、ポスター、ビラ等

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また、営利目的の掲示等は、学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は、期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし、特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や、期限が過ぎても放置されている掲示物は、撤去します。

## 5 授業料の納付

授業料は、次の期限までに納付してください。

前 期： 4月30日まで

後 期： 10月31日まで

## 6 諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

### (1) 証明書自動発行機により交付するもの

- ①通学証明書交付願
- ②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ③成績証明書
- ④在学証明書
- ⑤卒業（修了）見込証明書（最終学年のみ）

※自動発行機は、教務学生係前に設置しています。工学部以外の自動発行機の設置場所については、学生生活案内（別冊子）で確認してください。

## (2) 教務学生係で交付するもの

### ①学生証

入学時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。また、紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、管理には十分注意してください。

下記の場合は、学生証が必要になりますので、注意してください。

- ・ 期末試験を受験するとき
- ・ 保健管理センターや附属図書館等を利用するとき
- ・ 証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき
- ・ 通学定期乗車券を購入するとき など

なお、卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

#### [再交付]

学生証の紛失、破損及び改姓等をしたときは、教務学生係へ再交付願を提出してください。再発行までに約1週間かかります。また、有効期限が過ぎたときは、教務学生係で新しい学生証と交換してください。

#### [磁気データ消失]

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部教育推進課（鶴甲第1キャンパスK棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

### ②通学証明書

通学証明書は、通学定期券を購入するときに必要となります。通学証明書の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し必要事項を記入の上、教務学生係へ提出してください。

## (3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに3～4日要しますので、余裕をもって教務学生係に申し出てください。

## 7 学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は、速やかに教務学生係へ届出してください。

## 8 授業料免除

学業成績が優秀で、学費の納付が困難な学生に対しては、半期毎に授業料を免除（全額又は半額）する制度があります。

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

## 9 奨学金

奨学金は、大きく2つに分類されます。

- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

## 10 学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に保険金が支払われます。全員加入してください。

詳細については、学生センター及び学生生活案内（別冊子）等で確認してください。

## 11 図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内（別冊子）及び学生生活案内（別冊子）を参照してください。

- 「総合・国際文化学図書館」、
- 「社会科学系図書館」、
- 「自然科学系図書館」、
- 「人文科学図書館」、
- 「人間科学図書館」、
- 「経済経営研究所図書館」、
- 「医学分館」、
- 「保健科学図書室」、
- 「海事科学分館」

## 12 保健管理センター

学生生活をおくる上で最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されています。主な業務としては次のとおりです。

- 「健康診断と再検査・精密検査」、
  - 「健康診断書の発行」、
  - 「救急処置」、
  - 「健康相談（「からだの相談」と「こころの相談）」」、
  - 「保健指導」、
  - 「健康教育」など
- 詳細については、学生生活案内（別冊子）及びホームページ等で確認してください。

## 13 教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を教務学生係に提出して許可を得てください。

## 14 施設の使用

### (1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用に当たっては、次の事項を遵守すること。

- ①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検
- ②退室時における火気点検
- ③所定場所以外の喫煙禁止
- ④危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。
- ⑦常時使用しない移動可能な備品類は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

### (2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業、研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。使用しようとする場合は、教務学生係に申し出てください。

「液晶プロジェクタ」，「プロジェクタ」，「スクリーン」，「指示棒」，  
「レーザーポインタ」等

## 15 自動車，単車の構内乗り入れ規制

教育，研究のための環境条件を維持するために，自動車，単車の構内乗り入れは，次のとおり規制しています。

- (1) 学生の自動車通学は，身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。
- (2) 工学部駐輪場以外の構内への単車乗り入れは禁止しています。
- (3) 単車利用者は，西側の専用路により工学部駐輪場へ入場し，次の事項を遵守してください。
  - ① 工学部駐輪場は，次ページの配置図を参照してください。
  - ② 駐輪場では，奥から詰めて順序よく駐輪してください。
  - ③ 通行中は構内速度規制を順守し，交通安全に心がけてください。
  - ④ 近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音等，騒音を立てないでください。
  - ⑤ 自賠責保険のほか，任意保険にも加入してください。
  - ⑥ 単車を駐輪場に長時間放置しないでください。
- (4) 単車通学者の安全運転意識の向上および事故防止等の観点から単車の駐輪登録を実施しています。教務学生係で登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。

登録時に配付する登録シールのない単車や指定場所以外に駐輪している単車は撤去することがありますので必ず登録してください。

## 16 喫煙

受動喫煙防止を強く押し進める趣旨から，学舎内全面禁煙及びキャンパス内歩行喫煙禁止としています。喫煙は，屋外に設置の喫煙コーナーを利用してください。

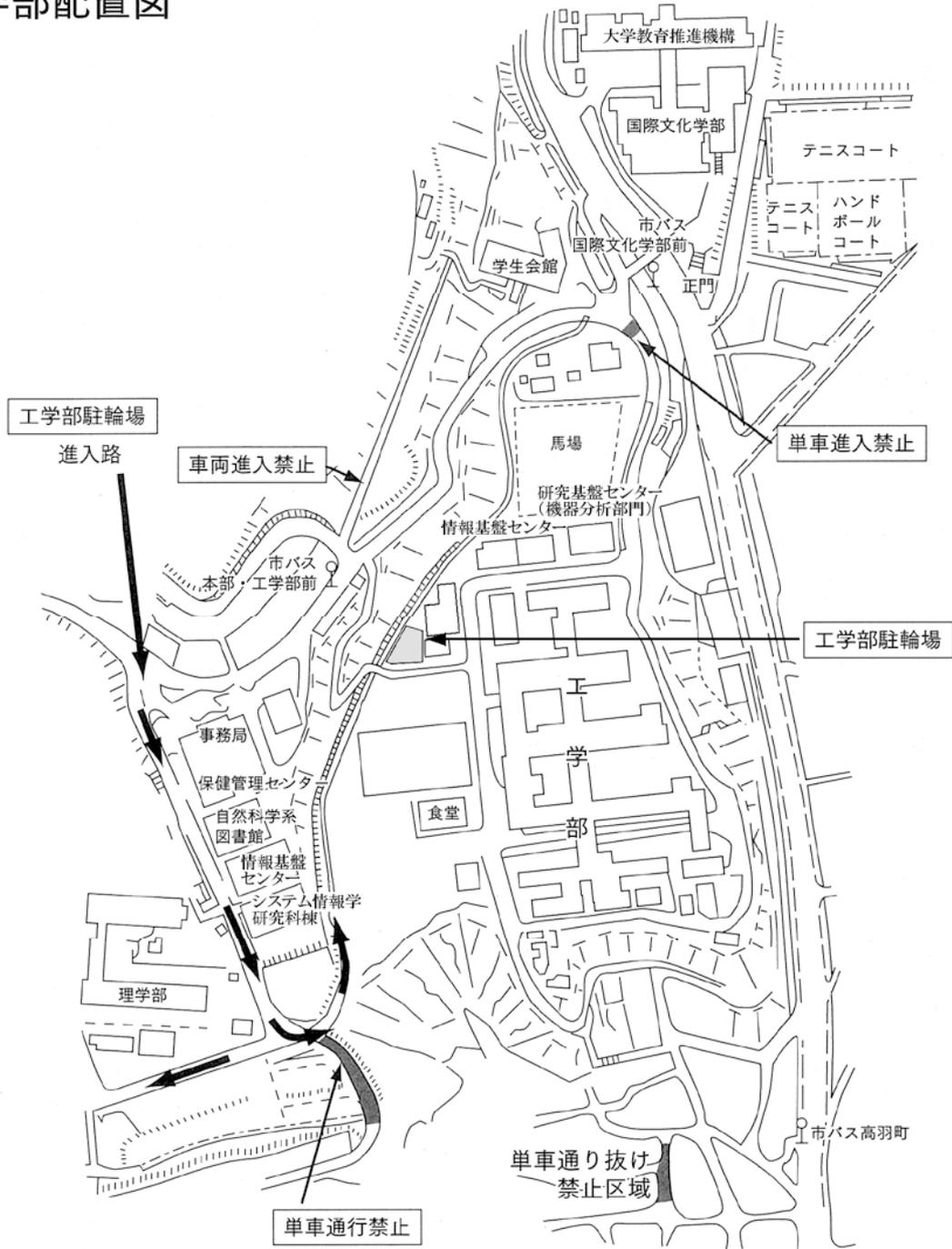
## 17 緊急時の連絡

地震，風水害，火災，交通事故等の災害に被災した学生は，自己及び友人の安否，被災の程度について，速やかに教務学生係へ連絡してください。

電話番号 (078) 803-6350

F A X 番号 (078) 803-6364

# 工学部配置図



1. 奥からつめて順序よく駐輪すること。
2. 出入口付近では時速10km以下の徐行をすること。
3. 歩行者の安全に注意すること。
4. 必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

VIII 學生關係規則等

# 1 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

## (実施機関)

第 2 条 健康診断は、保健管理センターが行う。

## (健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

## (受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

## (健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

## (事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

## (復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

## (証明書の発行)

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 別 表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健 康)	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健 康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

## 2 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料の額)

**第2条** 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の

額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

#### （寄宿料の額）

**第3条** 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700円
居室が単身用の場合	白鷗寮，インターナショナル・レジデンス（単身室）	月額 5,900円
	住吉寮，女子寮，国維寮	月額 18,000円

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額 9,500 円
	国際交流会館（家族室），インターナショナル・レジデンス（夫婦室）	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス（家族室）	月額 14,200 円

2 この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

この規程は，平成26年10月1日から施行する。

### 3 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日制定)

#### 第1章 総 則

##### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

##### (対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）並びに乗船実習科の学生とする。

##### (申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部（1年次生を除く。）、海事科学部（1年次生を除く。）、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科（以下「医学部等」という。）に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

##### (免除実施可能額及び選考基準)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

##### (申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

#### 第2章 授業料の免除

##### (経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

**第 7 条** 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内）において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

**2** 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5) その他本学において必要と認める書類

### 第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

**第 8 条** 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合。

**2** 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

**3** 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

#### (月割分納)

**第 9 条** 前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合であつて、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

**2** 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

**3** 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし、毎月5日までに納付するものとする。

### 第 4 章 許可の取消し

#### (許可の取消し)

**第 10 条** 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

#### (許可を取り消された者に係る授業料)

**第 11 条** 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

### 第 5 章 雑 則

#### (雑 則)

**第 12 条** この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 4 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

### (懲 戒)

**第2条** 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

### (懲戒の内容)

**第3条** 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
  - イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。
  - ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

### (懲戒の発議)

**第4条** 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

### (複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

**第5条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部にも所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

### (弁 明)

**第6条** 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

#### (懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

#### (懲戒処分の通知)

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

#### (懲戒の発効)

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

#### (無期停学の解除)

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

#### (異議申立て)

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

#### (読替規定)

第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあつては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

## 5 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、次の申し合わせを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
  - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
  - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
  - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
  - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
  
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならないが、学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
  
- 3 申し合わせ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

## 6 神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日制定

### (趣 旨)

**第 1 条** この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

**第 2 条** 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
  - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
  - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
  - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
  - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

### (表彰候補者の推薦)

**第 3 条** 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

### (被表彰者の選考及び決定)

**第 4 条** 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

### (表彰の方法)

**第 5 条** 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事 務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

## 7 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成18年1月24日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等（以下「学生等」という。）が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントの防止等に関する事項を定める。

### (定 義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからハに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を悪化させることをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を著しく阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害することとなる不適切な言動等を行うことをいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 大学教育推進機構、医学部、人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科、自然科学系先端融合研究環、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、社会科学系教育研究府、統合研究拠点、日欧連携教育府、農学研究科附属食資源教育研究センター、情報基盤センター、連携創造本部、留学生センター、国際コミュニケーションセンター、研究基盤センター、環境管理センター、保健管理センター、キャリアセンター及び事務局（監査室及びコンプライアンス室を含む。）をいう。

### (防止委員会)

**第3条** 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科，自然科学系先端融合研究環及び経済経営研究所から選出された教授又は准教授各1人
  - (3) 事務局長
  - (4) 保健管理センター所長
  - (5) 事務局長が指名した事務系職員若干人
  - (6) その他学長が必要と認めた者
- 3 防止委員会は，次に掲げる事項を行う。
- (1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
  - (2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。
  - (3) その他ハラスメントの防止に関すること。
- 4 第2項第2号，第5号及び第6号の委員は，学長が任命する。
- 5 第2項第2号，第5号及び第6号の委員の任期は2年とし，再任することができる。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 6 防止委員会に委員長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。
- 7 委員長は，防止委員会を招集し，その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代行する。
- 9 防止委員会において，ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては，関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。
- 10 この条に定めるもののほか，防止委員会の運営に関し必要な事項は，防止委員会が定める。

**(相談への対応)**

**第4条** 防止委員会は，ハラスメントに関する相談について審議した結果，必要と認めた場合は，学長へハラスメント調査委員会の設置を要請し，又は関係する部局の長へ対応に係る指示等を行うものとする。

- 2 前項の規定により，防止委員会から対応に係る指示を受けた部局の長は，適切に対処し，当該結果を速やかに防止委員会委員長に報告するものとする。

**(相談窓口)**

**第5条** ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き，次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部局の長及び部局選出の評議員
  - (2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める者
  - (3) 部局の長から指名された職員
  - (4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー
- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については，防止委員会が定めるものとし，部局の長は，相談員の指名に当たっては，女性の指名について配慮するものとする。
- 3 相談員の責務は，次に掲げるとおりとする。
- (1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに，自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

(3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、次条に定めるアドバイザリー・ボードの座長に報告すること。

(4) アドバイザリー・ボードから報告のあった措置等について、被害を訴えた人に適宜報告すること。

4 相談員は、学長が委嘱する。

5 相談員の所属、氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、アドバイザリー・ボードの座長に報告するものとする。

#### (アドバイザリー・ボード)

**第6条** 大学にハラスメントに関する相談に対応するため、アドバイザリー・ボード（以下「ボード」という。）を置く。

2 ボードは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 第3条第2項第1号に規定する理事

(2) 事務局長

(3) 保健管理センター所長

(4) その他学長が必要と認めた者

3 ボードに座長を置き、防止委員会の委員長をもって充てる。

4 ボードは、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、防止委員会の開催を要請し、又は部局の長に適切な指示等を行うものとする。

5 ボードの指示等を受けた部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかにボードの座長に報告するものとする。

6 ボードは、防止委員会等の措置について、必要に応じ、相談について報告のあった相談員等に報告する。

#### (調査委員会)

**第7条** 学長は、防止委員会委員長の要請に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、ハラスメントの生じた状況等を勘案して、防止委員会委員から2人及び学長が指名した職員3人以上の委員をもって組織する。

3 委員長は、学長が指名する。

4 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

5 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めるものとする。

6 調査委員会は、調査を行うに当たっては、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他

の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。

- 7 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 9 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 10 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### (調査結果への対処)

- 第8条** 学長は、調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
  - 3 学長は、調査委員会の調査結果を、必要に応じて関係する部局の長に通知するものとし、通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

#### (調査結果等の取扱い)

- 第9条** 調査委員会の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

#### (不利益取扱いの禁止)

- 第10条** 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

#### (事務)

- 第11条** ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事労務課又は学務部学生支援課において行う。

#### (雑則)

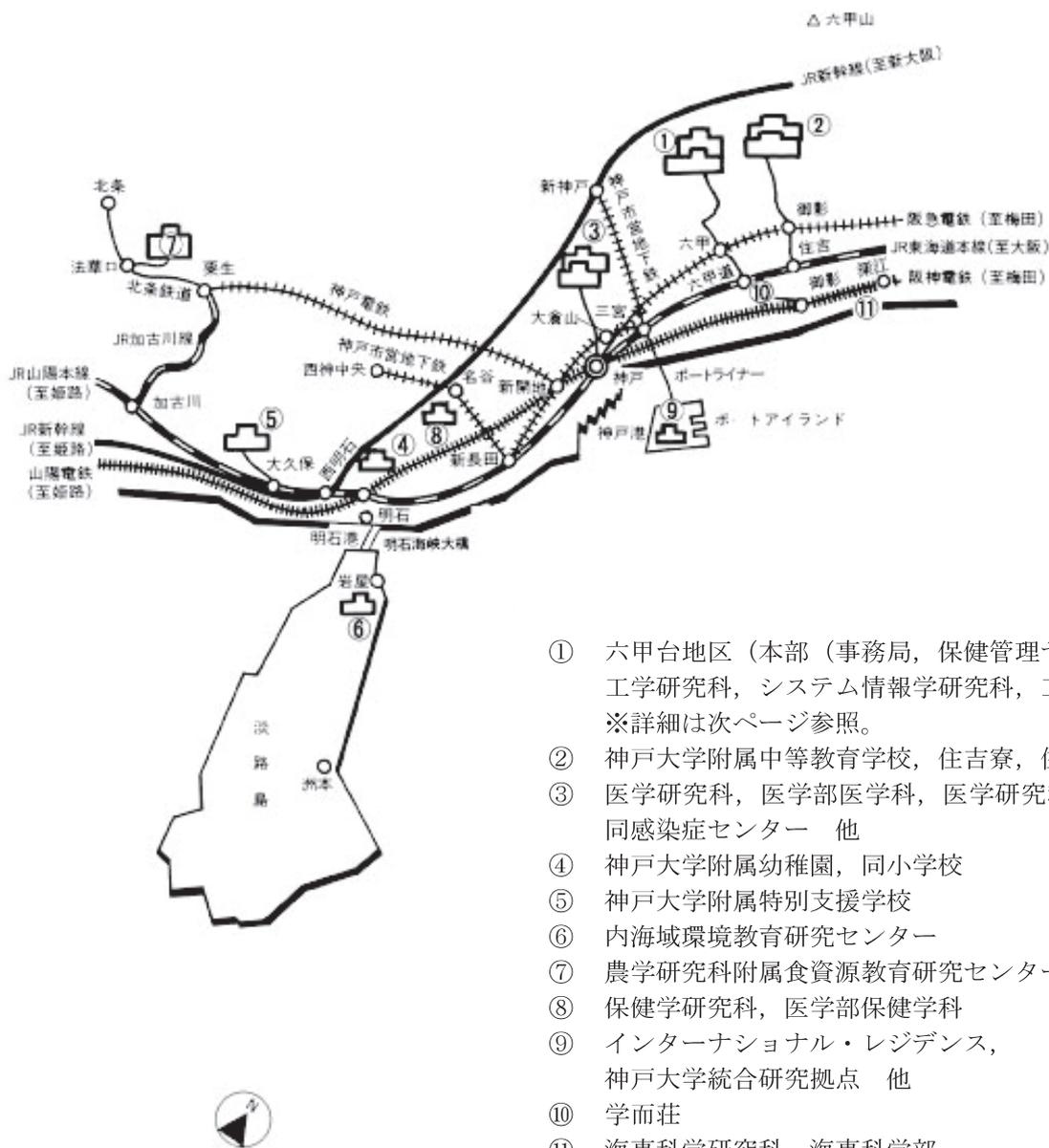
- 第12条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

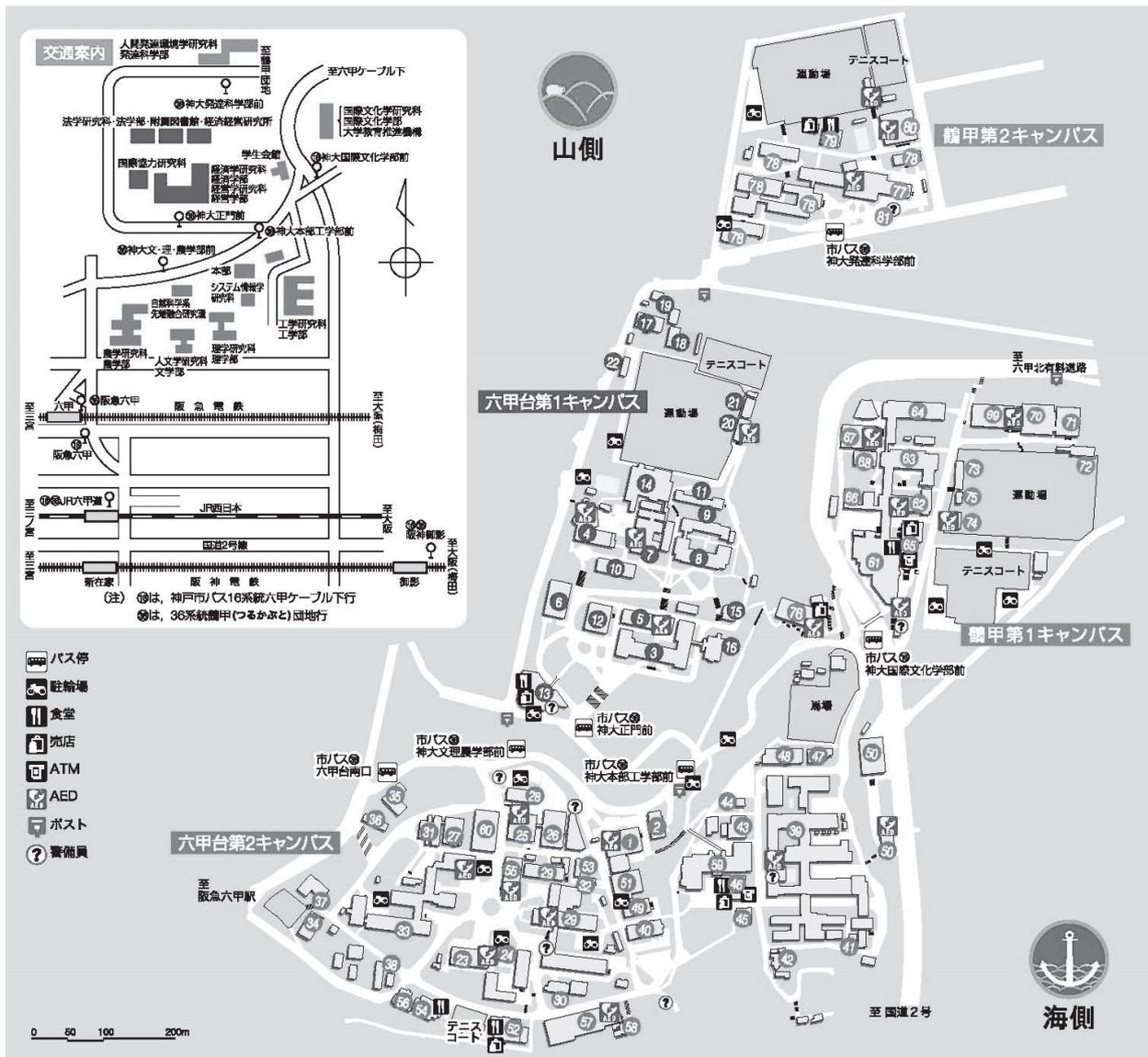
IX 神戸大学配置図等

# 1 神戸大学配置図



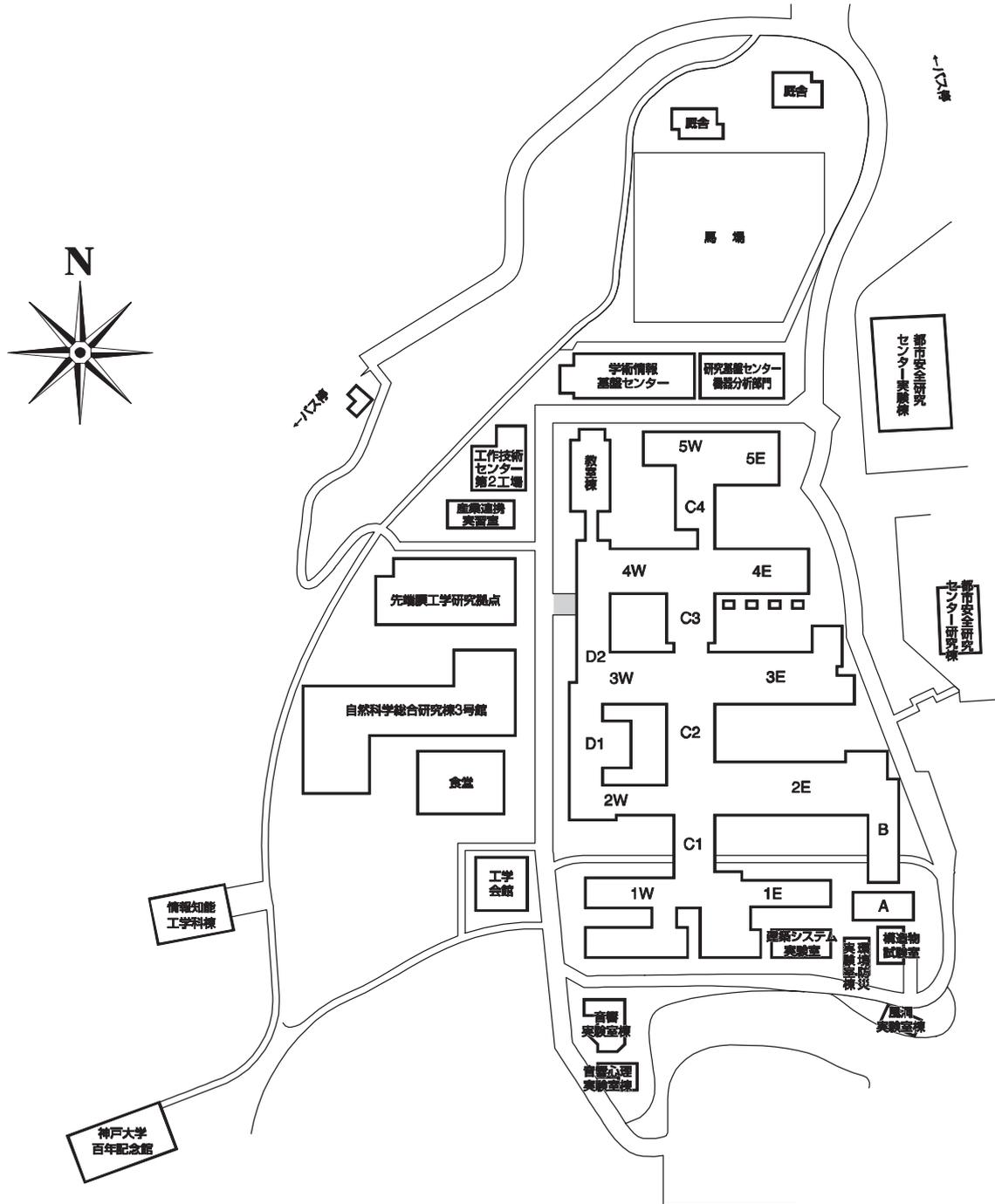
- ① 六甲台地区（本部（事務局，保健管理センター），工学研究科，システム情報学研究科，工学部 他）  
※詳細は次ページ参照。
- ② 神戸大学附属中等教育学校，住吉寮，住吉学生国際宿舎 他
- ③ 医学研究科，医学部医学科，医学研究科附属動物実験施設，同感染症センター 他
- ④ 神戸大学附属幼稚園，同小学校
- ⑤ 神戸大学附属特別支援学校
- ⑥ 内海域環境教育研究センター
- ⑦ 農学研究科附属食資源教育研究センター
- ⑧ 保健学研究科，医学部保健学科
- ⑨ インターナショナル・レジデンス，神戸大学統合研究拠点 他
- ⑩ 学而荘
- ⑪ 海事科学研究科，海事科学部

## 2 六甲台キャンパス案内



- ① 本部(事務局,保健管理センター)
- ② 特高受電所
- ③ 六甲台本館(経済学研究所・経済学部,経営学研究所・経営学部)
- ④ 六甲台第二学舎(法学研究所・法学部)
- ⑤ 六甲台第三学舎
- ⑥ 六甲台第五学舎(国際協力研究所)
- ⑦ 社会科学系図書館
- ⑧ 経済経営研究所(兼松記念館)
- ⑨ 経済経営研究所新館・経済経営研究所図書館・機械計量室
- ⑩ 六甲台第四学舎・企業資料総合センター
- ⑪ 第二研究室
- ⑫ 出光佐三記念六甲台講堂
- ⑬ 社会科学系アカデミア館(放送大学兵庫学習センター)
- ⑭ 社会科学系フロンティア館
- ⑮ 三木記念同窓会館
- ⑯ 法科大学院自習棟
- ⑰ 武道場
- ⑱ 弓道場
- ⑲ 人間発達環境学研究所・発達科学部実習観察園,管理棟
- ⑳ 課外活動第一共用施設
- ㉑ 課外活動第二共用施設
- ㉒ 課外活動第三共用施設
- ㉓ 人文学研究所・文学部学舎
- ㉔ 人文学研究所棟・人文学系図書館
- ㉕ 自然科学総合研究棟1号館(自然科学系先端融合研究棟)
- ㉖ 自然科学総合研究棟2号館
- ㉗
- ㉘ 連携創造本部
- ㉙ 理学研究所・理学部学舎
- ㉚ 研究基盤センター(極低温部門)
- ㉛ 研究基盤センター(アイトーブ部門)
- ㉜ 共同実験室
- ㉝ 農学研究科・農学部学舎
- ㉞ 農学研究科・農学部温室
- ㉟ 農学研究科・農学部機械工場
- ㊱ 農学研究科・農学部畜産加工工場
- ㊲ 農学研究科・農学部動物飼育室
- ㊳ 農学研究科・農学部硝子観察室等
- ㊴ 工学研究所・工学部学舎
- ㊵ システム情報学研究所・工学部(情報知能工学科)学舎
- ㊶ 工学研究所・工学部環境防災実験室棟,構造実験室
- ㊷ 工学研究所・工学部音響実験室棟,音響心理実験室棟
- ㊸ 工学研究所・工学部工作技術センター
- ㊹ 工学研究所・工学部産学連携実験室
- ㊺ 工学会館
- ㊻ 工学研究所・工学部食堂
- ㊼ 研究基盤センター(機械分析部門)
- ㊽ 情報基盤センター(分館)
- ㊾ 情報基盤センター(本館)
- ㊿ 都市安全研究センター
- 1 自然科学系図書館
- 2 六甲台南食堂(ランスボックス)
- 3 環境管理センター
- 4 瀬川記念学術交流会館
- 5 遺伝子実験センター・バイオシグナル研究センター
- 6 眺望館
- 7 神戸大学百年記念館(神大会館),留学生センター
- 8 山口篤子記念館
- 9 自然科学総合研究棟3号館
- 10 自然科学総合研究棟4号館
- 11 総合国際文化学図書館,キャリアセンター
- 12 学生センター
- 13 大学教育推進機構(全学共通教育部)実験棟
- 14 国際コミュニケーションセンター
- 15 国際文化学研究所・国際文化学部学舎
- 16 大学教育推進機構(全学共通教育部)大中講義棟
- 17 大学教育推進機構(全学共通教育部)講義棟
- 18 大学教育推進機構(全学共通教育部)化学実験室
- 19 第一体育館
- 20 第二体育館
- 21 武道場
- 22 課外活動施設(音楽練習室)
- 23 屋外運動場附属施設
- 24 課外活動施設(高井記念学生スポーツ会館)
- 25 課外活動施設(トレーニング室)
- 26 学生会館
- 27 人間発達環境学研究所・発達科学部学舎・人間科学図書館・発達支援インスティテュート
- 28 人間発達環境学研究所・発達科学部学舎
- 29 人間発達環境学研究所・発達科学部食堂
- 30 人間発達環境学研究所・発達科学部体育館
- 31 門衛所

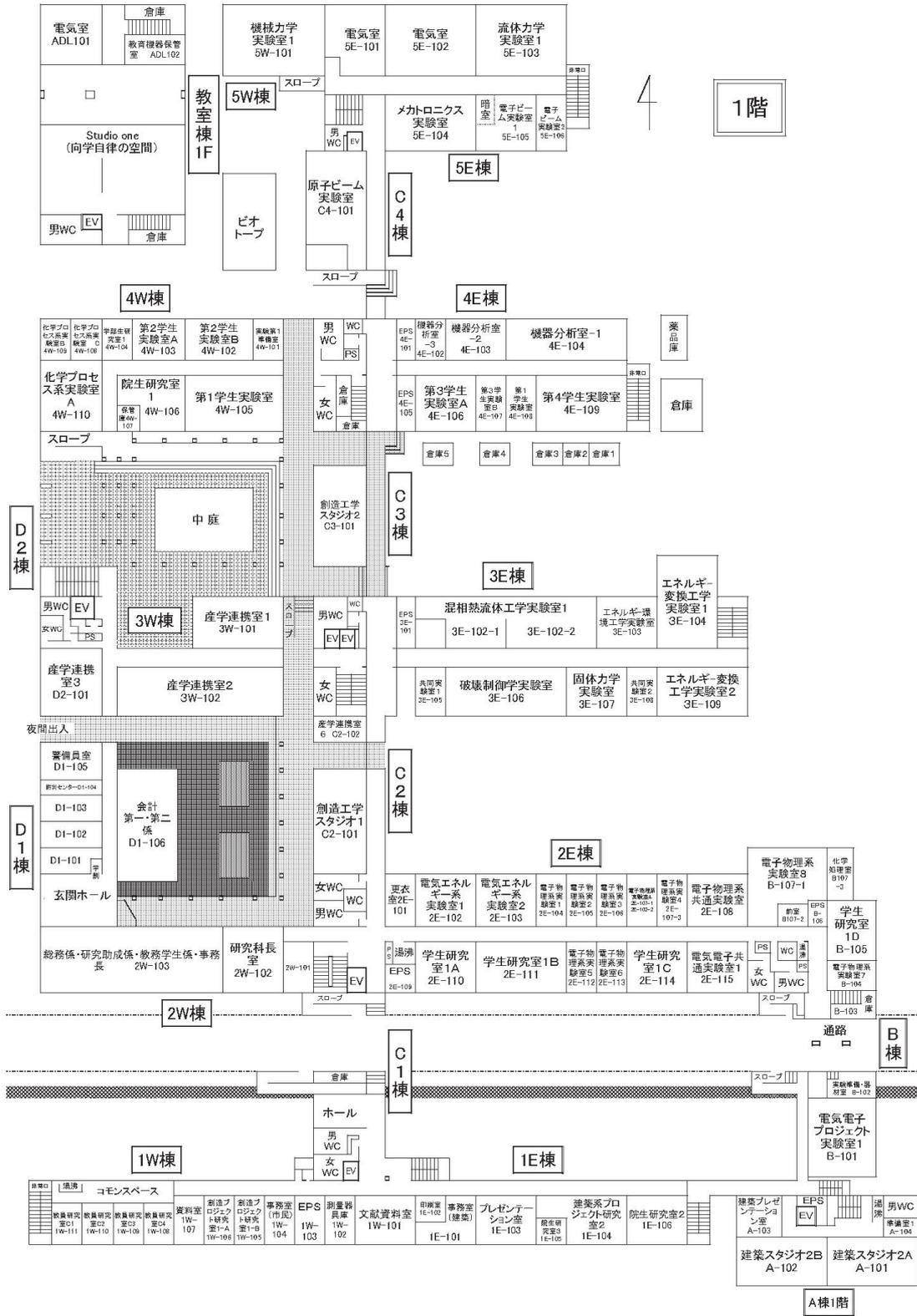
### 3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図

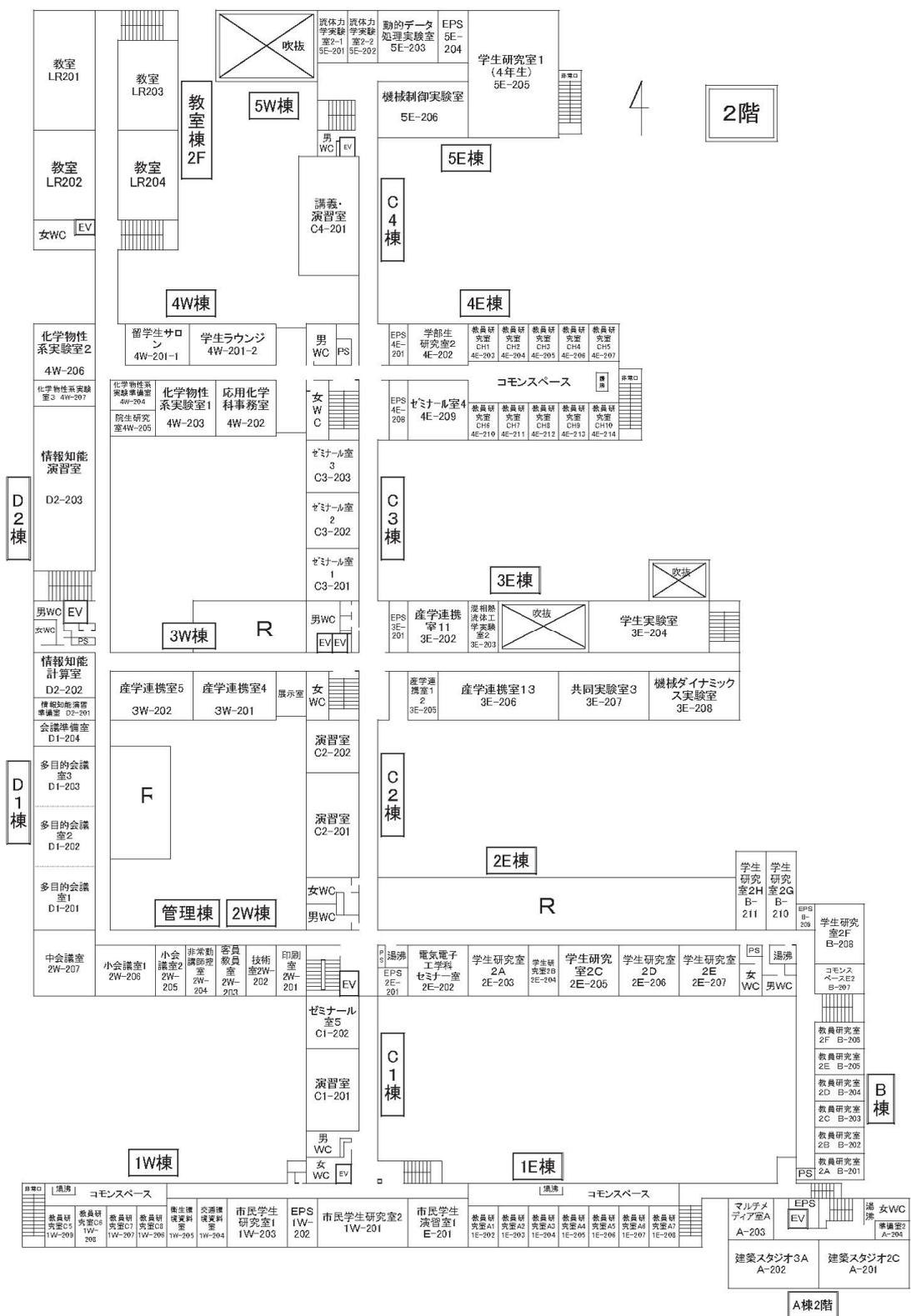


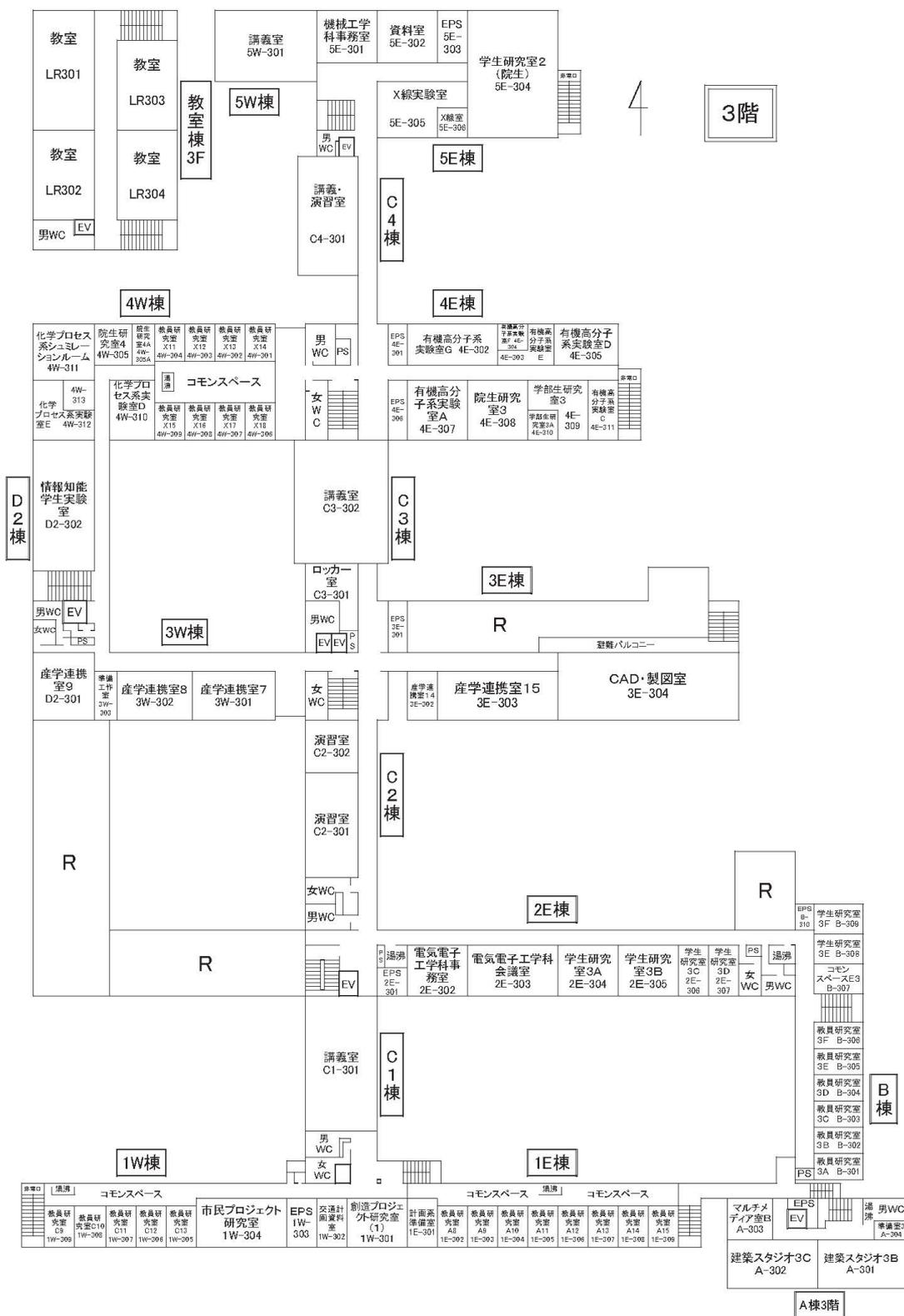
# 4 工学部学舎平面図

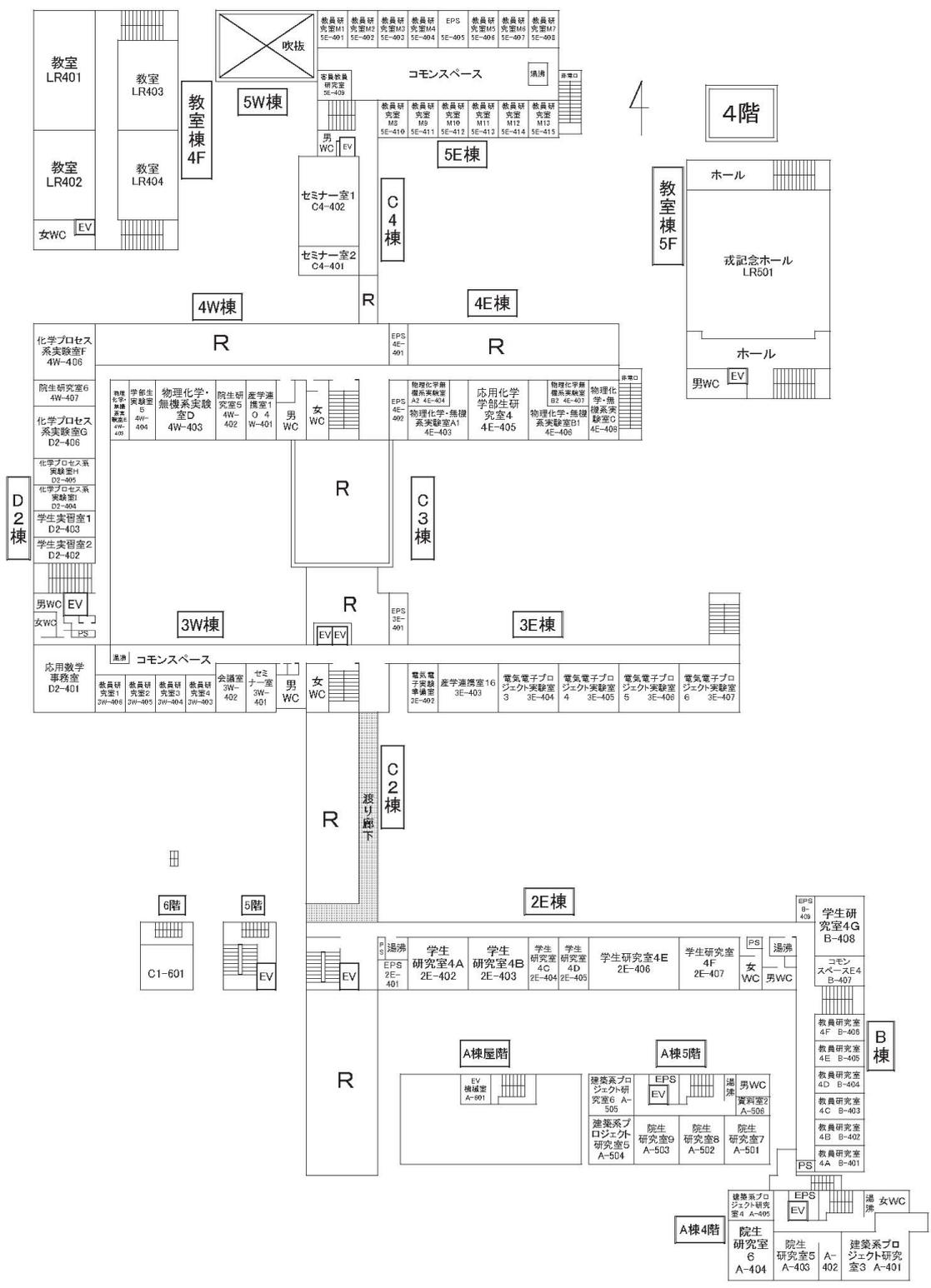
4 G階・地階



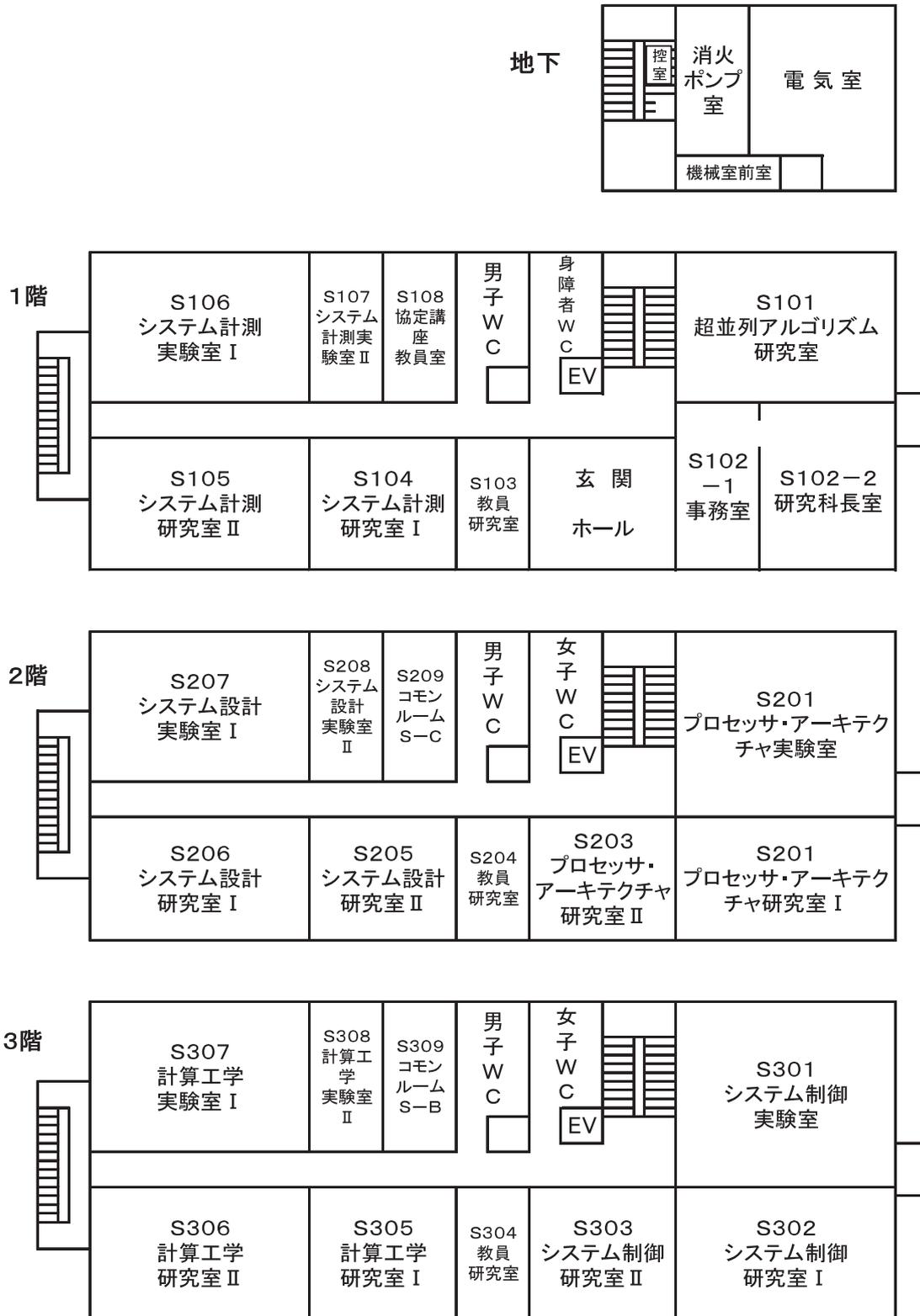


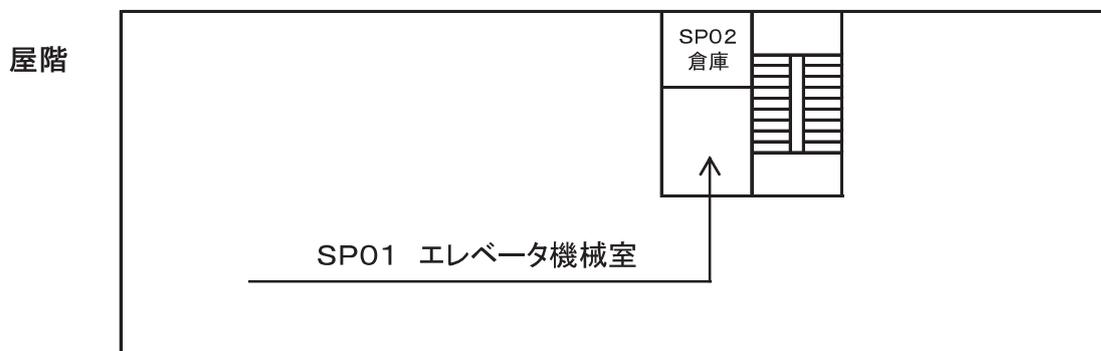
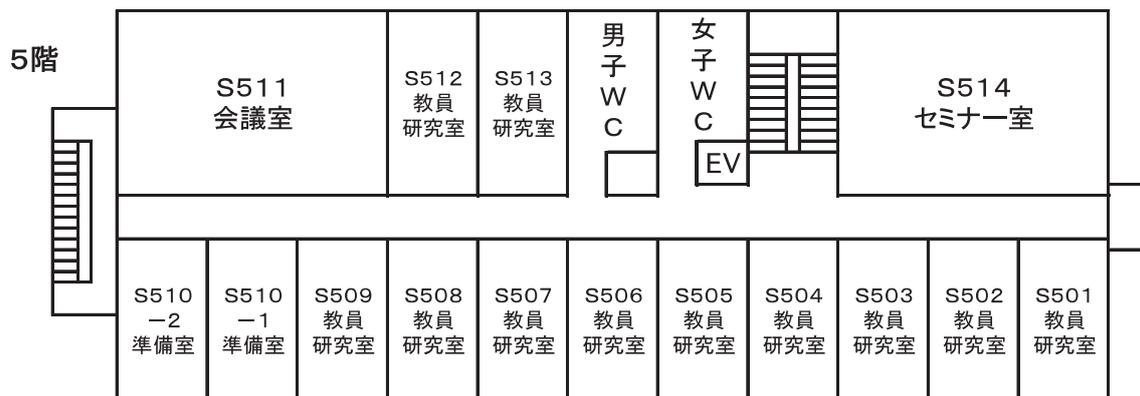






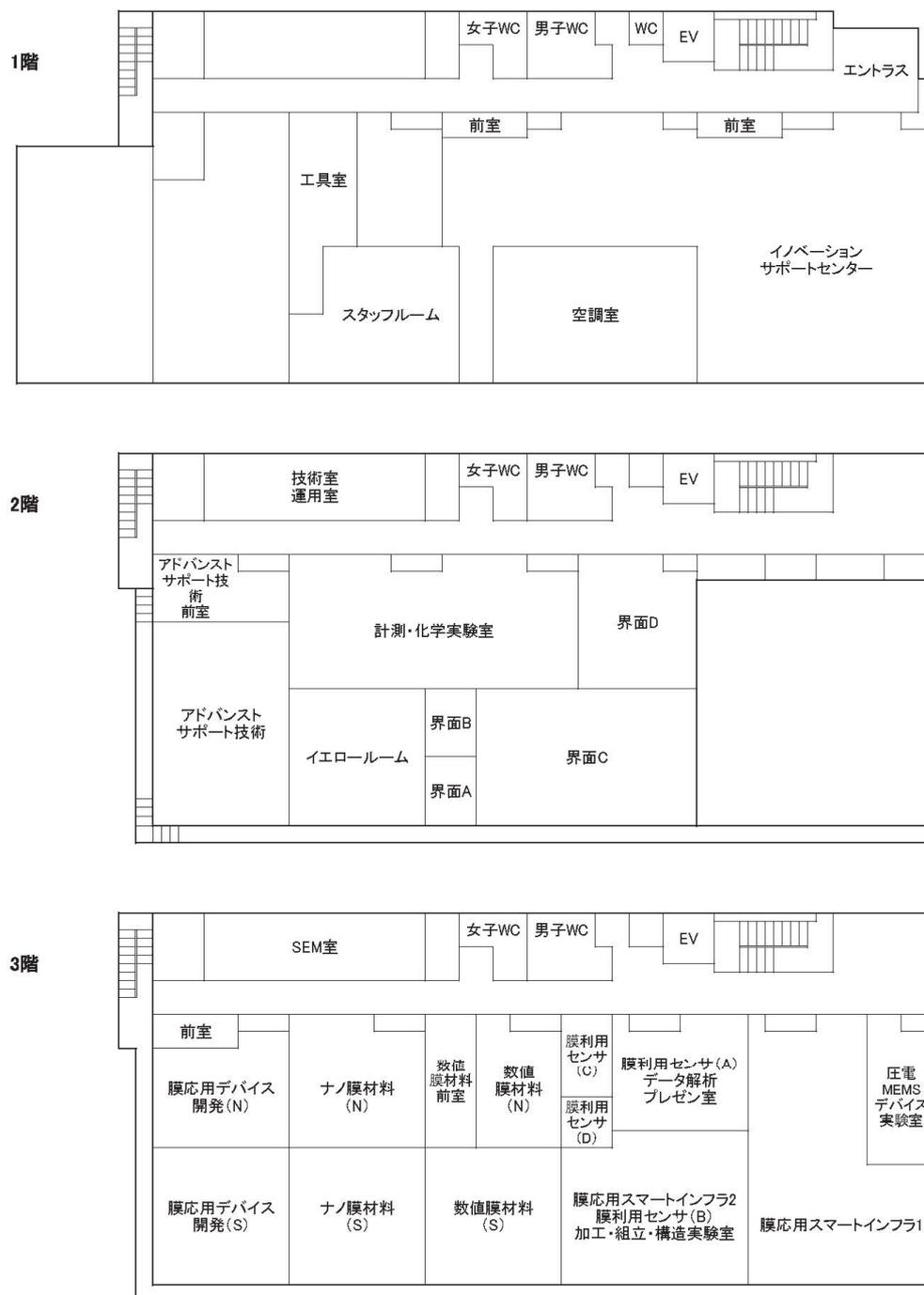
5 システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎平面図



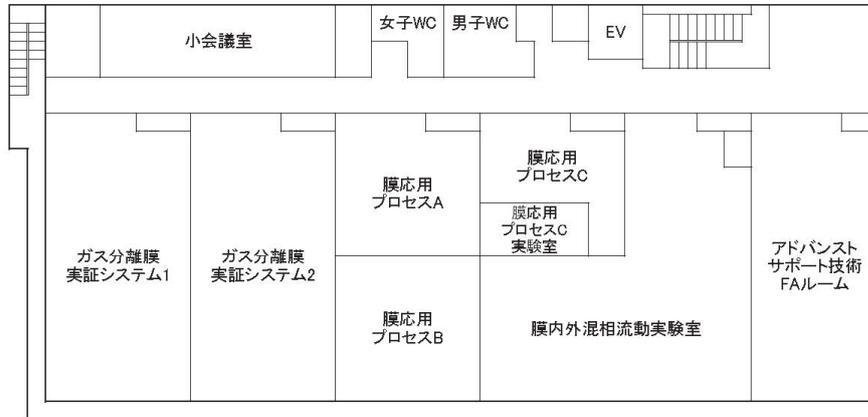




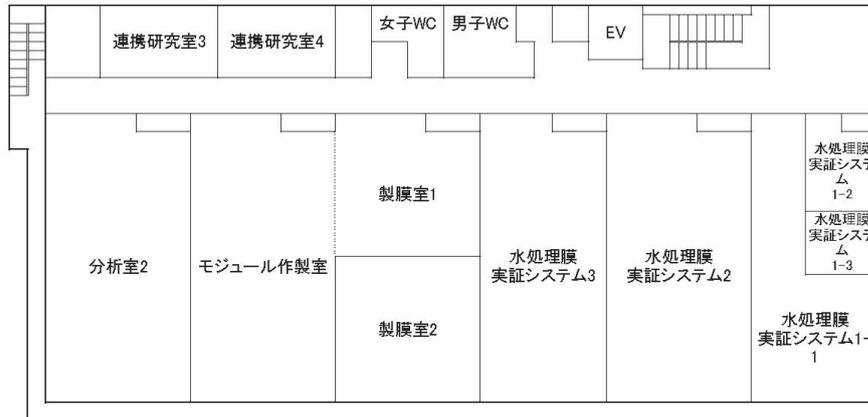
## 7 先端膜工学研究拠点平面図



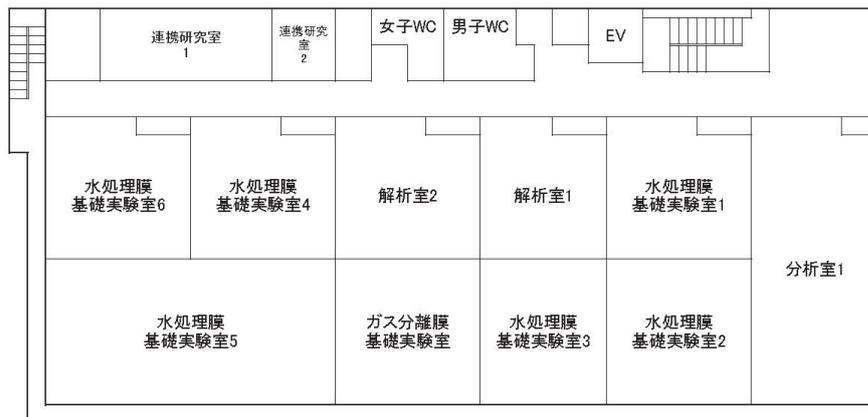
4階



5階



6階



## 8 教室設備等一覧表

教室No	収容数	マイク	教育機器	教室No	収容数	マイク	教育機器
LR201	150	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C1-201	38	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR202	110	○	PJ(天吊型), OHP	C1-301	120	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR203	66	×	PJ(天吊型)	※C2-101	60	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR204	66	×	PJ(天吊型)	※C2-201	75	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR301	150	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C2-202	26	×	PJ(キャビン収納)
LR302	110	○	PJ(天吊型), OHP	※C2-301	75	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR303	66	×	PJ(天吊型)	※C2-302	28	×	PJ(キャビン収納), OHP
LR304	66	×	PJ(天吊型)	※C3-101	70	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR401	150	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C3-201 (ゼミナール室1)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR402	110	○	PJ(天吊型), OHP, VHS	※C3-202 (ゼミナール室2)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR403	66	×	PJ(天吊型)	※C3-203 (ゼミナール室3)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR404	66	×	PJ(天吊型)	C3-302	179	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR501	300	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD(ボックス内), OHP	※C4-201	102	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
5W-301	112	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP	※C4-301	102	○	PJ(天吊型), VHS, DVD, OHP

- ・※＝個人机又は長机（ほかはすべて連結机）。
- ・○＝マイクあり，×＝マイクなし。
- ・スクリーンは全教室完備

(機器名称略) PJ＝液晶プロジェクタ，MP＝マルチプロジェクタ，  
OHP＝オーバーヘッドプロジェクタ

## 9 主な部局等所在地及び電話番号

部局等名	所在地	電話番号
学生センター	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	学務課 803-5210
		学生支援課 803-5221
キャリアセンター		キャリア支援課 803-5218
保健管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
経済経営研究所図書館	〒657-8501	803-7025
社会科学系図書館	神戸市灘区六甲台町2-1	803-7339
自然科学系図書館	〒657-8501	803-5306
人文科学図書館	神戸市灘区六甲台町1-1	803-5585
総合・国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	803-7351
人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	803-7951
附属図書館医学分館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	382-5310
保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	796-4505
附属図書館海事科学分館	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	431-6239
情報基盤センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5370
連携創造本部		803-5945
遺伝子実験センター		803-5955
バイオシグナル研究センター		
留学生センター		803-5265
都市安全研究センター		803-6437
分子フォトサイエンス研究センター		803-5761
研究基盤センター		803-5398
内海域環境教育研究センター	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事務室(0799)72-2374
環境管理センター		803-5990
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	〒657-8501	
文学部 人文学研究科	神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5595

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
国 際 文 化 学 部 国 際 文 化 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 鶴 甲 1-2-1	教 務 学 生 係 803-7530
発 達 科 学 部 人 間 発 達 環 境 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 鶴 甲 3-11	教 務 学 生 係 803-7924
附 属 中 等 教 育 学 校	〒658-0063 神 戸 市 東 灘 区 住 吉 山 手 5-11-1	811-0232
附 属 小 学 校 附 属 幼 稚 園	〒673-0878 明 石 市 山 下 町 3-4	小 学 校 912-1642 幼 稚 園 911-8288
附 属 特 别 支 援 学 校	〒674-0051 明 石 市 大 久 保 町 大 窪 2752-4	事 務 室 936-5683
法 学 部 法 学 研 究 科		教 務 係 803-7234
経 济 学 部 経 济 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 2-1	教 務 係 803-7250
経 营 学 部 経 营 学 研 究 科		教 務 係 803-7260
理 学 部 理 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 1-1	教 務 学 生 係 803-5767
医 学 部 医 学 科 医 学 研 究 科	〒650-0017 神 戸 市 中 央 区 楠 町 7-5-1	教 務 学 生 係 382-5205 教 務 学 生 係 382-5193
附 属 病 院	〒650-0017 神 戸 市 中 央 区 楠 町 7-5-2	代 表 382-5111
医 学 部 保 健 学 科 保 健 学 研 究 科	〒654-0142 神 戸 市 須 磨 区 友 ヶ 丘 7-10-2	教 務 学 生 係 796-4504
工 学 部 工 学 研 究 科		教 務 学 生 係 803-6350
シ ス テ ム 情 報 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 1-1	
農 学 部 農 学 研 究 科		教 務 学 生 係 803-5928
附 属 食 資 源 教 育 研 究 セ ン タ ー	〒675-2103 加 西 市 鷲 野 町 1348	事 務 室 (0790)49-0341
海 事 科 学 部 海 事 科 学 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 東 灘 区 深 江 南 町 5-1-1	教 務 係 431-6223 学 生 係 431-6225
国 際 協 力 研 究 科	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 2-1	教 務 係 803-7267
経 济 経 营 研 究 所 附 属 政 策 研 究 リ エ ン セ ン タ ー	〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 2-1	事 務 803-7272

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	代 表 302-5335
住 吉 寮	〒658-0063	事 務 室 851-4075
住 吉 学 生 国 際 宿 舎	神戸市東灘区住吉山手7-3-1	
白 鷗 寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	事 務 室 411-6231
国 維 寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3-2-33	事 務 室 803-2710
女 子 寮	保安上の理由により所在地・電話番号は掲載していません。	

学 生 便 覧 2015

神 戸 大 学 工 学 部

〒657-8501 神 戸 市 灘 区 六 甲 台 町 1 - 1

(078)803-6350